

SOBUN VOL.35  
2020

川越藩前橋分領「龍蔵寺村日記」について

関口荘右

翻刻 川越藩前橋分領 龍蔵寺村日記

古文書係

群馬県立文書館における学校連携の取り組み

―現状報告と今後の展望―

大谷憲康

# 川越藩前橋分領「龍蔵寺村日記」について

関口 荘右

はじめに

「龍蔵寺村日記」は、前橋市龍蔵寺町自治会寄託「龍蔵寺町自治会文書」（請求番号P8303）のうち、I「日記控帳 一番 中通 龍蔵寺村」（安永5年正月、文書No.14、以後「日記控帳」）、II「龍蔵寺代替日記案文控」（安政3年、文書No.53、以後「代替日記」という2点の文書の総称である。

「龍蔵寺自治会文書」は、昭和59年（1984）2月、当館へ寄託申込・寄託契約締結の総点数813点の文書群である。本文書群は、前述の寄託受入に先立ち、昭和58年10月に群馬県史編さん室近世史部会が県史編纂事業の一環として調査し、近世文書53点を写真撮影、収集した。この内の2点は、県立文書館編『群馬県史収集複製資料目録』第1集（平成6年3月刊）に収録され<sup>(1)</sup>、複製本により閲覧公開している。古文書原本については、昭和60年9月から792点を閲覧公開している。本文書群の年代は、元禄14年（1701）から昭和47年（1972）にわたる。内容的には、①前記2点が含まれる近世龍蔵寺村村方文書、②近代龍蔵寺村戸長役場関係文書、③近

代南橋村大字龍蔵寺村関係文書の3つに大別される。

I「日記控帳」は、昭和37年10月、群馬大学史学会近世・近代史部会編集、群馬大学史学山田研究室発行『群馬県史料集成1 竜蔵寺村日記』がある。今回、この翻刻文を再度原本と照合・検証し、II「代替日記」の翻刻文を加筆して、近世後期の上州農村史研究等に資するため掲載するものである。

## 一 近世龍蔵寺村の概要

(1) 龍蔵寺村の立地と領主支配の変遷

近世の勢多郡龍蔵寺村は、前橋城の北北東に位置し、北東・東側は、上細井村・下細井村と接し、境を赤城白川（史料は「白川」）が南流した。南・西・北西側は、青柳村と接した。龍蔵寺村は、かつて青柳村から分村したとされる<sup>(2)</sup>。

村内南東部には、天台宗・青柳山龍蔵寺（古くは満願寺）があり、村名はこの寺名に由来するという。境内には、元三大師良源が祀られ、古くから「青柳大師様」（厄除け元三大師）の名で親しまれ、その命日とされる正月3日は、現在も

多くの参拝客で賑わっている。

同村の領主支配は、近世を通じて前橋藩（途中川越藩）領であった。天正18年（1590）8月、徳川家康は関東入部に伴い、家臣の平岩親吉を厩橋城3万3000石に封じた。慶長6年（1601）3月、平岩家に代わり、酒井重忠が武州川越城から3万3000石で入封し、以後酒井家が9代にわたって在城した。寛延2年（1749）正月、酒井家が播磨国姫路へ転封となると、姫路から松平朝矩（大和守家）が15万石で入封した。明和4年（1767）閏9月、松平家が武蔵国川越へ藩庁を移し、以後慶応3年（1867）4月に藩主松平直克（17万石）が前橋へ戻るまで、龍蔵寺村等は川越藩の上州分領地となり前橋陣屋役所が設置され支配された。今回取り上げた「龍蔵寺村日記」2点は、いずれもこの時期に記された文書である。その後、龍蔵寺村は明治4年（1871）7月、廃藩置県により前橋県となり、同年10月群馬県（第1次）の管轄下となった。

## （2）龍蔵寺村の名主役と村高等の変遷

名主役の変遷が断片的に記載されている『群馬県立文書館収蔵文書目録26』（2008年3月）の解題・表1を基に、「日記控帳」の記載事項を加筆・修正したのが【表1】である。同村内の数名ほどの有力者が、1年ないし数年ごとに交代で名主を務めていたことがわかる。

近世龍蔵寺村の村高について、「寛文郷帳」では152石余で、

うち田方29石余・畑方123石余であった（≒約81%畑方）。「元禄郷帳」では同じく152石余、寛保2年（1742）の村高は169石余であった（『前橋市史2』）。その後、「天保郷帳」「旧高旧領取調帳」とも170石余であった。

明和元年（1764）「龍蔵寺村明細帳」（文書No.1）によると、当時の龍蔵寺村の概況は以下の通りであった。

①村高169石7斗8升6合、反別17町2反2畝6歩（田方2町3反2畝9歩、畑方14町8反9畝23歩）≒約86%畑方。

②南北6町程（約650m）、東西4町半程（約490m）。

③薪・秣場は赤城山で採取。

④郷蔵（縦3間・横2間）は年貢地、蔵番を村中にて勤め。

⑤堰11か所、年人足500人程、竹木・枝木・縄・簾・柴埦（埦カ）は領主より支給、青柳・下細井・北代田村へ用いて普請。

⑥赤城白川は、川幅4間、北から東へ流れる。川除普請入用の竹木・萱・縄・柴埦（埦カ）・人足等は領主より支給。青柳村より下細井村までの300間ほどを普請。

⑦養蚕で繭から絹綿糸を3貫目ほど産出。前橋町の市にて売買。年により当たり外れあり。

⑧生業は、稲・麦作のほか芋・菜・粟・稗・大豆・小豆・小角豆の畑作農業が中心。

⑨田の肥やしは干鰯、畑の肥やしは粉糠。

⑩耕作の合間に男は秣・薪等採取。女は糸絹・木綿布作り。  
⑪名主1人、名主給は銭800文で領主より支給。村方より9貫文支出。組頭・判頭9人。

⑫談儀院青柳山 天台宗 龍藏寺、免地高11石5斗。建物は村中にて修復。領主による修復もあり。

⑬百姓屋敷57軒（東19軒・西29軒・北9軒、本百姓55軒、牢人屋敷2軒）。

⑭人数225人（男116人・女109人）、馬数16疋（内8疋上馬）。

⑮馬医1人、牢人医師2人（加々美養泉、渋川泉庵）<sup>(3)</sup>。

本年貢は、かつては検見取りであったが、明和年間（1764～1772）頃から定免法に切り替えられたとされる。

## 二 群馬大学「群馬県史料集成1 竜藏寺村日記」について

龍藏寺町自治会文書「日記控帳」については、先述のように昭和37年10月、群馬大学史学山田研究室発行「群馬県史料集成1 竜藏寺村日記」がある。これは、同研究室が関わった地域史料を同研究室と同大卒業生の史学会近世・近代史部会の協力で、第1集として編集・発行したものである。

史料紹介として、「一、内容は前橋藩に属した龍藏寺村の年番名主が、村政に関する重要事項を書き継いだもので、記事は安永五年に始まり、安政□（原文のまま）年に終わっている」「一、書き入れによる行文の不同は適宜改め、また読解を容易にするため句読点を付した」「本史料は昭和二九年

調査の際書写してあったものを今回原本と照合して正確を期した」とある。

続いて翻刻文が1頁上下2段の表に記されており、「見出し文」（原本には無し）が各々の上部に付されている。

この時期において、同研究室が当該史料の翻刻に取り組み活動されたことは、評価に値する。しかし、その内容は、翻刻文の多数の誤読、誤字・脱字などにより基礎史料たり得ず、今回の当係の取り組みとなった。

## 三 「日記控帳 一番 中通 龍藏寺村」の内容について

この文書は、代々の村役人や関係する人物が、安永3年（1774）11月から文久元年（1861）12月11日にかけて、88年にわたる村政の様々な事項を記したものである。以下、それらの内容を12項目に分類し、その概略を記すこととする。

（1）幕府・川越藩（前橋陣屋役所）関係等

### 【改元の触】

改元については、前橋陣屋郡代所からの触が書き留められ、次のような10件の記述がある。

①安永10年（1781）「四月十三日より天明ト改元」

（「天明」から「寛政」への改元に関する記述無し）

②寛政13年（1801）「年号改め、享和元年ト改号」

③享和4年（1804）「二月十九日、文化と改元、御郡代所

御触御座候」

- ④文化15年(1818)「四月四日より年号改、文政元年改」  
 ⑤文政13年(1830)「寅年より天保改め」  
 ⑥天保15年(1844)「同年、弘化改ル」  
 ⑦弘化5年(1848)「四月中御触れこれ有り、二月十五日より年号改、嘉永元年ト改ル」  
 ⑧嘉永7年(1854)「十二月五日、年号改、安政元と替ル」<sup>(4)</sup>  
 ⑨安政7年(1860)「十一月、年号改、万延元年ト成ル」<sup>(5)</sup>  
 ⑩万延2年(1861)「二月廿七日、年号改、文久元年ト成ル」
- 幕府・朝廷による改元が、地方の大名領村々に、いつ、どのように伝えられたかを示していて興味深い。

### 【領主松平大和守家関係の触】

- 川越(後の前橋)藩主松平大和守家関係の事項については、計9件(①文化元年7月、②文化2年2月、③文化7年正月、④天保6年、⑤嘉永3年正月、⑥嘉永7年正月、⑦嘉永7年7月、⑧安政5年5月、⑨文久元年12月)の記述がある。
- ③は、御殿様(藩主直恒)御病氣、青柳・北代田・才川・清王寺・幸塚・下細井・龍藏寺の7か村が龍藏寺にて護摩焚き、金1分2朱納め(1か村<sup>372</sup>文ずつ)。同年2月、御殿様御逝去、7か村にて金100疋と紙代差し上げ、と記されている。
- ⑤は、嘉永3年正月20日、殿様(松平斉典)病氣、逝去。鳴物・高声・殺生・普請御停止。普請は2月4日より構いなし。祭礼・祝法等止め。村々内町場にある店は閉店。市止め。

村々に自身番設置。火の元入念。夜回り厳重。桶屋・水車・鍛冶屋類の店は閉店。室内の細工職人は苦しからず。殺生商売の者は、来る25日よりお構いなし、と記されている。

### 【領主支配関係の触、願書提出、献上金など】

これらについては、以下の①～⑬の記載がある。①寛政3年3月(殿様前橋町帰国願書)、②享和4年2月(前橋陣屋役人郷藏改)、③文化元年3月(郡代所より博奕、銭取り芝居、操り等差し止め)、④文化5年2月(代官は飯寫徳右衛門、寺社本役は有松喜一郎、御藏方は田辺武一郎)、⑤文政2年(東役所設立、勸農御掛り・勸農肝煎任命、郷例定「文書No.41」)、⑥天保9年4月(幕府巡見使前橋町泊)、⑦天保11年11月(松平家・出羽庄内へ転封「三方領知替」)、⑧弘化3年10月(川越城御殿焼失、領内上納金)、⑨嘉永元年11月(川越城普請出来、前橋役所で吸物・酒)、⑩嘉永5年9月(社倉、蚕積金上納)、⑪嘉永7年正月(異国船渡来、高掛金上納)、⑫安政2年2月(殿様へ献上金)、⑬安政5年5月(利根川大渡掛け橋完成、普請・伝馬)など。特に、幕末期の領主への高額な献上金、件数の多さが顕著である。

### (2) 名主役など村役人交代、村政・事件等

#### 【村役人交代】

これについては、【表1】の通りである。この中で、①寛政11年(1799)から翌12年にかけての名主役選任、②享和2

年（1802）から文化9年（1812）にかけての組頭・長百姓の交代、組頭一名減、③弘化4年（1847）から嘉永5年（1852）にかけての組頭・長百姓交代などについては、村役人層の勢力争いの様相がうかがえる。

### 【村政・事件等】

天明3年（1783）、鎮守神明宮の地所をめぐって、龍藏寺村と上細井村が争論となるが、同年五月和談となった。天明8年4月、高札の普請、郷藏屋根の萱替えが行われ、この際に領主より縄・萱・竹などが支給された。

天保8年（1837）正月、郷藏に盗人が立ち入り、大豆1俵・麦1俵が盗み取られ、番人改めが行われた。弘化3年にも盗賊が郷藏に入り、米1俵を紛失した。この米1俵代は、番人小兵衛が3分の1（1貫文）、村が3分の2（金2分2朱と773文）を差し出すことで埋め合わされた。天保8年2月、村中惣出の村寄合があり、人足・伝馬代金が値上げされた。

嘉永7年3月、前橋町廣瀬河岸へ通船することとなり、新川掘り普請、端気川筋普請が行われた。これに伴い、周辺村々より多数の人足を差し出すことになった。

### （3）風与出、跡式相続、除帳等（戸口①）

風与出（風斗出）、跡式相続、除帳等については、計32件の記載がある（安永3年・同4年・同9年、天明2年・同3年、寛政5年・同8年（2件）・同12年（2件）、享和2年・

同4年、文化3年・同4年・同6年・同7年・同8年（4件）・同9年・同10年（2件）・同11年・同13年、文政元年・同3年・同7年、天保11年・同12年（2件）・同14年」。

「風与出」とは、江戸時代における居住地からの失踪行為全般を意味する用語である。欠落、家出、出奔、立退等類義語もある。年貢村請制<sup>6)</sup>で、突然の村落構成者の減少は、納税者減少を意味した。1軒当たりの税負担が増えるので、領主・村方にとって極めて大きな問題であった。風与出が1人の場合は、書状を発して他村に搜索協力を呼びかけた。当主を含む家族の風与出の場合は、欠落した家の跡式相続人を中心当たりから探すことになった。これらの対応策が不調の場合、領主の許可を得て宗門人別帳・五人組帳等から除帳することになった。寛政期〜天保期の風与出、跡式相続、除帳などの多発は、上州南部、江戸周辺農村等に共通する特徴である。幕府の寛政の改革「旧里帰農令」、同天保の改革「人返しの法」は、このような社会状況への対応策である。

### （4）送り、引取、養子縁組等（戸口②）

龍藏寺村からの人別送り証文、同村への引取証文、養子縁組関係証文などについては、次のような計12件ほどの証書類が書き留められている。

寛政7年（上沖之郷善治弟伊助、龍藏寺村市右衛門賀養子引取）、同9年（真壁村喜八妹、龍藏寺村へ引取）、同10年

(上三原田村弥兵衛女子、龍藏寺村仁助女房に引取)、享和2年(上三原田村弥次郎兵衛甥、龍藏寺村良八厄介引取)、同4年(長吉妹とみ、上三原田村角左衛門姫よめに送り)、文化3年(上沖之郷傳七悻弥源次、龍藏寺村弥左衛門賀養子引取)、同8年(堀越村利八女子、龍藏寺村久兵衛女房引取)、同10年(青梨子村常右衛門男子、龍藏寺村常八養子引取、越後国三嶋郡相沢村定次郎後家、龍藏寺村宇右衛門後家引取の2件)、嘉永2年(龍藏寺村小兵衛弟義平、上沖之郷八十七方へ差し越し、龍藏寺村久兵衛孫初太郎、前橋横町喜藤治方へ養子縁組の2件)、同5年(龍藏寺村久兵衛へ養子、上沖之郷の四郎八・女房ほか子供4人、計6人入帳)である。

#### (5) 宗門改あらため・五人組改

宗門改は、キリシタン信仰を禁止するために設けられた制度である。個人ごとにその信仰する宗派の寺院の檀家たることを当該寺院に証明させ、キリシタンの根絶を期した。この宗門改により作成した戸籍を「宗門改帳」という。「日記控帳」によると、前橋陣屋役所の宗門改は寛政元年、同7年、文化元年、同4年、同5年(上細井村が宿)、同6年(才川村が宿)、文政2年(青柳山龍藏寺で)、同7年(龍藏寺村が宿)、天保8年(各村名主宅)、同13年(龍藏寺村名主宅)、弘化4年5月(上細井村が宿)、嘉永4年(龍藏寺村名主宅)、同7年(各村名主宅)、安政4年3月16日(各村名主宅)に

実施された。状況に応じ不定期に実施されたことがわかる。五人組は、領主の命令により組織された隣保組織である。組の機能・目的は、異教徒や犯罪人を相互監察によって防止・告発することであり、これに対する連帯責任負担、貢納こうのう確保などに利用された。五人組に関する諸事項を改め確認し、帳面に記したものが「五人組御改帳」である。「日記控帳」によると、龍藏寺村の五人組改は、寛政6年(龍藏寺村が宿)、文化2年(下細井村が宿)、同5年(北代田村が宿)、同6年(幸塚村が宿)、同7年(龍藏寺村が宿)、文政10年(龍藏寺村が宿)、天保8年、同15年(龍藏寺村が宿)、弘化4年3月(小坂子村が宿)、嘉永7年(各村名主宅)、安政3年(龍藏寺村が宿)、同4年3月3日(各村名主宅)に行われた。五人組改も状況に応じた不定期実施であった。

宗門改・五人組改ともに、文化・文政期以降、特定の宿村に改め役人・村役人たちが集まり実施するか、各村の名主宅に改め役人・組村役人たちが集まり実施された。その後、安政4年3月、前橋陣屋役所の「御仕法替え」により、龍藏寺村では同時期に宗門改(16日)・五人組改(3日)とも名主宅で実施されたことが記されている。

#### (6) 税・貢租、運上など

これらについては、次の5件ほどの記載がある。

①寛政8年(1796)2月、龍藏寺村の茂八が、(藍)瓶運

上を命じられ、鏝200文を年々差し出すことになった。②文化元年(1804)3月、堰普請資材の竹木・縄・萱・枝木などについて、子(文化元)年より辰(文化4)年までの5か年定免が命じられ、御請書を提出した。③文化元年9月、検見役人4名が、村方宿泊。同年11月9日、龍藏寺村は川役金を金2分2朱と錢741文差し上げた。④同年11月24日、社倉金三分納め。石切運上については、本役3人・弟子3人、べ1貫700文を上納。⑤文化5年(1808)、秋毛不作につき、4石分の引きとなった。

(7) 赤城白川の浚い普請、堰普請、満水等

龍藏寺村の東部を流れる赤城白川の河床浚い普請、堰普請、満水については、安永5年(1776)から文久元年(1861)にかけて多数記述がある(【表2】参照)。沿岸各村の普請人足数、資材運搬の伝馬数、使用資材名とその数量、立会の前橋陣屋役人名などが記されている。普請の多くは、川の水量が少ない2月〜4月頃に行われた。また、普請のほとんどは「御普請」であり、前橋陣屋役所から担当役人が派遣され、必要な資材や資金も藩から支給された(御林竹含む)。

龍藏寺村と隣接する村々による川浚い普請が頻繁に行われた背景には、地域特有の地理的要因があげられる。この地域は、赤城山裾野の傾斜地が終わり平坦部に出る位置にある。現在の赤城白川は、河床面が周囲の住宅地や耕地より高

い「天井川」(7)の様相を呈している。少なくとも近世期以降、この地域は大雨で堆積した河床の土砂石を浚い、それを堤防上等に高く積み上げる普請を繰り返してきたのである。放置しておく、ある程度の雨で洪水を引き起こしやすいのである。「日記控帳」によると、赤城白川の浚い・堰普請は、安永年間3回、天明年間2回、寛政年間5回、享和年間3回、文化年間3回、文政年間3回、弘化年間3回、嘉永年間5回、安政年間4回、文久年間1回の計32回実施された。

龍藏寺村は、この赤城白川・天神堰普請の他に、水害等の節、廣瀬・桃木堰の公儀(幕府)御普請出人足も務めていた。天明浅間山大噴火・泥流被害後の天明3年(1783)11月より翌年正月8日まで、廣瀬・桃木川公儀御普請を務めている。

(8) 自然災害、飢饉・救済

自然災害、飢饉・救済に関して、以下のような記述がある。

【天明浅間山大噴火、寛政期の備荒・救済】

天明3年(1783)の浅間山大噴火、その後の備荒・救済に関するものとしては、次のような記述がある。また、文化2年(1805)閏8月、藩からの資金で郷藏普請が行われた。

①同年7月、浅間山大焼けにて、七日七夜振動、雷転、砂降り。同八日泥水押し出し、我妻(吾妻)川筋家屋敷・人馬数多流れる。同日利根川関根川原へ村方から差し出した人足4人は、(増水により)松の木へ上がり、一夜を明かし



た。同日、鞆<sup>ゆきえ</sup>負河岸（現玉村町）へ米22俵差し出し。問屋の長屋に積んで置いた米俵に泥が入り大変難渋。米商人の損害となり、村方から1俵につき64文ずつ掘賃差し出し。

② 浅間山噴火の砂が降り積もり、その後諸作実らず、田方年貢引きは9石5斗の御容赦。蓄えていた社倉（江戸時代の備荒貯蓄倉）の麦、申（安永5）年より寅（天明2）年まで7か年分が藩から村方に下付された。

③ 同年10月中、百姓が大勢集まり、穀屋・酒屋、町にて9軒、在村にて11軒ほど打ちこわした。吟味が進み、幕府から同心衆が出張、大勢を召し捕った。当御家（川越藩松平大和守家）も、段々参加者を召し捕った。

④ 天明4年9月、前年は凶作であったので、当年より鎮守神明宮に上細井村・龍蔵寺村で御供えを奉獻し披露した。

⑤ 天明7年11月、社倉の麦、卯（天明3）年より未（天明7）年までの5か年分が（救済のため）藩より下し置かれた。

⑥ 寛政2年（1790）11月、領主からの拝借金の利足分だけ米麦に代えて7か年（郷蔵へ）困い込むことを願い上げ（許され）、同月18日、名主良八が拝借金を受け取った。

⑦ 寛政11年9月、社倉麦の9か年分の積み穀を残らず売り払い、金4両に換えた。

### 【文化・文政期の自然災害、備荒・救済】

① 享和4年（1804）2月12日、嵐同然の大風が吹いた。同年（文化元年）7月25日・26日、大風が吹いた。大豆の実り

が悪く違作となり、税が減免された。

② 文化2年（1805）6月から8月5日まで、日照りが続いた。寿延寺が、赤城山において雨乞いを実施したが一切雨が降らなかった。同年7月龍蔵寺で雨乞いを実施したら雨が降った。同年閏8月、藩からの資金で郷蔵普請が行われた。

③ 文化4年12月26日、社倉の麦、寅（文化3）年・卯（文化4）年の2か年分8斗8升を元締め役所へ代納した。

④ 文化11年3月、疫病が流行した。村内出銭、龍蔵寺にて護摩を焚いて祈祷したが、病人は残らず死亡した。家別100文を出して大般若、大師様へ千度参りを行った。同13年閏8月、大嵐にて不作、年貢御容赦4石3斗。後に「摺減米」として龍蔵寺村へ延べ石にて米2俵が藩から下された。

⑤ 文政7年5月13日、夕方、氷打ち（降雹）にて青小麦、その他作入れが残らず打ち落とされる被害があった。藩役所へ夫食拝借願いを提出し、夫食金として1人につき1日売り麦3合ずつ、6月1日より閏8月晦日まで日数117日、当村人数62人が拝借した。降雹につき、麦の税減免。同年夏の出水につき、大豆の税も減免。

⑥ 文政8年6月16日、申（文政7）年拝借金を藩へ返納した。

⑦ 文政11年6月29日、大雨・大風にて川々満水となり、所々の堰・橋が抜け、龍蔵寺村も寺の後ろが水入りとなった。

### 【天保の飢饉、疫病流行】

① 天保4年（1833）、稻毛・秋毛が不作、当年より御定免の

- ところ「破免」御検見を請け、穀物等高値となった。米は1両に4斗4升、小麦1両に8斗、割麦1升<sup>124</sup>文、米1升164文。藩より極々貧窮の者へ米1斗2升8勺宛（1人前）拝借米を出す（本年より天保10年頃迄「天保の飢饉」）。
- ②天保7年、4月より8月まで雨降りとなった。これにより秋作が不作となり、極貧者へ御手当として、同年12月より西（天保8）年2月までに、麦1人前につき2斗4升貸付。龍藏寺村は、計9人が拝借した。この年は大凶作となり、各地で打ちこわし・一揆が起こった。
- ③天保8年、世間一同はしか（麻疹）が流行。

### 【幕末期の飢饉・自然災害】

- ①弘化2年（1845）、違作となり、定免の所が破免となった。
- ②嘉永4年（1851）、11月3日より嘉永5子年2月まで雨・雪が一切降らず、120日ばかり晴天打ち続く。
- ③嘉永5年（1852）、6月18日、氷（雹）乱が起こり、前橋辺より南東の在25・26か村に大雹が降った。その中には、翌日9つ時（昼12時頃）まで雹が残った村もあった。龍藏寺村などは、降雹は少々で、物の支障は無かった。山水の場所は、至って水不足であった。

### （9）穀物・糸・銭・桑相場等

米麦等の各種相場については、飢饉のあった天明期・天保期の記述が詳細であり数も多い。文久期の相場は、安政6年

（1859）横浜開港など幕末の政治・経済情勢の影響によるものである。当該史料は、この1点で近世後半前橋地域の米・麦・大豆・（生）糸相場などの変遷がわかる貴重な記録である。それらをまとめ整理したものが、【表3】である。

1両当たりの米相場については、天明7年（1787）3月～文久元年（1861）6月の変遷がわかる。最高値は天保8年（1836）の2斗2升、次が天明7年7月の2斗4升である。1両当たりの麦相場については、天明7年3月～文久元年6月の変遷がわかる。最高値は天保8年の3斗6升、次が文化元年（1804）の5斗である。1両当たりの大豆相場については、文化元年～文久元年6月の変遷がわかる。最高値は、天保8年の4斗4升である。天保8年は、穀物名等の記載項目数が14件で最多である。前年の冷害・大凶作の状況、その後の穀物相場に与えた影響の大きさがうかがえる。（買い）桑相場は天明元年と天明7年3月の天明期にのみ記載があり、（生）糸相場は天保9年～文久元年の幕末期にのみ記載がある。時代ごとの注目相場の変遷がわかる。

### （10）龍藏寺学頭（任職）代替わり、普請、開帳等

#### 【学頭（任職）代替わり】

龍藏寺学頭（任職）の代替わりについては、次のように8回ほどの交替があったと思われる。⑦⑧については、後述の「代替日記」（文書No.53）に詳述されている。

①安永4年(1775)12月、龍藏寺の文堯が、千妙寺(現茨城県筑西市)へ移転。同年閏12月、龍藏寺後住が下総国飯沼(現茨城県常総市)の安楽寺から来て**豪堅**と号した。

②天明6年(1786)8月、住職(豪堅か)が遷化(死去)し、後住が下野国栃木(現栃木県栃木市)の円通寺より来ることになった。同年12月3日、入院し**朗傳**と号した。

③寛政6年(1794)、**朗傳**が長沼(現栃木県真岡市)の宗光寺へ転住。後住は足立吉祥寺の**恵海**となった。

④享和3年(1803)5月、学頭**観瀧(恵海か)**が病気、隠居。院代は**定境坊**、同年7月25日まで寺役を務めた。後住は下総国長屋(現千葉県匝瑳市長谷)の如来寺となった。9月13日**観照房**が寺受取。9月16日**覚姓房**に同寺什物を引き渡し。10月22日、入院し31世**法印田海**と号した。

⑤文化11年(1814)正月6日、龍藏寺学頭**田海**が遷化。同日より同年11月26日迄、村中役人1人・小前2人ずつ昼夜勤番。後住は出羽国羽黒山別当代慈心院**亮明**が学頭となり、11月26日に寺受け渡し、同12月19日に入院。

(**亮明**と次の**義親**が同一人物か、学頭一代抜けかは不明)  
⑥天保4年(1833)6月、**義親**が、江戸本所押上金昌寺へ隠居。翌7月、後住(**賢盛か**)が江戸牛込三光院より入院。同年8月、檀方振る舞いを3日間行った。

⑦安政3年(1856)、**賢盛**が隠居。後住は、上総国荻原行元寺(現千葉県いすみ市)となった(「代替日記」では同年

11月隠居許可、同月17日後住任命)。披露は、巳(安政4)年正月中に執り行うこととなった。安政4年2月8日の項に、「龍藏寺隠居、武州足立吉祥寺にて病死。同年4月1日、寺受取、同17日本町白銀屋文之介方より入院、同25日より27日まで入院振る舞い」と記されている。この時の後住は、「代替日記」等から**亮善**と考えられる。

⑧安政5年(1858)5月、龍藏寺学頭**亮善**が当年3月より病氣、5月18日に病死、と名主**洪川利兵衛**方へ沙汰があった。同月19日、村役人から前橋陣屋郡代所へ、この件の届書を差し出した。公用寺役は上大嶋村の浄土院へ命じていたただくようお願い上げた。同8月11日、龍藏寺後住が武州忍常光院(現在埼玉県熊谷市に有)**徳含**となった。同11月3日入院、同月17～19日に檀方振る舞いが行われた(帳場は名主**洪川利兵衛**・組頭**松造**2名、饗応方は9名、給仕は8名)。

#### 【学頭の江戸出府、龍藏寺普請・御開帳など】

龍藏寺学頭は、江戸東叡山寛永寺(天台宗関東総本山、徳川将軍家祈祷所・菩提寺)との関係もあり、公儀(幕府)の法事・年始当番・将軍代替わりなどで度々江戸へ出府した。学頭の江戸出府留守中は、村役人1人が1日1夜龍藏寺へ詰め、小前2人が夜番を務めた(詳細は【表4】参照)。

(11) 近隣の神社の勧化、村鎮守神明宮新築等  
龍藏寺以外の神社等については、次のような記述がある。

①寛政10年(1798)8月、産泰大明神(前橋市下大屋町)の御神位勸化<sup>(8)</sup>があり、名主30文、組頭20文宛、小百姓72文を3か年分納めた。後日、名主・役人中へ遣い物(贈り物)があった。

②寛政10年9月、神明宮御宮普請について、村中で相談し、村内軒別に出銭して、鎮守神明宮を天神前へ新建立することになった。そのため9月11日、前橋萱町田嶋佐中にて遷宮を実施し、田嶋氏を永代神主と定めた。神明宮の地所は、宗兵衛所持の所で、村中で買い置くことになった。村中総出で仮宮修復を行った。祭礼は9月16日、下々畑1畝15歩が社地と決まった。この後、しばらくの間、神明宮御宮普請は中断した。寛政13年、神明宮御宮普請について村中で相談し再開した。普請金は村中軒別に寄進し、中嶋村喜左衛門へ渡した。大工は日輪寺村幸七で、12月3日に建った。

③享和2年(1802)7月、神明宮の「造営」が始まった。9月10日、神主田嶋市正が来村し遷宮。同夜丑刻に村役人残らず袴・羽織で立ち会い、御供等は長百姓の庄兵衛が世話し、その他は名主が務めた。普請金は12両かかった。

④文化5年(1808)、不動堂村(現前橋市富士見町時沢)安楽寺仁王門の勸化があり、村中で3貫52文を寄付した。

⑤天保13年(1842)4月朔日より同15日まで、赤城山にて、赤城山大明神の御開帳があった。また、安政3年(1856)3月14日、赤城大明神里宮の前橋寿延寺への建立が始ま

り、領内の17人が世話方を命じられた。その世話方大惣代には、龍蔵寺村名主渋川利兵衛が任命された。

(12) 操り人形芝居興業など

操り人形芝居興業については、天明2年(1782)〜寛政11年(1799)にかけて7件程の記載がある。その後記載がないのは、幕府・藩の取り締まり、「文政の改革」儉約令などによるものと思われる。操り人形芝居興行は、主に2月・9月に開催された。また、事前に前橋陣屋役所へ興業を願い上げ(届書提出)、寛政3年以降は横目衆等の役人が出張した。

①天明2年9月、惣若者が、操り人形芝居を初めて興業した。

②天明9年2月、前橋陣屋役所に願い上げ、操り人形芝居を行った。

③寛政3年2月、祭り操り人形芝居興行を願い上げ、芦屋道満<sup>まんのうちかがみ</sup>大内鏡(江戸時代中期初演の浄瑠璃作品、初代竹田出雲作)を興業した。前橋陣屋役所より、横目方の舟戸龍助・中沢繁人が出張した。

④寛政6年10月10日、龍蔵寺元三大師灯籠願いの操り人形芝居興業を行った。前橋陣屋役所より、横目衆の相楽喜代治・鷺田倉八郎が出張した。

⑤寛政7年11月18日、大野屋倉蔵を招き芝居興業を催した。当日より晴天が6日続いた。横目衆の3組が出張した。

⑥寛政8年9月16日、村方の若者が操り人形芝居興業を御願

いし、晴天の下4日間、龍藏寺境内西宝院前で興業した。  
2日目の17日、検断の内田孫右衛門・飯嶋豊太が出張した。  
⑦寛政11年2月17日、祭り操り人形芝居興業が行われた。晴天が4日続いた。横目衆の蜷川円蔵・上羽小六が出張した。

#### 四 「龍藏寺代替日記案文控」の内容について

「龍藏寺代替日記案文控」（文書No.53、以後「代替日記」）は、安政3年（1856）11月29日（文書表紙は12月）から同5年5月にかけての龍藏寺学頭（住職）の代替わりに関する記録である。内容は、前述の三（10）⑦⑧（学頭賢盛・亮善・徳含）の住職代替わりに関することが詳述されている。

以下、賢盛から亮善へ、亮善から徳含への代替わりの際の出来事や村方の関わり方などを年次順に記していく。

##### （1）【賢盛から亮善へ】（安政3年11月～安政4年4月）

①安政3年11月、龍藏寺先住賢盛の隠居が許され、同月17日、後住は上総国荻原行元寺（亮善）が命じられた。入院・寺受け取りは、追って連絡となった（同年11月29日付、上総国荻原行元寺より龍藏寺村役人宛文書）。翌安政4年2月8日、龍藏寺（学頭賢盛）は隠居し、後に武蔵国足立吉祥寺にて病死した（「日記控帳」）。

②安政4年3月、先住（賢盛）は病身で、去年冬以来眼病にて住職を務めかね隠居となった。後住は、上総国荻原行元

寺（亮善）と命じられており、その通り進めていただくよう檀中・村方一同が寺社役所に願い上げた。龍藏寺学頭は、「東叡山（寛永寺）表」を務めることも命じられていた（龍藏寺院代・檀中惣代の政右衛門・名主の渋川利兵衛より寺社役所宛て文書）。

③4月朔日、寺請け取り。（来る4月17日に前橋本町の白銀屋文之介方より入院し、同25日より27日までの入院振る舞いの予定を確認したと思われる）（「日記控帳」）。

④4月2日、村方の名主・組頭が全員立ち会い、寺受け取りが行われた。同日夜、寺の奥にて酒食が振る舞われた。

⑤4月9日、先住（関係者か）は残らず引き払い、村役人が前橋町まで送った。

⑥4月11日、龍藏寺院代・檀中惣代・名主渋川利兵衛が寺社役所へ、後住の上総国荻原行元寺亮善・東叡山表仰せ付け願書を提出した。

⑦4月16日、村役人並びに料理方が寺へ詰め、不足の品を借用し、準備万端の指図をした。前橋御役所（陣屋）へ村役人の一人が、明日の入院について届け出た。

⑧4月17日、入院の日。未明、村方の組頭富蔵・同松蔵が前橋町の白銀屋文之介方へ行き、学頭様に御目見えし、その後、村方まで案内した（行列図有り）。村役人が遠門まで出迎え（名主渋川利兵衛、組頭松蔵・治右衛門・富造・政右衛門）、それより客殿にて御奉書を読み、奥書院で酒食

が振る舞われた（酒食配置図有り）。

⑨ 4月18日、院代並びに名主が、前橋御役所へ「継ぎめ」として出向き、（役所の）手代衆へ土産を配り回った。

⑩ 4月22日、前橋役所へ行き、「学頭様継ぎ目披露」をした（村役人案内による行列並び図有り）。

⑪ 4月24日、村役人並びに料理方の者が、翌25日からの檀中振る舞いの買い物・仕込みをした。

⑫ 4月25日、檀中振る舞い初日。五つ時（午前8時頃）に原之郷村上組、四つ時（午前10時頃）に原之郷村下組の計130人程。九つ時（午前12時頃）に小澤村・田嶋村・引田村の計40人程。八つ時（午後2時頃）に青柳村・下細井村の計53人程。

⑬ 4月26日、檀中振る舞い二日目。五つ時に下小出村・上小出村・前橋町の計60人程。四つ時に北代田村・天川大嶋村・下大嶋村の計60人程。九つ時・八つ時に上細井村の計95人程。

⑭ 4月27日、檀中振る舞い三日目。五つ時に徳澤村の49人程。四つ時に不動堂村の58人程。九つ時に猫村・皆澤村・才川村の計27人程。八つ時に龍蔵寺村の28人。三日間で、檀中計20か村・600人程に振る舞った。同夜、村方一同・手伝い人への振る舞いが行われた。

⑮ 4月28日、村役人が立ち会い、村方から借用の諸道具品を改め確認し返却した。

（2）【亮善から徳含へ】（安政5年3月～同年11月）

① 安政5年3月、龍蔵寺覚頭（亮善）が病気になった。

② 4月14日、龍蔵寺住職亮善、去年4月中に代替わり。御継ぎ目を出すべきところ病気で出せず、同寺末・前橋片貝町の般若寺を名代に宗門役所へ御継ぎ目を願い上げた。

③ 5月18日、龍蔵寺学頭亮善が病死と七つ半時名主渋川利兵衛方へ沙汰があり、名主利兵衛、その他村役人富蔵・松蔵・政右衛門・小兵衛、長百姓友蔵らが寺へ詰めた。

④ 同19日、龍蔵寺村の者が、津久田村龍泉寺・片貝村東光院・上大嶋村浄土院、片貝町般若寺へ沙汰に廻った。前橋にて出会い、買い物等を調べ帰村した。名主利兵衛が、跡公用寺役について上大嶋村浄土院が勤めることを前橋御役所へ願い上げた。

⑤ 安政5年8月11日、龍蔵寺後住は、武州忍・常光院徳含が命じられた。同日、寺受取人が到着。同12日・13日、寺受け取りが行われた。同16日、前橋御役所へ名主渋川利兵衛が後住願いを差し出し、院代・寺社手代を案内した（飯嶋隼太、平出滋太、細屋右衛門尉、那須弥平、他1名）（「日記控帳」）。

⑥ 11月3日、龍蔵寺後住の武州忍・常光院徳含が入院し、同17日・同18日・同19日の3日間、檀中振る舞いが行われた。村方より手伝い人（帳場は名主渋川利兵衛・組頭松造2名、饗応方は9名、給仕は8名）（「日記控帳」）。

むすびにかえて

以上、「龍藏寺村日記」関係文書2点について、歴史的背景となる近世龍藏寺村の概要、「日記控帳」の記載内容を項目ごとに分類し、各々の特徴などを記した。また、「代替日記」についても詳述した。これらの文書は、近世後期の川越藩（後の前橋藩）領・前橋在の村方の状況を多角的に知ることができる極めて貴重な文書である。特に、川越藩（前橋陣屋役所）との関係、頻繁な赤城白川浚い・堰御普請人足関係、龍藏寺後住・普請・開帳等について詳述されていることが特徴である。

今後は、項目ごとに分類した出来事や記載事項に関連する文書を同自治会文書群の中から1点ずつ確認し整理・解説していききたい。さらに、これらの文書の詳細な分析や同町の他の「県史資料」、隣接する「前橋市日輪寺町自治会文書」（P8602）「前橋市上細井町自治会文書」（P8407）などの研究により、近世後期の前橋在の村落生活の実態をより明らかにしていきたい。

最後に、開館早々の時期に当館へ貴重な文書群を寄託して下さった前橋市龍藏寺町自治会関係者の皆様、翻刻の草稿を手掛けられた鈴木一哉前補佐、その他の方々に、この場をお借りして感謝申し上げます。

【注】

(1) 「本末并地督書帳」（延享2年9月）、「龍藏寺

及び末寺 歴代住職・寺領・什物など明細改書上」  
（天保12年6月）

(2) 平凡社『群馬県の地名』（一九八七年二月発行）

(3) 「渋川泉庵」について、「龍藏寺町自治会文書」No. 1

「明細帳」（安永4年・1764）終盤部分及び文書No. 27  
「差上申一札之事（鉄砲取締りにつき、不所持の旨）」  
（安永元年・1761）差出部分の文字は、明らかに「泉庵」と読める。これまで、主に『南橋村誌』（一九五五刊行）に基づき江戸時代後期の龍藏寺村の医師の一人は「渋川泉庵」であり、襲名であるとされてきた。また、『南橋村誌』記載の泉庵（幼名茂十郎・茂重郎）は天保9年11月生まれと記されている。一方、本稿の文書No. 14「日記控帳」及び文書No. 53「日記案文控」には、文化11年（1814）3月の記述「渋川泉庵老」以降数か所「泉庵」の記述がみえる。

以上のことから、医師の渋川家は、安永年間においては「泉庵」と名乗り、文化年間から幕末期の安政3年にかけては代々「泉庵」を名乗ったのではないかと考えられる。また、安永4年から文化11年まで約50年空いており、安永期の「泉庵」は、文化期の「泉庵」より一代〜二代前の人物と思われる。

(4) これは日記の日付。実際は、嘉永7年11月27日改元。

(5) これは日記の日付。実際は、安政7年3月18日改元。

(6) 江戸時代、村役人を通じて年貢や諸役を一村総百姓の連帯責任で納めさせた制度。領主は、村高を基準として村に対して年貢や諸役を課した。村内では、それを個別農民の所持高に応じて割り付けて上納させたが、それらの実務と責任は村役人に負わせるかわりに、種々の特権を賦与する政策を採用した。(『角川日本史辞典第二版』1989年発行より抜粋)

(7) 天井川とは、河床面が周囲の平野面より高い河川をいう。流路を堤防で固定したために、堤防内に大量の土砂が堆積してつくられる。堤防を高くするとさらに堆積が進み、河床面は高くなる。扇状地の河川や大量の土砂が供給される河川が天井川になりやすい。(山川出版社『地理用語集改訂版』二〇〇九年三月)

(8) 「勸化」<sup>かんげ</sup> 勸進・勸請とも言い、僧が仏寺・仏像を造営するため、信者に寄付を勧めて集めること。

#### 参考文献・資料など

① 南橋村役場『南橋村誌』(一九五五年)

② 勢多郡誌編纂委員会『勢多郡誌』(一九五八年復刻)

③ 『群馬県史料集成1 竜蔵寺村日記』(一九六二年、群馬大学史学山田研究室)

④ 群馬県文化事業振興会『上野国郡村誌1(勢多郡1)』(一九七七年)

⑤ 日本歴史地名体系10『群馬の地名』(一九八七年、平凡社)

⑥ 角川日本地名大辞典10『群馬県』(一九八八年、角川書店)

⑦ 『群馬県立文書館収蔵文書目録26 前橋地区諸家文書(1)』

(二〇〇八年三月)



【表1】近世勢多郡龍蔵寺村の名主役等の変遷

領主名	元号	西暦	名主名等	領主名	元号	西暦	名主名等
前橋藩酒井家 慶長6年 (1601) ~	元禄14年	1701	伝 八	【川越藩松平家分領】 明和4年 (1767) ~	文化14年	1817	利右衛門
	宝永8年	1711	武兵衛		文政元年	1818	清兵衛
	享保20年	1735	笹兵衛		文政2年	1819	清兵衛
前橋藩松平家 寛延2年 (1749) ~	宝暦8年	1758	権兵衛		文政3年	1820	利右衛門
	宝暦9年	1759	権兵衛		文政4年	1821	利右衛門
	明和元年	1764	権兵衛		文政5年	1822	与兵衛
【川越藩松平家分領】 明和4年(1767) ~	安永4年	1775	伊左衛門		文政7年	1824	利右衛門
	安永5年	1776	良 八		文政10年	1827	治右衛門
	安永8年	1779	権 蔵		文政11年	1828	治右衛門
	安永9年	1780	権 蔵⇒定 八(2月~)		文政12年	1829	惣右衛門
	天明3年	1783	権 蔵		文政13年	1830	与兵衛、五人組頭跡役又吉
	天明4年	1784	権 蔵		天保3年	1832	与兵衛
	天明5年	1785	権 蔵⇒良 八(2月~)		天保4年	1833	利右衛門
	天明6年	1786	良 八		天保7年	1836	利右衛門
	天明7年	1787	良 八⇒直 七		天保8年	1837	利右衛門(計5年連続)
	天明8年	1788	良 八		天保9年	1838	与兵衛
	天明9年	1789	小傳治		天保10年	1839	利兵衛
	寛政元年		小傳治病死⇒入札にて良八		天保11年	1840	利兵衛
	寛政2年	1790	良 八		天保12年	1841	利兵衛
	寛政3年	1791	宗兵衛		天保13年	1842	利兵衛
	寛政4年	1792	宗兵衛		天保14年	1843	利兵衛、利右衛門と改名
	寛政5年	1793	宗兵衛病死⇒良 八		天保15年	1844	吉兵衛
	寛政6年	1794	治右衛門		弘化2年	1845	利兵衛
	寛政7年	1795	治右衛門・良 八		弘化3年	1846	利兵衛
	寛政8年	1796	与右衛門		弘化4年	1847	利兵衛、組頭・長百姓交代
	寛政9年	1797	与右衛門		弘化5年	1848	利兵衛、組頭・長百姓交代
	寛政11年	1799	入札2度⇒良八、2年持ち決め		嘉永2年	1849	利兵衛、組頭・長百姓交代
	寛政12年	1800	与右衛門⇒良八		嘉永3年	1850	富 蔵
	享和元年	1801	良 八		嘉永4年	1851	利兵衛
	享和2年	1802	与右衛門、組頭等交代		嘉永5年	1852	利兵衛、組頭が複数交代
	享和3年	1803	与右衛門		嘉永6年	1853	富 蔵(2年勤め入替無し)
	享和4年	1804	与右衛門、組頭退役願差出		嘉永7年	1854	富 蔵(収蔵文書目録「留造」)
	文化元年	1804	伝右衛門		安政2年	1855	利兵衛
	文化2年	1805	伝右衛門、組頭交代	安政3年	1856	渋川利兵衛	
	文化3年	1806	治右衛門	安政5年	1858	渋川利兵衛	
	文化5年	1808	利右衛門、組頭跡役与兵衛	安政6年	1859	富 蔵	
	文化6年	1809	利右衛門、治右衛門	安政7年	1860	富 蔵	
	文化7年	1810	治右衛門、組頭1名減	万延2年	1861	渋川利兵衛	
	文化8年	1811	治右衛門	文久2年	1862	渋川利兵衛	
文化9年	1812	利右衛門、組頭跡役宗兵衛	文久3年	1863	渋川利兵衛		
文化10年	1813	利右衛門	【前橋藩松平家】 慶応3年 (1867) ~	慶応3年	1867	渋川松造	
文化11年	1814	治右衛門		慶応4年	1868	政右衛門	
文化13年	1816	利右衛門		明治3年	1870	留造(蔵)	

(『群馬県立文書館収蔵文書目録26』解題 表1に「日記控帳」記述を加筆・修正し作成)

【表2】「日記控帳」赤城白川の浚い普請・堰普請・満水関係記述一覧表

No.	和暦	西暦	月日	記載事項
1	安永5年	1776		寄せ人足300人ほど
2	安永6年	1777		白川満水、5町3反歩ほど田畑水入り
3	安永8年	1779	3月	3月6日より3月9日まで、寄せ人足130人ほど
4	安永9年	1780	4月朔日	自普請、荷間より寺東越戸まで
5	天明6年	1786	7月14日	白川満水、龍蔵寺村田畑水入り、押し流される。(6月～7月、関東地方大洪水、7月利根川大洪水)
6	天明7年	1787	3月24日	白川御普請並びに田畑砂払い寄せ人足、3月24日～4月14日、水上籠場4間、籠120俵入用、小関覚蔵様出張
7	天明8年	1788	4月	天神堰御用水堀普請、砂揚げ場人足代として金3両、御上様より受取
8	寛政元年	1789	3月	白川御普請寄せ人足、鷺田両大夫殿出張
9	寛政2年	1790	4月5日	白川御普請、4月5日より4月16日まで、長さ950間、1人につき永17文宛下され、竹代金9両、人足代金19両3分、龍蔵寺村、小坂子村、小神明村、端気村、下小出村、上小出村、青柳村、嶺村の8か村受取、堤・土手は村請、金8両2分受取、 $\times$ 37両1分ほど御上様御入用
10	寛政3年	1791	8月6日	白川満水、東葉師森の脇4間ほど押し切り、被官免田畑4反2畝12歩ばかり石砂入りになる
11	寛政3年	1791	9月4日	白川満水、家数4軒押し流し、切口13間、此所を締切、急御普請寄せ人足、田畑1町7反歩ほど石砂入り
12	寛政3年	1791	9月	園右衛門屋敷への馬道橋満水、相談の上、橋を川上に掛ける
13	寛政4年	1792	春	白川御普請人足1,417人、金14両3分と53文、元 $\times$ 役所にて受取、普請竹代金7両1分2朱と349文、五寸竹は両に300本換え、竹は村請、小関覚蔵様・上羽辰左衛門様出張
14	寛政4年	1792	春	水下普請、高100石につき50人割人足出す、残り50人へ昼扶持下され、高100石100人の人足差出、3口惣 $\times$ て金高31両3分と1貫136文受取
15	寛政6年	1794	3月22日	白川通り川除並びに砂払い、寄せ普請人足1,057人掛かる、小関覚蔵様出張
16	寛政7年	1795	2月朔日	白川砂払い普請寄せ人足1,994人4分、砂塚は田畑合わせて2反2畝21歩出来など、御入用4・5寸竹289本、茅15束、縄150房、御上様より下され、宮下力五郎殿出張
17	享和2年	1802	2月28日	天神堰御出張普請、青柳村人足260人、下細井村同断、龍蔵寺村250人余、計780人、日数22日、竹木は人足で持込、伝馬159疋・木持ち人足197人、木数800本余り、御普請方秋山津賀八殿御出
18	享和3年	1803	4月23日	白川御普請、寄せ人足382人ほど、田永嘉藤太様出張
19	享和4年	1804	2月10日	天神堰御用水堀普請、御用水川縁切れ浚い御普請につき御見分
20	文化2年	1805	9月3日	川々御普請、高100石につき金3両高掛金仰せ付け
21	文化7年	1810	5月	赤城白川の「違い土手」切れ、青柳・下細井・龍蔵寺の3か村にて諸入用・人足差出、小針谷平殿御出張
22	文化9年	1812	6月28日	6月28日出水、10分1大豆延べ石御取り立て元石御免。「ひかんめん畑」砂入り。その他水入り一統。
23	文化11年	1814	2月3日	2月3日～2月16日、白川浚い普請、寄せ人足、飯嶋熊治郎殿御出張
24	文化11年	1814	3月16日	3月16日～3月24日、日数9日、青柳村・下細井村より人足81人出る、村人足81人、杵差し50人、籠作り11人、伝馬20疋、杭木村取り、杵木貫木の分御伝馬人足にて持込、飯嶋熊治郎殿御出張
25	文政3年	1820	4月3日	天神堰枠立て替え御普請、4月3日より同10日まで、御用木・長物持ち込み、他は村方受取、津田守平が出張
26	文政7年	1824	4月3日	天神堰立て替え御普請、4月7日まで、青柳村・下細井村より人足出す、御出張：石村幸太様
27	文政7年	1824	4月16日	白川満水にて杵を2組損傷する。同20日、堰木を小暮村より受け取り普請する。同23日、津田重兵衛殿御出張にて普請、杵差し人足 $\times$ 75人。小暮村より木付け伝馬75疋、木伐り人足両度にて26人、皆村受取。
28	文政12年	1829		白川浚い御普請、寄せ御人足にて、関九郎兵衛殿御出張
29	弘化3年	1846	6月19日	6月19日より7月6日まで、大雨にて大水出水、寺後畑並びに山まで砂入りに、その時郷廻り前嶋賢之介様御出張にて白川普請あり、その後郷廻古川鉄介・御代官嶋田啓六様御出張にて浚い普請あり
30	弘化4年	1847	2月15日	2月15日～22日龍蔵寺村、22日～29日上細井村、日数15日、普請人足惣高1,678人余厘、出張役 前嶋賢之介
31	弘化5年	1848	2月12日	2月12日より22日まで龍蔵寺村が宿、23日より晦日まで上細井村名主宅宿、3月朔日～2日天神堰御普請、寄せ村数6か村(上大嶋村・端気村・小澤新田・米野村・五代村・横室村)、御人足は村々600人、上細井村240人、龍蔵寺村160人、計1,000人、出張役は中嶋専兵衛
32	嘉永2年	1849	2月12日	2月10日夕詰めに、御出張役 松村牧太様御出、同11日より21日まで、出来立見分は佐利弾作様・田永千万太様御出、龍蔵寺村で昼食、青柳村・上細井村・龍蔵寺村「最合」、上細井村人足555人5分、龍蔵寺村396人
33	嘉永4年	1851	3月6日	白川駕籠引き並びに浚い御普請、3月6日より同18日まで居堰出来、白川は上細井村・龍蔵寺村にて普請、村方出人足、正人245人・増し215人2分5厘、正増ともに460人2分5厘、御出張役松村牧太様御出
34	嘉永5年	1852		赤城白川浚い・天神堰普請、藪籠のところ竹高値、隣村にも竹一切無く、多分人足願い、廣瀬・桃木堰出人足御免除、龍蔵寺村方は正人250人ばかり、増し貫い659人2分5厘、御出張役 松村牧太様御出、
35	嘉永6年	1853		天神堰～寺前の御用水堀払い御普請、龍蔵寺村方人足高250人、此の増し555人、 $\times$ 795文、出張役は松村牧太様
36	嘉永7年	1854	2月22日	白川・天神堰御普請、2月22日始め、正人147人、此の増し人373人2分5厘、御出張役 松村牧太様御出
37	安政2年	1855	2月21日	白川浚い・天神堰御普請、2月21日～24日、同25日御見分、人足612人5分、御出張役は松村牧太様
38	安政3年	1856	3月4日	白川浚い御普請、同11日出来御見分、正増共630人2分5厘、出張役は4～6日松村牧太、6～11日津田源之介
39	安政4年	1857	2月15日	白川浚い並びに天神堰御普請、2月15日～24日、白川浚い人足413人、居堰人足357人5分、御出役内田軍造様
40	安政5年	1858	2月8日	白川浚い御普請、2月8日より13日まで、龍蔵寺村人足596人5分、御出役は後藤莊介様御出張
41	文久元年	1861	2月8日	白川浚い御普請、人足770人、御出役 志録話喜之介様

【表3】穀物・桑・錢・糸相場等一覧表

	天明元年5月	天明7年3月	天明7年7月	文化元年	天保7年	天保8年	天保9年4月	天保9年9月	天保10年	天保13年6月	天保13年12月	文久元年初め	文久元年6月
	1781	1787		1804	1836	1837	1838		1839	1842		1861	
米 (1両)		3斗5升	2斗4升	1石2斗	2斗4升(古米)	2斗2升	5斗2升	4斗8升	1石		1石1斗5升		2斗8升
白米 (1升)						300文							
餅米 (1両)						1斗8升							
餅白米 (1升)						364文							
麦 (1両)		6斗	7斗5升	5斗		3斗6升	9斗5升	9斗5升	2石4斗				7斗
小麦 (1両)			5斗		3斗8升	2斗8升							4斗5升
麦鼻 (1升)					80文	100文							
割麦 (1升)					280文	280文							
小割麦 (1升)					124文	148文							
大豆 (1両)				上物 1石	5斗	4斗4升	8斗5升	中7斗5升					4斗5升
大豆 (1升)						150文							
小豆 (1両)						2斗4升							3斗
小豆 (1升)						280文							
稗					1石5斗								
桑 (1分)	2束3分	3束1分											
錢相場	6貫500文	6貫500文				6貫200文 ~600文							
糸相場 (1両)							150目		280目			上550目・中 60目・下65 目	
蛹 (繭、1両)												上250目・ 中280目・ 下300目	

前橋市龍藏寺町自治会文書「日記控帳一番 中通 龍藏寺村」より作成

【表4】龍蔵寺の学頭江戸出府、普請、御開帳など

No.	和暦	西暦	月日	記 載 事 項
1	安永9年	1780	正月	龍蔵寺屋根替えにつき、惣檀中が勸化（寄付）
2	寛政6年	1794	正月20日	龍蔵寺学頭の朗傳が公儀御年始当番で江戸へ出立。3月4日に帰院。
3	寛政9年	1797	正月	惣檀中の勸化納めで屋根替え普請。萱4束、縄5房、竹大小4本の代金427文位を寺へ納めた。普請中は、村方より助人を4人ずつ差し出し。同年、元三大師宮殿の彩色普請。
5	寛政9年	1797	4月2日	開帳開始。同9日開帳仕舞い振る舞い。役人・浪人参加。役人銭300文、浪人銭500文を灯明料として奉納。
6	寛政10年	1798	3月12日	先住豪堅の十三回忌
7	寛政10年	1799	3月20日	龍蔵寺より大黒天御影を村中へ御披露目、役人100文、浪人並びに今井泰蔵の3人は200文ずつ、村中12文。
8	寛政12年	1800	正月18日	元三大師脇立二童子再講、開眼。村役人全員出席。轡（くつわ）持ちに村若者8人出る。
9	享和2年	1802	3月27日	先住職豪堅の十七回忌。村中小前へ振る舞い、念仏修行。28日役人・浪人振る舞い。香典役人10疋ずつ
10	文化13年	1816		龍蔵寺堀立て替え普請
11	文化14年	1817	3月15日	大師開帳、3月15日より24日まで。村若者が「揃い真似」
12	文政元年	1818	8月	龍蔵寺様、御公儀御法事につき江戸へ出立
13	文政2年	1819	正月	龍蔵寺様、御年始番につき江戸へ出立
14	文政2年	1819	11月23日	大師開帳を行う
15	文政10年	1827		龍蔵寺惣屋根替え普請。村内より餅2斗と酒2朱分奉納。
16	天保3年	1832	12月8日	龍蔵寺の水車が火事。翌巳年4月出来る。
17	天保6年	1835	8月	龍蔵寺様、御公儀御法事につき江戸へ出立
18	天保8年	1837		龍蔵寺積金始まる。惣檀中600軒、1軒につき銀3匁ずつ1か年積立、10か年間積み立て
19	天保9年	1838	3月16日	公儀御世替わり（天保8年、第12代將軍家慶が就任）につき、龍蔵寺様が江戸表に出席
20	天保10年	1839	正月	龍蔵寺学頭、公儀御年始に参る。同年4月朔日帰る。
21	天保12年	1841	2月10日	龍蔵寺学頭、江戸へ出府
22	天保14年	1843	正月12日	龍蔵寺学頭、公儀御法事にて江戸へ出立
23	嘉永2年	1849	正月17日	龍蔵寺学頭、公儀御年頭御礼にて（江戸へ）出立
24	嘉永2年	1849		龍蔵寺借金、これまで利息30両に1分のところ25両に1分に引き直し、金70両3分1朱と減額
25	嘉永4年	1851		龍蔵寺借金、村借用高の内5か年、金16両2分ほど掛けになる
26	安政4年	1857	7月	本堂・山王宮・観音堂・鐘撞き堂・下炭屋2か所・下小屋1か所、ノ7か所、屋根替え普請。11月より始め、安政5年2月まで皆出来。本堂作料金30両、山王堂米30俵、5か所金3両2分2朱、惣金高ノ40両2分2朱
27	安政5年	1858	正月	元三大師開帳願ひ差出（3月3日より同12日まで10日間の開帳願ひ）。同18日許可。

前橋市龍蔵寺町自治会文書「日記控帳 一番 中通 龍蔵寺村」より作成

翻刻 川越藩前橋分領 龍蔵寺村日記

古文書係

本稿は群馬県立文書館に寄託されている「前橋市龍蔵寺町自治会文書」（請求番号P8303）のうち、次の二点を翻刻したものである。

「日記控帳

（安永三年〜文久元年十二月の村記録）」

（文書番号 十四）

「龍蔵寺代替日記案文控

（先住隠居につき、上総州荻原行元寺より学頭入院の件ほか）」

（文書番号 五十三）

【凡例】

- ① 漢字は原則として常用漢字を使用した。ただし、人名や地名はそのまま表記した（「養仙」を「狼仙」、「龍蔵寺村」を「竜蔵寺村」など）。
  - ② 変体仮名は現代仮名に改めたが、助詞（者<sub>レ</sub>は、茂<sub>レ</sub>も、江<sub>レ</sub>え、而<sub>レ</sub>て、与<sub>レ</sub>と、之<sub>レ</sub>の）はそのまま表記した。また、合字の「<sub>レ</sub>方」はひらがな「より」で表記した。
  - ③ 踊り字はカタカナの場合「<sub>レ</sub>」、ひらがなの場合「<sub>レ</sub>」で表記した。
  - ④ 適宜、読点や記号（・）を付加した。
  - ⑤ 誤記と判断できる字句や疑問のある字句はそのまま表記し、脇に（ ）書きで記した。なお、複数箇所にあたる場合は、原則として初出箇所のみ記した。
- 例 (檀カ) 担方 (立符) 立府
- ⑥ 今回解読できなかった字は「■」で表記した。推測できた場合は、脇に（ ）書きで記した。
  - ⑦ 抹消されている字句は脇に見せ消ちの記号として「とこと」を記した。
  - ⑧ 編集の都合上、次のことを行った。字の大きさを統一

した。脇に書かれている字句で、本文に挿入できる場合は本文に組み入れた。敬意を表す闕字は一字空け、平出は二字空けとした。年が変わったことが明確な場合は一行空けた。字詰めを行った。そのため、改行位置は原本と異なる。

- ⑨ 注記は脇に（ ）書きで番号を記し、翻刻の後にまとめて記載した。

当館では現在、原本を閲覧公開している。実際の文字の大小や正確な配置、筆触、書きぶりなどを確認したい方は、ぜひ原本を閲覧して頂きたい。

\*翻刻は鈴木一哉（職員、当時）が行い、校正は関口荘右（職員、以下同じ）、樫沢恭子、須藤聡、秋山正典、武藤桂が行った。

〈翻刻1〉

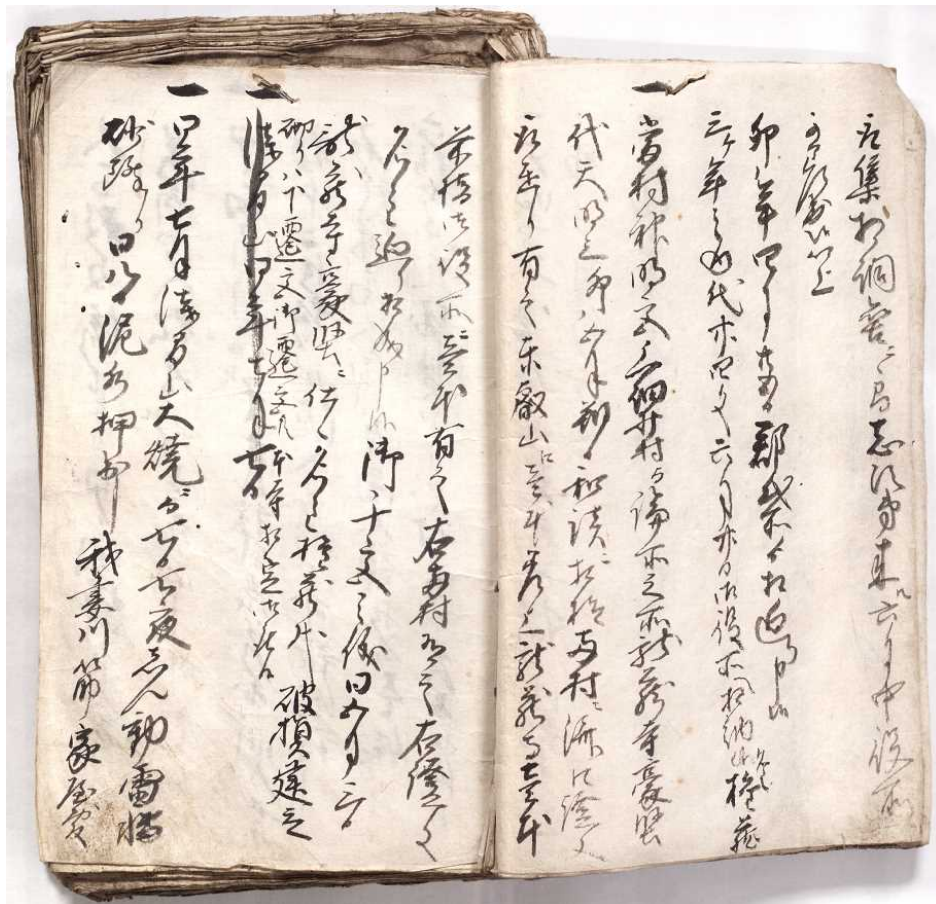
安永五丙申ノ年正月吉辰

# 日記扣帳

一番 中通 龍藏寺村



(画像…表紙)



(画像…「天明三年七月浅間山大焼…」の部分)

(表紙)

「安永五丙申ノ年正月吉辰

日記扣帳

一番 中通 龍蔵寺村 ー

(一七七四) (中カ)  
安永三年十一月

一孫兵衛倅源次、風与出之御願差上申候

安永四未ノ十二月中

一仲右衛門風与出之御願差上申候

一安永四年乙未十二月中、龍蔵寺文堯・黒子、千妙寺江居之  
移い転でん (据カ)

一同年閏十二月中、後住下総国飯沼安楽寺(注一)より参ル、龍蔵寺  
豪堅号之

是より名主良八

一安永五年申ノ四月中、日光御社参有り

一同年、白河普請、寄人足三百人程ニ而仕ル

安永六丁酉ノ五月廿九日夜四つ時より出ル、同六月五日夜  
出ル也

一白河満水、五町三反歩程水入田畑御座候

代八弟

一豊八 安永七戌ノ二月中、江戸日本橋通り横山町鍛冶清八  
役介ニ差遣申候

御他領前沢藤十郎様御支配所上里見村八郎左衛門女子  
一げん 安永七戌ノ二月中、当村弥七役介引取申候

一安永五年申ノ二月より名主伊左衛門代り良八相勤申候

一安永五年申ノ歳、伊(左衛カ)■門跡役、良八請取申候  
こここここここここここここここここここここここここここここ

安永七戌ノ年八月五日改

一小夫給改、耆人前麦三升分三拾式文ツ、也、是迄反ニ麦耆  
升五合かけ成り

(貼紙)

「一小夫給反(カ)ニ耆升五合掛ケ

安永七年戌ノ八月五日改

耆人前麦三升春(麦カ)三拾式文成ル」

一安永八年亥ノ二月、名主良八代り権蔵相勤申候

一仲右衛門、安永八己亥三月六日ニ御願申上、御帳面ヲ相除  
ケ申候



安永八己亥ノ三月六日ニ御願申上候

一 弥藤左衛門果<sup>(家抱カ)</sup>庖、人別ヲ相分ケ、御百姓本組ニ差出し申候

安永八己亥三月六日より同九日迄仕候

一 白川御普請、寄御人足百三拾人程ニ而仕候

安永九年正月廿八日ニ初ル

一 龍藏寺屋根替 惣檀中勸化

門右衛門分

一 屋鋪式畝拾八歩、門平病死ニ付、役人相談之上、久七方江

譲り、安永九年子ノ四月廿一日

安永九年子四月朔日より四日仕ル

一 白河地<sup>(自)</sup>普請 ■ 荷間より寺東越戸迄仕ル

安永十年辛丑ノ四月十二日

<sup>(儀)</sup>

一 白井町三田忠兵衛方へ米五拾四表付送り被 仰付候所、御願申上、舟場渡シニ指出シ申候

一 安永十年辛丑ノ四月十三日より天明ト改元

天明元年辛丑ノ五月中旬より閏五月十日迄

一 桑耆分ニ付、式束三分ニ売買仕候

錢相場六貫五百文程ス

一 安永十年丑ノ二月、名主権藏代り定八相勤申候、以上

一 伊勢大神宮一万度御祓、天明元年丑ノ十一月、定八役前之節、村中安全頂戴仕候、耆軒前廿四銅宛

一 大目付江 野州宇都宮大明神社中惣代

武藏 相模 安房 上総 常陸 上野 下野

右本社并回廊末社共焼失ニ付、再建為助力、右七ヶ国并御

府内武家方寺社在町勸化御免、寺社奉行連印之勸化状持

参、社家・社僧共ニ当丑ノ六月より午ノ年六月迄、御領・

私領・寺社領・在町可致巡行候間、信仰之輩者物之多少ニ

よらず、可致<sup>(寄)</sup>奇進旨、御料者御代官、私領ハ領主・地頭よ

り可被申渡候

丑ノ十一月、右之触到来仕候

一 孫兵衛悴源次、天明式年とらノ二月御願申上、御帳面除

申候

家主

一 清左衛門、天明式年とらノ二月中、風与出御願申上候

一 天明元年丑ノ十月、大神宮一万度御はらい

初お銀式朱錢ニ而八百文也、右之通納

一同二年寅七月、午頭天王分御立札初お代、<sup>(穂)</sup>式拾疋納

(貼紙)

「一天明二年寅七月、津嶋御立札御初尾(注二) 式百文納

名主定八

一 同八年八月九日、京(注三)あたご様御立札 式百文納

同 定八

丑ノ十二月

一同 かしま御立札 百文納

夫

皇大神伊勢の国に 御鎮座ならせ給ひ、高天原に千木高知里

(磐)

下津盤根に、大宮柱広敷立て 御鎮座ならせ給ふ、その後二十年の春秋を過て造替遷宮有へき旨、勅定ありてより以来、式年式月たかふ事なし、しかるに來ル酉年九月 山口祭御遷とこと

宮の年に相当りたるゆへ、当三月 山口祭有之

勅使御参向ありて既に遂行る、來ル卯年三月御木造始にてこれまた勅使御参向也、先より御木曳・御庭作・御地曳・御柱立・御上棟御木築祭御清施・御洗清 御遷座の行ひ事、打続き執行ある事也、予不肖といへとも其家に生れ、勤へき職役

(カ)

にて其位に応したる祭器装束数多き式法あり、因茲今般勸め申諸檀家の御助力により、一七ヶ年の神役を滞なく勤め、諸且那の御祈祷怠らすは御家内安全、子孫長久、五穀豊饒、富

貴繁昌、諸願成就、心のまゝならむものなり、仍之其意趣を述る事、如件

天明二年壬寅五月

三日市太夫様より橘秀方判

進物之次第、名主へ硯ふた・守祓御供虫除扇子、惣役人盃  
壺ツ・守祓御供、平守祓御供

名主三拾疋、役人式拾疋、平百文ニ四拾八銅宛

(剥離付箋 \*剥離箇所不明)

「平百文ニ四十八文

三十式文ツ、」

寅十二月四日

「四貫九百三十五文納

一天明二年寅ノ九月、惣若イ物操り御願申上、初テ興行仕候

一天明三年、名主定八替り権蔵相勤申候

大目付江

一上州高崎大信寺諸堂其外大破ニ付、勸化卯年二月より巳年十二月迄、村々難渋ニ可有之ニ付、右勸化元江申談、此方御領分之義者取集相調候筈ニ候間、志次第來ル六月中役所

へ可差出候、以上<sup>(カ)</sup>

卯ノ年四月廿五日、郡代所より相廻り申候

三ヶ年之内代廿四文、六月廿日御役所へ相納候、名主権蔵

一当村神明宮上細井村与論所之所、龍蔵寺豪堅代天明三卯

ノ五月朔日、和談ニ相極、両村ニ濟口証文取遣り有之、<sup>(カ)</sup>

東叡山江壺本差上、龍蔵寺壺本、前橋御役所ニ壺本有之、

右両村有之右証文名主廻り相成申候、御千宮之儀同五月三日、龍蔵寺豪堅ニ仕候、名主権蔵代破損建立砌りハ、下遷<sup>(遷カ)</sup>

宮・御遷宮共本寺相定御座候

一浅間山同年七月七日

一同年七月、浅間山大焼ニ而、七日七夜しん動、雷転、砂降<sup>(鳴カ)</sup>

り、同八日泥水押出し、我妻川筋家屋敷・人馬数多流るな

り、同日関根川原人足村方より差出候四人、松ノ木江上

り、老夜明し助り申候

一同日、靱負川岸江米廿式拾式俵差出し、問屋長屋積置罷帰<sup>(ママ)</sup>

り候、泥入ニ成、程之外難洩致し、右之米商人渡りニ付商<sup>(殊カ)</sup>

人損ニ相成、壺俵ニ付六拾四文宛堀賃として村方より差出

相済候

一同年、浅間山砂降りニ付、諸耕作実法不申候、田方御引九

石五斗御用捨引、畑方之儀本代拾分壺割を以金壺兩壺分式

朱、麦大豆延穀共<sup>(石)</sup>壺ヶ年御用捨、社倉麦申年より寅迄七ヶ

年分被下置候

一同年十月中、百姓大勢集り石屋・酒屋、町ニ而九間、在ニ<sup>(軒)</sup>

而拾壺軒程打こわし候、段々御吟味ニ付、大公儀様より同

心衆御出ニ而大勢召取り、当御家ニ而も段々召取り申候

一伊平治悴市之丞、卯十一月中、風与出御願差上候

一同年十一月、廣瀬・桃木川大公儀様より御普請ニ而、壺人

役ニ而永拾七文ニ<sup>(ママ)</sup>はりを掛被下置候、但卯十一月より辰正月八日迄相済申候

一同五年、石式高直ニ付、米相場拾兩ニ八俵半、麦壺兩ニ五

斗、大豆壺升百四拾文、小豆百六拾四文、小麦壺兩ニ五斗

程、白米壺升百八拾文、餅白米式百文

一同年、閏正月より御上様御願差上申候処、御領分一統之義

ニ而人数拾八人ニ而、金子壺兩壺分御拝借仕候

### 差上申一札之事

一鎮主神明宮龍蔵寺村与出入ニ罷成候所、去年中両村和談仕

候得共、去年中者凶年ニ付、双方共御供等茂不奉献罷在

候、当年より者御供等奉献度奉存候、尤初年之義ニ御座候

得者、此段御披露奉申上候、以上

天明四辰ノ九月

前橋萱町

中通上細井村

田嶋左仲

別当 光運寺

組頭 喜平次

名主

安右衛門

一鎮主神明宮祭り之義者、年々御披露申上候ニ不及、尤別段之祭りならハ両村打揃御願差上可申候、相極メ申候、以上  
一天明五年巳ノ二月五日、名主権蔵跡役、良八相勤申候

一同午年七月十四日より十六日迄白河満水ニ而当村田畑水入  
押流  
申候

一同未ノ年、名主良八跡役、直七相勤申候

卯より未ノ年迄五ヶ年分社倉麦、未ノ十一月中被下置候

一同年三月廿四日より四月十五日迄、白河御普請并田畑砂(抄)祓寄御人足ニ而仕候、御出張小関覚蔵様

水上籠場四間、籠百廿俵程入用

同年、桑相場三束(一分カ)、麦相場分二壺斗五升、三月米両二三斗五升

同年七月、麦両七斗五升、米両二式斗四升、小麦両五斗、

諸穀順之申候

錢五貫弍百文、七月九日頃

一御普請跡田畑御取代 未壺ヶ年田反三斗五升

同 畑半代

右之通被仰付候

一天明六午年八月廿八日、龍蔵寺遷下病死仕候

東叡山江遷下披露、安楽寺・当村小伝治参ル

右露用御寺より先々出来申候、留主中寺番昼役人老入、夜ル小前三人、(賄カ)まかなひ御寺

一龍蔵寺後住、野州都賀郡栃木円通寺(注四)より移転、十二月三日龍蔵寺朗傳と申候

一名主直七跡役、良八相勤申候、天明八年申ノ二月六日ニ請取申候

一天明八年申ノ二月十三日、小夫清七相勤申候、以上

一天神堰御用水堀砂揚人足代トして金三両也

天明八年申ノ四月、御上様より請取申候

同年、御高札普請并ニ御蔵屋かや替仕候、御蔵普請之義ハ、御上様よりなわ・かや・竹迄被下置候事

同申ノ年四月廿八日より、壺ヶ年ニ付金弍朱、毎年向井山(白カ)倫永寺(浄水寺カ 注五)へ相納候而、留場ニ相成申候事

一札之事

高百六拾九石七斗八升六合

一当村之義ハ、貴寺留場ニ相究申候、然上ハ毎年此方より金

子式朱相納可申候、為念ノ如件

中通龍藏寺村

組頭(カ)(又ハ隆カ) 雄治右衛門  
名主 良 八

天明八年申ノ四月  
向井山

倫水寺様

右之通之証文差出し候而、此方へハ合印請取置申候事如件

此時向井山役僧 梅香ばいこう参ル

天明九年酉ノ二月、御願申上あやつり仕候、以上

同年、名主良八跡役、小傳治相勤申候

一寛政元年酉ノ三月、白川御普請、鷲田両太夫殿出張ニ而寄

人足

一同年、宗門御改御奉行御出朝(張)ニ而、諸入用九ヶ村割合ニ而仕候、老ヶ村三貫三百五十文程掛り

一同年六月、小傳治病死ニ付、跡役入札ニ而名主良八相勤申候

寛政二年戌ノ四月五日より同十六日ニ済、白川御普請、長九百五十間之所、老人ニ付永十七文ツ、被下置、御普請仕候

竹代金九兩程

人足代金拾九兩三分程 小坂子村・小神明村・端氣村

下小出村・上小出村・青柳村

岑村・龍藏寺村、メ八ヶ村ニ

而請取ル

堤土手村請、金子八両式分請取申候

メ三十七両壹分掛、御上様御入用也 松村氏

秋山氏

御出張

名主良八

申西戌

一寛政二年戌ノ十一月御願申上候処、社倉麦年々かこい置候

ニ付、御拝借金被仰付、依之此戌ノ年より辰ノ年迄七ヶ年

かこい置、相段(談)、村中相定メ申候、右御拝借金之利足丈ヶ

段々米麦ニ仕、かこい可申事也

寛政二戌ノ十一月十八日、名主良八受取

一金老分式朱也 御拝借金

同三亥ノ二月朔より新名主宗兵衛方江渡申候

同日、良八跡役名主宗兵衛相勤申候、以上

一寛政三年亥ノ二月中、祭操御願申上候所、願之通り被仰付、芦屋道満大内鏡ヲ興行仕候

横目方

舟戸龍助様

御出  
中沢繁八様

一 寛政三亥ノ三月、四郎左衛門尻付御免ニ付、御請書差上申候、其文言ニ曰

差上申御受書之事

四郎左衛門

右之者、天川新町医者一龍より相頼レ候而、京都表より手寄之手段致し、其上其年春中一龍江、同町宗玄・上長磯村龍次落合之節、一龍より乍雑話茂、不輕儀を申出咄し合候義者、御領主様ヲ蔑ニ致候義有之候、畢竟ハ一龍より被相頼候砌り、取扱不宜候故、其節之始末御吟味之所、一言之申訳不相立、不調法之義ニ付、安永六年十二月中、村惣尻付被 仰付候所、此度格別之思召ヲ以、御免被成下置候旨被 仰渡、当人者不及申上、親類・組合・村中一流難有仕合ニ奉存候、依之御請書奉申上候、以上

寛政三亥ノ年三月

長百姓 糸右衛門

組頭 良 八

名主 宗兵衛

御代官

御役所

右之通り之一書差上申候

一同年、源内御追放御免ニ付、御請書差上申候  
其文言ニ曰

差上申御請書之事

龍藏寺村

源内事 忠右衛門

右之者、平日悪敷人寄等致候ニ付、組合之者共致異見、村役人よりも厳申付置候得共、不相用ひ、専一よミかるた等致候段、御吟味之節、相頭候ニ付、明和四年亥ノ年三月中御追放被 仰付候所、此度格別之思召ヲ以、御免被成下置候旨被仰渡、親類・組合者不及申上、村方一同難有仕合ニ奉存候、然上者、早速行衛相尋、当人江申聞候様ニ可仕候、右之段御請書差上候、以上

寛政三亥ノ年三月

長百姓 糸右衛門

組頭 良 八

名主 宗兵衛

御代官

御役所

右之通り之一書差上申候

一 寛政三亥ノ年三月中 殿様御帰国之願書、中通り惣蓮印之証文ニ岩神村名主方ニ而印形仕、差出し申候

一 寛政三亥ノ八月六日晚、白川満水ニ而、東薬師森之脇四間

程押切り、<sup>(被官免カ)</sup>ひがんめん田畑四反式畝拾式歩計り石砂入りニ相成り申候

一同年九月四日五ツ半時、白川満水ニ而家数四漸<sup>(軒カ)</sup>押流し、切口拾三間、此<sup>レ</sup>切、急御普請寄御人足ニ而仕候、田畑耆町

七反歩程、石砂水入之場所

一同年九月中、園右衛門屋鋪へ之馬道橋満水ニ付、相談之上橋上江掛申候、万一子々孫々ニ至ても切払通り申間敷候、若無切払候節者、古来之通り薬師之後ヲ切払可申候、為後日如件

寛政三亥九月廿四日

園右衛門（印）

友治郎

善之助（印）

組頭不殘立合

名主宗兵衛（印）

寛政四年子ノ春、白川御普請有之候

小関覚蔵様

御出張

上羽辰左衛門様

右、御普請人足千四百拾七人

此昼扶持米拾石六斗式升七合五勺 人足老人ニ付米七合五勺ツ、

金壹両ニ付米七斗式升がへ 銀壹匁ニ付錢八拾六文四分

此金拾四兩三分ト五拾三文 元ノ御役所ニ而請取

右、御普請竹代金七兩壹分式朱ト三百四十九文請取

五寸竹兩ニ三百本かへ

竹不殘村請ニ仕候

同年之春、広瀬・桃木御普請水下普請ニ而、高百石ニ付五

拾人割二人足ヲ出ス、残り五拾人江昼扶持として被下置、

百石百人之人足ヲ差出申候、其以後之人足江者永拾七文之賃代ヲ被下置候、三月三日より同十二日迄人足出高六百式人半出ル、此賃代金六兩式分式朱ト拾七貫式百三拾文、陣方役所ニ而受取、但し人足老人ニ付八拾四文ツ、也

白川人足代・同竹代・広瀬人足賃代

（宗兵衛印）

三口惣ノ而金高金三拾壹兩三分ト壹貫百三拾六文請取

同年子ノ六月十九日改、日記帳へ写置者也

名主宗兵衛（印）

一寛政五丑ノ正月廿八日、名主病死宗兵衛跡役良八相勤申候

一同年二月中、清左衛門除帳願被仰付、名跡赤堀市場村藤右

衛門家内四人、当村御帳面ニ書載申候

一清蔵儀、寛政五丑ノ二月中、風与出御願差出申候

一寛政六寅ノ二月朔日、名主良八跡役、治右衛門請取申候

一寛政六寅ノ三月中、五人組御改宿村被仰付、相勤申候、右

諸掛り人足共、丁錢拾壹貫五百七文掛ル、惣村中小人掛ケ

ニ割、老人前六拾五文ツ、出ス

一同年三月廿二日より四月十八日迄、白川通り川除ケ并ニ砂

塚中田砂被御普請有之候、小関覚蔵様御出張ニ而寄人足ニ

而千五拾七人掛ル

一 同年龍藏寺学頭、公儀御年始番相当り、正月廿日ニ出立、

留主中役人壹人一日一夜、小前式人夜番仕候、三月四日御

帰院被成候、後住足立吉祥寺<sup>(注六)</sup>海也<sup>(惠力)</sup>

一 同年龍藏寺朗傳、長沼宗光寺江転住、右入院一段左之通り

一 同年八月七日ニ入院有之候、前橋本町嶋田新兵衛方より之

入院也、尤前橋迄役人式人案内ニ罷越し候、出向ひニ者

<sup>(檀力)</sup>担方惣代として小前壹兩人、北代田村六地藏迄出ル、村役

人上下ニ而表石橋迄出ル、浪人中者表門之外ニ居ル、寺院

方門中者表門之中ニ居ル、末寺門中者内門之外也、是ニ而

院主駕より下り、末門案内也、拾五畳之間ニ而寺院方、浪

人・村役人江御盃有り、其後奥座敷へ引、寺院方、浪人・

村役人江吸物・酒・二ノ膳付ニ而御ふる舞有り、寺院次目<sup>(継力)</sup>

役人江扇子式本、小前へ茶一包也

一 担方振舞、八月廿六日より三日之振舞也、料理人前日より

取掛り世話致し候、尤村中三ツ割ニして一日ニ拾人ツ、相

詰世話仕候、村役人三人ツ、出張り、担方振舞無抛り相

濟、廿九日之晩、村中御太義為振舞と夕飯ニ罷越し申候

一 同年十月十日より同十二日迄、元三大師江燈籠願ニ而操仕

候、横目衆相楽喜代治様・鷺田倉八郎様御出張ニ而相濟申

候、以上

一 寛政七年卯正月中、岩本内膳正様御支配所上沖之郷善治弟<sup>(注九)</sup>

伊助、当村市右衛門智養子ニ引取申候

一 同年二月廿三日、宗門御改御宿仕候、諸入用<sup>レ</sup>丁錢五貫式

百八拾六文、人別百七拾五人江割、壹人ニ付三拾文五分

一 同年二月朔日より同三月十日迄、宮下力五郎殿御出張ニ而

砂祓御普請、寄人足千九百九拾四人四分ニ而、砂塚田畑合

テ式反式畝廿壹歩出来仕候、砂置場<sup>(かご)</sup>砂利留メ長六拾間、

高サ三尺籌、此御入用四・五寸竹式百人拾九本、かや拾五

束、繩百五拾房、御上より被下置候

寛政七卯ノ年十一月十八日より晴天六日、芝居大野屋倉藏

仕候、横目三組御目付御出張

一 寛政八辰年、名主治右衛門跡役、与右衛門被仰付候

同年二月、茂八瓶願被仰付、此御運上鏢式百文年々差出可

申候

一 同年三月、孫兵衛跡式、不殘長吉方へ壳渡、役人相談之上

金壹両壹分也、尤畑壹反四畝歩余、同人孫女子伊勢崎御領

分富塚村江縁組差遣申候

一 辰二月中、力丸村天台宗宝乗寺儀、辰巳午三ヶ年御免勸

化、御郡代所より御触来ル、尤時宜ニより昼泊り之義被仰

渡候



一 同年四月、龍藏寺恵海隱居、後住足立吉祥寺觀瀧被 仰

なり

付、入院四月十九日、入院一件、先例之通、本町本陣より入院也、尤十八日役人惣代として名主・組頭兩人本陣迄参ル、当日案内ニ組頭式人前橋迄参ル、小前四・五人北代田村六地藏迄出向ひ、役人上下ニ而先例之通、寺院方末門中茂先規之格式ニ而出向ひ、尤院主奥江御通り、末門・浪人・名主・組頭兩人一座之御振舞、吸物二通、二ノ膳付也、其後役人不残、奥中間ニ而右之通御振舞、此義先例ニ非ず、時宜ニより如此<sup>(カ)</sup>ニ仕候、入院次目村中茶壺袋ツ、小前・役人高下無之候

(継カ)

一 担方振舞、四月廿九日より五月朔日迄、三日之振舞也、尤村中軒別ニ壺人宛罷出世話仕、料理人前日より取掛、御太義振舞、同二日村中御振舞有り、振舞中役人袴羽織着用ニ而罷出申候、入院之節<sup>(徒土)</sup>かち之者五人御願候也、尤大小名主より借用致差出申候

一 寺引渡之節、惣門・西宝院等其外堂塔大破ニ付、萱代として金五両後住江相渡可申旨、末門村役人相談之上極置、月割金ニ而七月中可相納旨、末門惣代浄土院・光運寺村役人一兩人加判致し、証文ニ而引渡申候

龍藏寺三拾世学頭法印觀瀧

学校前座 禅林房  
寺受取僧所化 定教房

入院一件右ニ記畢

(愛宕)

一 同年七月廿六日、あたこ御立札式百文納

一 力丸村宝乘寺御免勸化、軒別拾式文程

四百五拾文

但時宜よるへし

一 同年九月十六日より、村方若者操興行御願申上候而、晴天四日興行仕候、尤十七日御検談<sup>(断カ)</sup>として内田孫右衛門様・飯嶋

豊太様御出被遊候、場所之儀者、龍藏寺境内西宝院前ニ而仕候

一 同年十二月中、小治郎風与罷出申候ニ付、明九年巳二月十より風与出願仕候

一 同年、諸掛反三百三拾六文掛ル

(カ)

一 同年十二月廿五日、北代田村辰弥義、七ケ年来牢舎之所、北代田村并村方辰弥親類方へ永牢被 仰付、村方左内方ニ<sup>ル</sup>屋拵預置申候

一 同九年巳正月、京都誓願寺焼失ニ付、勸化日本国中被 仰出、勸錢寺社御役所江差上申候

一 同年二月五日より龍藏寺屋根替ニ付、諸担方勸化納、萱四位・東位・縄五房・竹大小四本積り代納仕候而者四百廿七文位、寺江納申候、尤普請中村方より助人足四人宛指出申候、余村ハ構不申候、尤月雇<sup>やう</sup>ニ而仕候<sup>(備)</sup>

一 同年、元三大師宮殿さいしき仕候  
(客カ) (彩色カ)

一 同年二月、川通真壁村喜八妹、当村宇右衛門役介引取申候  
(くじカ)

一 しくし取之節、役人・浪人振舞、其節村中より酒五升・餅四  
櫃、祝儀として遣ス、尤老軒餅米三合・錢八文取集、長百

姓世話仕ル、但二月十八日其節開帳相談有り

一 三月六日、村中惣振舞、其節浪人・役人錢百文ツ、持参

一 同七日、除村担方惣代役人式人ツ、振舞、村役人不残もて  
なしに出る

一 同年三月中、茂八義本組願仕候、又兵衛組合成ル

一 四月二日より開帳初ル、檢段衆式人御出、尤通勤二而泊り  
(断カ)

無之候、同九日開帳仕舞振舞役人・浪人参ル、開帳之節、  
村役人錢三百文ツ、燈明料とし奉納、浪人錢五百文ツ、奉  
納

一 同年大神宮御宮勸化、村中錢貳貫百文程現金也、清兵衛方  
納

一 同十年午二月、御他領稻葉丹後守御領分上三原田村弥兵衛  
女子、当村仁助女房引取申候

一 同三月十二日より龍藏寺先住豪堅十三回忌、村中老人ツ、  
振舞、同十三日役人・浪人振舞、其節錢貳百文持参、小前  
之者四拾八文位持参

一 同年八月、産泰大明神御神位勸化、名主三百文、組頭貳百  
文ツ、小百姓七拾貳文位、三ヶ年ニ出ス、尤名主・役人

中へ遺物御座候  
(遣カ)

一 同年八月中、津嶋御立府、(符) 貳百文出ス

一 寛政十午九月、村相談之上、鎮守神明宮当村天神前江新建

立、村軒別出錢仕候、尤御遷宮九月十一日、前橋萱町田嶋  
左中ニ而仕候、永々田嶋氏神主ニ相定申候、尤地所宗兵衛

持之所、村中ニ而買置申候、村中惣出ニ而、仮宮修ふく仕  
候、祭礼九月十六日、下々下畑老畝十五步社地ニ相成申候

世話人

長百姓 桑右衛門

同 組頭 良八

同 同 伊八

同 同 次右衛門

同 同 笹兵衛

同 同 己右衛門

同 同 傳藏

同 同 宗兵衛

同 同 宇右衛門

同 同 傳右衛門

同 名主 与右衛門

寛政十午ノ年  
一 同年九月中、先年白川満水之節、砂入御普請跡之田砂置場  
五ヶ年賦ニ当毛畑起返し、上田老斗式升代・中老斗代被仰  
付候

一 同年、出雲大社御免勸化、御郡代御役所江差出申候  
一 水損田畑五ヶ年引、巳より酉迄年次

一 砂置場当毛畑 上田壺斗式升  
中田壺斗 午より申まで三ヶ年季

一 田代下年次 辰より午迄三ヶ年季

一 寛政十年九月廿八日、下野国足利郡小友村藤右衛門より、  
当村其右衛門・兵藏公儀御尊判付、但縁談出入、十月廿五  
日御評定日、横室村林八扱ニ而国元内濟仕、石とう相返申  
候

一 寛政十一年正月廿四日、名主御免ニ付、郷例を以入札取  
候所、良八高札ニ候へ共、札之儀ニ付、三・四枚過札御座  
候而取直し候得者、居り高札ニ付難儀筋申候所、来申より  
入返し不仕候様、村中相談ニ而式年持与相極申候

一 同年二月中、龍藏寺大黒、御領中軒別ニ御影御弘之願差出  
被 仰付、御領中一統御触流御座候 (ひろめカ)

一 同正月中、学頭御年始番ニ候へ共、村ニ而かまへ不申候  
同二月十七日より祭操御座候、晴天四日、但横目衆蜷川円  
藏殿・上羽小六殿御出被成候

同三月廿日、龍藏寺より天黒天御影村中江御弘、役人百  
文、浪人并今井泰藏殿、右三人二百文ツ、村中拾式文位

一 同三月十日、下代願年次差出申候、尤居り願御座候

一 同年九月中、前橋田嶋左仲御免勸化、三ヶ年

一 同九月中より社倉麦九ヶ年分積穀、不残売払、金四両相成

申候、尤麦九石六斗、此代金ニ而粃買置申し候、粃相場壺  
石九斗式升買置申候、右之麦相場御上ニ而四石払相成、金  
式両壺分式朱四百九拾文

粃七石四斗壺升四合八勺 但両壺石八斗買

此俵七俵式斗壺升四合八勺 但六斗入

一 同年十二月中、御仲間割元被 仰付候、尤端氣村・鳥取村  
三ヶ村々江被 仰付候所、三ヶ村相談之上、壺ヶ村ニ而三  
貫文ツ、差出し、壺ヶ村ニ而引請之相談ニ相成、鬮取仕候  
所、当村江相当り申候 (籤)

一 寛政十二申ノ正月十二日、万石割元良八宅ニ而仕候、尤諸  
事役人不残長百姓ニ而相掛ニ仕候、壺人前米式升、其外  
芋・大根共持寄ニ而振舞仕畢

一 同正月十八日、元三大師脇立二童子再講仕候、開眼、村役  
人中上下ニ而罷出、其外轡持二村若者八人上下ニ而罷出申  
候、尤施主方三拾人程上下ニ而参上、入院之間ニ而御振

舞、村役人相伴ニ而仕候、尤役人・浪人・帯刀人外、今井  
泰藏・渋川弥太夫殿・長百姓衆右衛門、拾四人ニ而金壺分  
奉納、尤役人之内、傳藏訳ケ有而別ニ仕候、錢百文奉納

家主

一 久四郎、寛政十二年未ノ十二月中、風与出願、申ノ二月十

六日願出ス

田畑一家惣吉引請願也

家主

一久七病死届、寛政十二申ノ二月十六日出ス、畑預り人五人組頭笹兵衛卜御願申上候

一寛政十二申ノ二月、名主与右衛門代り良八相勤申候

一申正月十二日、御中間万石割、良八宅ニ而仕候処、諸入用勘定相済、金壹分残る、割ニ入皆済仕候、当村へハ少も掛り無御座候

一神明宮御宮普請、同酉ノ年、村中相談之上相初メ、右御普請金村中軒別ニ而寄進仕、中嶋村喜左衛門へ相渡し申候、尤大工者日輪寺村幸七ニ而、同十二月三日ニ相立申候

寛政十三酉ノ年、年号改、享和元年卜改号仕候

一享和二年戌ノ正月、名主良八御免ニ付、跡役与右衛門江相渡シ申候

一同長百姓善兵衛跡役、庄兵衛相勤申候

一同年、組頭己右衛門退役ニ付、跡役茂兵衛高札ニ而被仰付候

一同二月十六日、三次郎家内三人、風与出御披露仕候、尤田畑之儀者、五人組頭宇右衛門引受ニ仕由ニ而願上申候

一同二月廿八より天神堰御出張普請ニ成、青柳村人足貳百六

拾人程、下細井村同断、当村貳百五拾人余り、合七百八拾人程、御普請方秋山津賀八殿御出、日数廿二日程掛申候、竹木不残御人足ニ而持込、伝馬百五拾九疋・木持人足百九拾七人所々より出ル、木数八百本余り

一同三月廿七日より龍藏寺先住豪堅十七廻忌、廿七日村中小前振舞、同日念仏修行有り、廿八日役人・浪人振舞、香典与して役人拾疋ツ、浪人者別ニ成申候

一同六月廿六日、御上より金丸酒五升・五嶋いか式拾枚、村中江被下置候、尤川越御普請御棟上之由也、同廿七日与右衛門宅ニ而村中江振舞申候

一享和二年戌七月より神明宮造営初ル、同九月中御遷宮、田嶋市正九月十日参、夜丑刻役人不残袴羽織ニ而立合、尤御供御備ハ長百姓庄兵衛世話致、其外名主ニ而仕候、尤御普請ニ金子拾貳兩程懸申候

長百姓庄兵衛、組頭次右衛門、同清兵衛、同茂兵衛、同宇右衛門、同笹兵衛、同良八、同宗兵衛、同傳右衛門、同傳藏、名主与右衛門

一同年三月中、代下願差出候所、七月中被仰付、尤居り戌より子迄三ヶ年被仰付候

一同九月中、秤改与して守随彦太郎手代荒木彦次郎参り、当村ニ而も秤五挺・六貫目壹挺差出、秤請申候、尤秤改料壹

挺二付百廿八文位、或者百七・八拾、又者式百文位差出申候、守随役人印鑑請取置申候

一 稲葉丹後守様御領分上三原田村弥次郎兵衛甥、当村良八(注一三)役介引取、小神明村孫七聳養子縁組差遣申候

一 享和三亥四月廿三日、夕詰(結力)二而白川御普請、寄人足三百八

拾式人程懸る、田永嘉藤太様御出張

一 同年五月中、龍藏寺学頭病身二付隠居、尤院代定境房、七

月廿五日迄寺役相勤、同廿六日末門村役人方江引渡、不残

出府仕候、尤寺番之儀役人老入ツ、昼夜輪番小前式人

ツ、夜番寺院惣代光運寺引請、残式人ツ、昼夜輪番

一 同年、津嶋御立府、式百文出ス

観瀧隠居、後住下総長屋如来寺江被仰付(注一四)

一 同年九月十三日、寺請取参ル 観照房

同十六日、寺院什物引渡申候 覚姓房

一 同年十月廿二日入院、尤先住観瀧学頭入院之通り仕候、卅

一世法印田海 檀方振廻等先例通(カ)

一 同年十二月廿八日、北代田村田村辰弥義、御免二付、右村

江差遣申候(カ)

一 享和四子正月、長吉妹とみ、御他領稲葉丹後守様御領分上

三原田村角左衛門姫、仲立同村金七二而差遣申候  
一 鹿嶋御立府参ル 銭式百文出

一 津嶋御立府参ル 銭式百文出ス

一 右両様亥十二月中参ル

子 正月 中

一 組頭傳右衛門儀、退役願差出候所、名主代り年者郷例故、

退役・隠居等不致候年故、相談二而相延申候

(合綴された豎帳の表紙)

※画像)

「 享和四年

年中日並帳

子ノ二月 一



(前記の表紙の見返し)

一 与右衛門跡役

子二月より 傳右衛門

寅正月迄

一 二月二日、こんにやく屋宿請合届ケ、傳藏殿来ル<sup>(立カ)</sup>

一同七日、新八義、良八・傳藏請合ニ而、惣組頭寄合之上ニ而相談相極、逗留為致申候

一 浪人・帯刀人鉄炮証文、二月八日差出シ相済申候

一 二月十二日、嵐同前之大風吹申候

一 御仲間割百石ニ付、拾貫百七拾四文、相場六貫九百文、拾

七貫弍百七拾五文、村より可出分、弍両弍分七百四十弍文

一 亥十一月申、不斗出願申上候佐次右衛門一件、二月十八日

一家中寄合相談、落着致候

一 郷御藏改、二月十七日、御出御座候

一 御用水川縁切浚御普請ニ付、二月拾日御見分

一 子二月十九日、文化と改元、御郡代所御触御座候

一 二月廿八日、於当村宗門御改、御手代石田作助様・安元喜

代藏様、御目代秋田寅三郎様御出

一 佐次右衛門事、文化元子三月、風と出願差出申候

帳面ニ村名、名主傳右衛門と印遣申候

一 湯殿山同護摩觀化僧<sup>(勸)</sup>三月六日来ル

一 信州石切、三月十日ニ参ル、都合五人内弟子弍人、逗留

願・焼印拝借願、十二日相済申候

一 子ノ三月十六日、居堰竹木・繩・萱・枝木迄五ヶ年定免ニ

被 仰付、御請書差上申候、子年より辰年迄

一 博奕之事、銭取芝居操之事、祭踊操之事

右之通り御郡代所村々差留候御触、三月廿六日来ル

一 柿宮寿延寺より先年長日護摩施主相尋、暫相緩之旨申来

候、去亥正月より相初候、追而御札進上訳申来候、三月廿

六日

一 御郡代所より未年御触有之候、踊操等紛敷儀、心得違無之

様御触御座候、四月九日

一 若殿様御逝去、七月四日戌刻御触之趣、同七日着仕候、鳴

物御停止、廿四日迄<sup>(注一五)</sup>

一 七月廿五日・六日中大風吹、大豆実法悪敷御座候

一 七月十八日夜、博奕一件ニ付、家を遺<sup>(潰)</sup>候杯と申騒等有

之、御役所へ惣役人より訴詔申上、同廿九日<sup>(訟)</sup>

一 当村郷左衛門、七月十九日ニ不斗罷出申候、博奕一件ニ付

一 大豆違ニ付、拾分一大豆元石御免、延穀計御上納仕候

一 子ノ九月廿六日、乗検見様御泊、上三人下壱人

一 富田村正法院觀化弍百文、御札余り小松や庄藏殿へ頼遣し

申候、九月廿九日

一十月朔日、取締役与右衛門殿・四郎兵衛殿来ル、証文式通差出申候

一十月廿二日、江戸八町堀岡田次兵衛殿、当村名主名印取ニ参申候、浅草ニ而主ころし尋ニ付

一川役金高百石ニ付、銀廿五匁六分七厘三毛ツ、金式分式朱卜錢七百四拾壹文差上申候、十一月九日

一傳藏酒買掛一件、十一月二日相濟、同四日ニ御代官所江証文差上申候

一社倉金三分、十一月廿四日納申候

一石切運上、十一月廿四日、本役三人・弟子三人、ハ壹貫七百文納申候

一良八家屋敷、溝口十五郎様・小関近右衛門様御所江相渡申候、良八同道ニ而申上候

一伊勢大神宮御初穂、貳貫貳百九十式文納申候  
子年御年貢

一金拾四兩三分卜錢廿四文、外ニ拾四文張錢(繩)

丑正月十一日

一篠田郡兵衛様、元ハ本役被仰付候

一先役与右衛門・宗兵衛・清兵衛、文化二丑正月廿五日、組頭替り、己右衛門・文次・庄兵衛・類藏、右四人者跡役ニ相極申候

一名主御役儀、子年相勤申候、傳右衛門

一子年役掛反ニ三百九拾文

子年(値段)  
一米直段甚下直、両ニ付壹石式斗より三斗位  
子年

一大豆高直、両ニ付壹石位、中物・下物壹石壹斗より壹斗五升位

一專兵衛帰村願、子十二月被仰付候

一御仲間割百石付九貫四百五文、金式兩壹分式朱四百八十五文、村より可出分、反ニ九十壹文五分掛ケ

一溝口佐右衛門様借用金、家相払、金子拾兩ニ而皆濟仕候、  
丑二月

一板屋町了覚寺様借金元金四兩之所、貳兩ニ而相濟申候

丑二月

一保寿院様御逝去、二月十四日鳴物御法度被仰付候、三月十日迄(注一六)

一丑三月廿五日、五人組宿村下細井村

一同六月、七月、八月四・五日迄、甚之日てり御座候、寿延寺、赤城山ニおゐて雨乞被仰付候、一切雨ふり不申候

一同七月、龍藏寺雨乞被仰付候、雨ふり申候

一丑八月上田・中田・下々田、年継之節、反ニ付五升上被仰

付候、依之御訴詔申上候

畝賦定免地之事 文化二丑年閏八月

一右者、反二付五升上米被 仰付候所、御詔訴申上候、土地  
悪敷候二付、出来方宜無御座候、右二付居り御定免願差上  
申候、依之那須弥源太様・前田嘉大夫様御見分有之候、其  
節立合良八・治右衛門相談之上、畝分之義如斯二御座候、  
下々田三畝歩しばま二御座候と申上候、中田八畝歩定七

作、上田八畝六歩、是ハ佐次右衛門田友八作、上田老反式  
畝九歩仁介作、是ハ寺ノ九畝ヲ見セ申候、上田老反五畝歩  
伊介作、上田老反三畝歩藤左衛門作二申上置候、是ハ兵右  
衛門之西田也、依之右之通印置申候

一文化二丑年九月三日、御白砂(州)二而川々御普請被為蒙候二  
付、高百石二付金三両高掛金被 仰付候、依之社倉麦寛政  
三亥年より文化二丑年迄、麦拾五石九斗五合式勺也、内九  
石三斗五合式勺被下置候、当村より御手伝金三両式分式朱  
卜永老文老分差上申候、老両式分元々御役所ニ而拝借納申  
候、寅ノ六月迄之拝借、金高五両式朱卜永老文老分也、  
十月十日相納申候

一郷藏普請、文化二丑年閏八月中仕候、諸色御上様より被  
下置候

一文化三年寅ノ正月、名主傳右衛門跡役、治右衛門相勤申候

一同年正月、弥左衛門賀養子弥源次、岩本内膳正様御支配所  
上沖之郷傳七悴、仲立当村利七二而引取申候、以上

一文化三寅年正月晦日、小兵衛事風与出願差出し申候、以上

一同年二月中、御願申上藤左衛門悴請吉事、立林御領分堀越  
清(館力)

村利八方へ賀養子二差継シ申候

一古来当村庄兵衛持、上細井村分下々田七畝廿四歩之所、三  
拾ヶ年程上細井村役介ニ相成り候所、此度開発代金老分式  
朱差出シ、上細井村治八方、当役久右衛門セ話ヲ以相渡シ  
申所、実正二御座候、以上

組頭 良 八

名主 治右衛門

文化三年寅四月十四日  
上細井より請取一札取置申候

文化三年寅九月十四日、藤左衛門悴長吉年三十四、不斗出  
御披露仕候、以上

一同年、青柳村分田反別老町四反拾八歩之所、寅ノ春御願申  
上、荒地方御掛りニ相成、寅年老々年米式石五斗御上納仕  
候、米拾三石九斗老升五合御救米被下置

寅十一月 中 田方セ話人良八・次右衛門被仰付候

文化四年卯正月、郷左衛門除帳願申上候所、願之通被仰  
付、跡養子御他領上三原田村仲右衛門弟彦八、庄兵衛仲立



二而引取御願申上候所、被仰付候、以上

一文化四年卯二月中、げん、本組判願被仰付候

一同年三月、宗旨御奉行御廻村ニ付、九ヶ村惣人数江割ル、人数ノ式千八百三人、老人ニ付拾文五分五厘也

当村分百四十四人、老貫五百七拾九文出ル、卯四月十日出ス、但し宿村下細井村也

一同年、社倉麦代寅・卯式ヶ年分、元ノ役所江両ニ四石相場

二而八斗八升ノ代納也、卯十二月廿六日

一文化五年辰正月廿八日、名主治右衛門跡役、利右衛門江相渡し申候

一同年二月、組頭笹兵衛跡役、与兵衛ニ相極り申候

一同年二月、御代官那須弥源太様跡役、飯寫徳右衛門様ニ相成申候、并ニ有松喜一郎様寺社本役、田辺武一郎様御蔵方ニ相成申候

一同年、五人組御改、北代田村ニ有之候、名主長次平

一同年、宗門御改、上細井村ニ有之候、名主治左衛門

一同年、不動堂安楽寺仁王門勸化、村中ニ而三貫五拾式文寄附仕候、但し次第不同有之申候

一同年、畝分年継不殘仕候

一同年、津寫天王立府、村中ニ而式百文、初尾納申候

同年

一撰州四天子勸化式拾四文、御役所へ差上申候

一同年、秋毛不作ニ付、四石御引石被下置候

一同年、萱八拾四束 拝借人 惣兵衛 右三人之者

一同 百四束 同 定七 拝借仕候

一同 百五束 同 久兵衛 辰ノ三月中

辰ノ五月中

一金式両也、右者馬代金也 拝借人惣右衛門

巳ノ年より申ノ暮迄四ヶ年賦上納可仕候、但し老ヶ年ニ式分ツ、元ノ御役所

一大神宮正遷宮、巳ノ九月中有之候、辰ノ八月中勸化ニ廻

ル、此節名主へ盃老ツ・扇子老本、役人江手ぬくい老筋ツ、夫村中ニ而金老分ト三貫式百四拾文、御寄附御奉納仕候、但し次第不同有之候、辰ノ九月

一居堰定敷酉ノ年迄五ヶ年年継仕候、辰ノ十二月中

(挿入文書)

一 廣瀬・桃木御普請所

惣代水下八ヶ村ニ而格年(隔)文化六

巳ノ年 下細井村

未ノ年 清王寺村

才川

酉ノ年 幸塚村  
 亥ノ年 ○青柳村  
 丑ノ年 ○才川村  
 卯ノ年 龍藏寺村  
 巳ノ年 北代田村  
 未ノ年 上細井村

名主治右衛門代改ル

文化五辰年二月 覚

一 小田木拾貳本 長四間末口三寸  
 松木 拾壹本 長貳間末口六寸  
 同木 三本 長九尺末口六寸  
 同木 九本 長八尺末口四寸  
 同木 六本 長六尺末口六寸  
 同木 三拾本 長六尺末口六寸  
 〆七拾壹本

此御人足〆貳百三拾貳人、所々村々より出ル  
 此分持込ニ而被仰付候

外二

松木 貳拾四本 長五尺末口五寸  
 松木 百五拾本 長六尺末口四寸  
 同木 五百六拾九本 長六尺末三寸

同木 百四本 長六尺末貳寸  
 同木 貳拾八本 長五尺末口四寸  
 〆八百七拾五本

此分者、村取ニ被仰付候、但し村人足ニ而切取ル

石井村御林

小暮村御林 此伝馬〆六拾壹疋ニ而付込

右両村御林ニ而受取申候

木数村取・持込共ニ〆九百四拾六本

一 竹之儀者、村ニ而取、数四寸竹貳拾六束取夫

一人足 百四拾九人半 青柳村 粹差之儀者

同 百五拾三人 下細井村 一兜穴壺ツ拾文掛り

同 四百九人 龍藏寺村 一外穴壺ツ六文掛り

〆 七百拾人半 右之積ニ而出来申候

一 三月十四日より穂積唯助様御出張ニ而、御普請被成被下、

同 廿五日迄掛り申候、右唯助様御宅へ御帰り之節、金壺分

ト酒壺升夫、右御宅へ夫

一 辰ノ正月中、田畑之義ニ付、願入用出所無之二付、村中頼

母子取立候所、金五両壺分取ニ出来仕候所、三会目村中江

請取、相段之上右入用相済し申候、会所之義ハ名主廻り、

セ話人組頭中

一 巳ノ七月中、喜兵衛不斗出願差出し申候、但し歳貳拾

一 巳ノ正月中、<sup>(学力)</sup>覺頭様御年始御出被成、<sup>(守)</sup>御留主見舞、役人拾人・浪人三人小麦粉五合ツ、寄セ、名主ニ而拵遣し申候

同年

一 五人組御改、幸塚村ニ有之候 一 宗門、才川村ニ有之候  
一 同年、御引石八斗被仰付候

一 同年、鹿嶋大神宮立府初尾、式百文納申候

一 文化七年正月廿六日、名主利右衛門跡役、治右衛門江相渡し申候

一 同年三月十二日、五人組御改御宿被仰付相勤申候、諸掛り之義ハ反別役地江割ル、諸入用丁錢拾貫九百五拾八文、内丁錢三貫九百五拾三文、社倉麦ニ而人足代共ニ引、差引而七貫ト五文、拾四町壹反九畝へ割ル、反ニ五拾文かけニ仕候、以上

一 同年二月中、伊左衛門本組潰願差上申候、田畑引請人物右衛門卜願出し申候、以上

一 文化七年午ノ正月中、御殿様御病氣ニ付、青柳・北代田・才川・清王寺・幸塚・下細井・龍藏寺七ヶ村ニ而、龍藏寺<sup>(護摩)</sup>ニ而<sup>ごま</sup>をたき、金壹分式朱相納、壹ヶ村三百七十式文ツ、割合申候、以上

一 同年二月中、<sup>(逝去)</sup>御セいきよニ付、<sup>(注一七)</sup>右七ヶ村ニ而金百疋、外ニ

紙代差上申候、割合式百六拾文差出申候、以上

一 同年二月、良人家作ニ付、元ノ所へ御願申上、かや五拾四東三ヶ年賦ニ拝借仕候

一 文化八年未ノ正月中、伊勢崎御領分植木村伴七弟伴右衛門義、茂兵衛後家へ後家入ニ奉願上候  
未ノ年

一 御引石壹石被仰付候

午ノ正月中

一 組頭宇右衛門跡役、村中相談之上減し申候  
午ノ二月中

一 組頭己右衛門跡役、清兵衛相成申候

未ノとし五月中

一 違<sup>(土カ)</sup>ひ戸手切候ニ付、御願申上候処、小針谷平殿御出張ニ而、青柳・下細井・当村三ヶ村ニ而諸入用人足差出し申候

未

一 年十二月中、義兵衛御手廻り相勤申候処、申ノ正月十一日御普代ニ被仰付、後養子上沖郷浅八悴平七養子引取申候

申ノとし

一 傳藏弟栄助、申ノ二月中、本組願差出、分家仕候

二月中

一 同年、弥藤左衛門後家、本組潰御願申上候

二月中

一 同年、久兵衛女房堀越村利八女子、仲立清藏ニ而引取申候

一 同年、桑藏不斗出届二月十日ニ差出し候処、三十日尋被仰

付候

一 申ノ正月中、名主治右衛門跡役、利右衛門江相渡し申候

一 白川満水、六月廿八日出水ニ付、拾分壺大豆延石計御取

立、元石御免し被下候

一札之事

一金式分、当村名主廻りニ預置申所、相違無御座候、然上

者、今迄之通、其元地面江水掛申候所、村中一流内々致承

知候ニ付、年々堰御普請之節、此金子之利足ヲ以、堰入用

致助成候、併末世於村方ニ不承知之者有之候ハ、其節

者、右之元金相返シ可申候、為後日依而如件

天神堰御用堀下発田江水引候ニ付、左之通り御座候

龍藏寺村

名主 治右衛門 (印)

組頭 利右衛門 (印)

文化九年申ノ正月

同 政右衛門 (印)  
同 良 八 (印)

日輪寺善助  
文化十一年戌三月御普請ノ節、三百酒代持参仕候

御世話人 当村 渋川杲庵老

日輪寺村 善助殿

一札之事

一 青柳村分 上麦田壺反拾六歩

右下田拾歩

持主

己右衛門

右者、己右衛門病死ニ付、一家五人組ニ而作配可仕所、難

儀之筋申立候ニ付、金子式両此方江預置、利足ヲ以糞代ニ

仕、作人ヲ付世話仕候上者、重而御年貢・諸掛り等各々方

江御苦勞掛申間鋪候、為後日仍而如件

中通龍藏寺村

世話人 伴右衛門

組頭 治右衛門

同 清兵衛

同 政右衛門

同 良 八

名主 利右衛門

己右衛門殿

一家中

一 同年、大豆不作(消カ)ニ而延石計御上納仕候  
~~~~~

一 同年六月廿八日、白川満水ニ而(被官免カ)ひかんめん畑砂入ニ相成候、其外水入一統ニ御座候

文化十酉ノ二月

一 久四郎事、本組潰御願申上候、拾五ケ年風与出之処

一 小兵衛、本組潰御願申上候、九ケ年風与出之処

一 常八養子太郎吉、岩鼻領青梨子村常右衛門男子、仲立同村

善兵衛ニ而酉ノ二月中引取申候

一 宇右衛門後家江、松平肥後守様御領分越後国三嶋郡相沢村

定八悴定次郎後家入ニ、仲立当村伊介ニ而酉ノ二月中引取

申候

一 佐次右衛門儀、文化十酉ノ年■二月中、松平直之丞様御領

分西上州碓氷郡人見村へ無抛内々ニ而差送り申候、此義者

村役人者知らぬ分也

送り証文并寺送り共、外ニ而出来候与承り申候事、世話人

与右衛門

一 諸帳面送帳、文化三寅ノ年より送り帳面改置也

一 文化九申ノ十一月、諸役代附帳改也

一 覚頭田海、申ノ正月六日ニ遷化、同十一月廿五日迄村方昼  
夜番仕候

一 文化九申ノ正月(カ)中、組頭傳藏跡役、宗兵衛相勤申候  
~~~~~

一 同年十二月十九日、龍藏寺入院、江戸東叡山慈心院参ル

一 文化十一戌ノ正月(カ)中、名主利右衛門跡役、治右衛門へ相渡  
し申候

一 文化十一年戌二月三日より同十六日迄白川さらい、寄人足

ニ而飯嶋熊治郎殿御出張御普請被成下候、以上、名主治右

衛門代

一 同年戌ノ三月十六日より同廿四日迄日数九日、青柳村・下

細井村、右両村より人足八十一人出ル、村人足八十人、

梓差五拾人、籠作拾人、伝馬式拾疋、是ハ杭木村取、梓

木貫木ノ分、御伝馬人足ニ而持込

一 文化十一年戌ノ二月中、定次郎家内不残かけをち仕候

一 同年三月より、やく病はやり、御寺ニ而ごま、村内出銭ニ

而仕候所、(病み)やみ候者不残しに申候ニ付、大般若村中家別ニ

百文出ニ而、大師様へ千度参、軒別ニ大般若持込申候而相

濟

一 文化十一酉(戌カ)ノ正月六日、龍藏寺田海覚頭遷化仕候、正月六  
日より同年十一月廿六日迄、村中役人壱人・小前式人ツ、

昼夜勤番相詰申候、後住羽州羽黒山別当代慈心院亮明覚頭、十二月十九日寺院ニ御座候、尤霜月廿六日寺請取参ル、寺相渡し申候

一 幾右衛門女房不斗出願、子ノ二月中差出し申候

一 文化十三子ノ年、龍藏寺堀立替普請有之

一 伊助智養子、館林領堀越村和助弟金藏与申、当正中引取申候、同年八月中不縁仕候、丑ノ二月中不縁願仕候、子ノ

十二月中堀越村和助方へ送り申候

一 同年閏八月四日、大嵐ニ而不作仕候ニ付、御用捨四石三斗

被下、又々跡より摺減米与して当村へ延石ニ而米式表被<sup>(俵)</sup>

下、但し米納高式拾式表ト三斗三升壺合上納仕候、摺減米之儀者、代下地・検見地共一同ニ割申候

一 文化十四、名主利右衛門跡役、清兵衛相勤申候

一 文化十三子ノ年、白井澤水寺<sup>(水澤カ)</sup>留場料三百文ツ、相定申候

一 文化十四丑ノ年三月十五日より廿四日迄大師開帳、村若者

揃者似<sup>(真カ)</sup>、十八日より晴天三日程、初日雨天ニ而廿二日迄<sup>(検断カ)</sup>

致、十五日より廿四日迄御見段、同月政右衛門悴林蔵、川越坂戸村ニ而田安様御領分之者を切、同月廿八日ニ政右衛

門・幸太夫川越へ出立致、内事ニ相成候、四月五日村方

<sup>(帰)</sup>かいり、文化十五年寅ノ正月与右衛門智養子勝蔵、御他領

村越茂助様御知行所上州郡馬郡有馬村市太郎弟、仲立当村伊助を以縁組、当寅ノ正月引取、同年定七智藤兵衛他領稻葉丹後守様御領分上州勢多郡上三原田村仲右衛門甥、仲立

当村幾右衛門を以縁組、当正中引取

一 同年、仁助女房、御他領岩本内膳正様御知行所上州勢多郡

上仲郷惣右衛門姉、仲立当村弥源次を以縁組、当正月引

取、同年吉兵衛姉りよ、御領分上細井村仁兵衛女房ニ、仲立同村忠蔵を以縁組

一 同年、伊五郎妹たか、御領分東上ノ宮村清兵衛養子ニ、仲

立当村庄兵衛を以縁組仕候、当村家主条蔵、同年正月除帳仕候、関根河原人足惣代当村与右衛門相勤、同年四月四日

より年号改、文政元年改、同月当村伴右衛門家内三人風与出跡退転致、同八月龍藏寺様御公方様御法事ニ付、江戸へ

御出、十二月御仲間割元被 仰付、尤端気村・鳥取村三ヶ

村相談之上、<sup>(先)</sup>千年通り当村引請、両村より三貫文ツ、取

一文政二年正月、龍藏寺様御年始番ニ江戸御出、同三月十八

日組合村々頼ニ付、青柳山ニ而宗門御改、御奉行多賀谷丹

助様御出、上下拾四人、小坂子村より送り、当村役人式人小坂子村泊り<sup>(案)</sup>安内致、伝馬四疋、其外人足右之人數送り小

沢村迄、此入用青柳山江金壺両礼致、惣ノ式拾九貫貳百七十八文、小人壺人付拾文掛、同年勸農御代官才見兵藏様・

小河銀藏様東役所を立、其外在ニ勸農御掛り小暮村須田六

郎左衛門・小久保村住屋武兵衛・力丸羽鳥幸五郎・須田祐右衛門・大嶋久兵衛勸農掛り

一 閏四月、殿様浅草御火けし被 仰付、式分金吹、卯九月より小判吹直し、廿日より引替、公方様西丸ニをい而御男子

様御生、嘉千代様与奉称、同年十一月廿三日大師開帳

村々ニ勸農きも入を立、一組を立、村ニきも入利右衛門・

良八・政右衛門・庄兵衛、郷例定、卯十一月より入礼

一文政二卯ノ年、御仲間割元端気村・鳥取村・当村右三ヶ村

へ被仰候ニ付、当村ニ而相勤申候、右両村より三貫文ツ、勤料請取相勤申候  
名主清兵衛

一文政三辰ノ年二月中、名主清兵衛跡役、利右衛門相勤申候

一同年、天神堰粹立替御普請、御出張津田守平様、四月三日

より同十日迄懸り、御用木・長物持込ニ被仰付、外村方ニ而請取申候

一文政四巳ノ正月中、村絵図面仕立、御役所へ差上申候、但

し扣へ壺枚村へ置

一文政五午ノ正月中、名主利右衛門跡役、与兵衛相勤メ申候

一文政七申ノ年正月中、名主与兵衛跡役、利右衛門相勤メ申候

一同年三月七日、宗門改宿村相勤メ申候、御役人名前記、能勢栄右衛門様・鷺田傳藏様・御目代杉辺亀太郎様御出張  
此年諸掛り村中人別へ割、百廿壺人惣高懸り七貫五百文、

壺人ニ付六十二文ツ、青柳山へ奉納五拾疋御札ニ遣ス  
一同年天神堰立替御普請、石村幸太様御出張ニ付、四月中出来致し候

一同年二月中、本組伊右衛門・後家くら式家断絶潰ニいたし申候、田畑弥兵衛引受申候

家主壺人者

一 團藏 田畑式反五畝歩所持仕候 親類弥兵衛 此四筆文政三

家主 辰ノ二月中御

一 平吉 田畑壺反九畝三步 同平治郎 願、本組断絶

家主 いたし候

一 清七 畑壺反七畝拾四歩 同伊助 是ハ文政三辰

家主 ノ二月中

一 藤左衛門 畑壺反九畝三分 同弥源次

女房 畑壺反九畝三分

一文政七申ノ年五月十三日夕方、氷打ニ而、青小麦其外作入

不残打落し申候

右ニ付夫食拝借願仕候処、夫食金与して耆人ニ付、一日売  
麦三合ツ、六月朔日より閏八月晦日、日数百拾七日、(注二〇)  
当村人数六拾貳人御拝借仕候、外ニ佐平儀者、七月・八月二  
ケ月々五拾九日、同家内五人麦八斗八升五合ト兩貳石四斗  
相場ニ而拝借仕候、都合貳拾貳石六斗四升七合、兩貳石  
四斗かへニ而此金九兩壹分貳朱ト三匁六分七厘五毛、家数  
貳拾軒、耆人ニ付八匁七分七厘五毛ツ、七月十二日拝借  
下り、同十三日村方江貸附申候、返納之義者、来ル酉ノ五  
月中返納之証文差上、御代官所より金子渡ル

三日

一 同年四月中より居堰御普請悴立替始り、御普請方石村幸太  
様御出張、同五日迄御出、七日迄御普請掛り、青柳・下細  
井よりも人足出ス  
同十六日満水ニ而梓貳組損し、同廿日ニ堰木小暮より請  
取、廿三日ニ津田重兵衛殿御出張ニ而御普請仕候、梓差人  
足々七拾五人  
小暮より木付伝馬七拾五疋、木切人足兩度ニ而拾六人、皆  
村取ニ而請取申候  
一 同年、氷打ニ付拾分壹麦元石御免、延穀計り上納  
一 同年、耆朱歩判金、五月中より通用御触御座候  
一 同年、拾分壹大豆出水ニ付、元石御用捨、延計御上納仕候

一文政八酉年六月十六日、申ノ年拝借金不残御上江差上、御  
返納仕候

一文政十亥年、名主利右衛門跡役、治右衛門江相渡り申候  
一 同年、五人組御改御宿村御座候、諸掛り反別江割  
一 同年、龍藏寺惣屋根替、村内よりもち貳斗つき、酒貳朱分  
相納申候

一 同年、元三大師日ごま、耆人前金貳分、貳人前耆兩也、当  
村ニ而金拾貳兩貳分、四年ニ奉納仕候

一 同年、若殿様御入被遊候ニ付、百石ニ付金三兩貳分高掛被  
仰付候(注二一)

一文政十一年子ノ正月十一日、高役出情(精)ニ付、五百御酒代被  
下候

一 同年三月中、名主・組頭・長百姓右三人上下ニ而、御役ニ  
而御酒被下置候

一 同年、白川さらい御普請、寄御人足ニ而須関九郎兵衛殿御  
出張ニ而仕候

一 同年六月廿九日、大あめ・大風ニ而、川々満水ニ而所々  
堰・橋拔申候、当村ニも寺ノ後水入ニ相成申候



一文政十二丑ノ年、名主治右衛門跡役、二月より惣右衛門相勤メ申候

文政十一子ノ極月廿九日

一大神宮勸化、村中ニ而金貳分貳朱ト四百文相納申候

一文政十三寅年、五人組頭利右衛門跡又吉、正兵衛跡幸太夫、夕介跡喜兵衛、長百姓又吉跡吉兵衛、名主惣右衛門跡与兵衛相勤申候

文政十二丑年

一公儀御年頭被 仰付、丑ノ正月廿日出立ニ而五料御関所本供ニ而罷通、村中不残、青柳村役人、外二人足、北代田村役人、外二人足迄七拾人ほど送り申候、此内村役人式人前橋迄送り、右之人数不残其夜四ツ時かへり、不残酒を出し、夜飯お出し、同廿日より村中御寺番相可勤之所、此内(懸意カ)こん位之者九人御頼ニて寺番相勤申候、名主治右衛門跡役惣右衛門相勤申候

一同年三月十六日、学頭様江戸より御かへり之事、同日夜、高張六張、箱ちやうちん四ツ、人数七拾人、其外明々(銘々カ)てちやうちんニて其夜五ツ半時龍藏寺入、村々役人右之人数江不残酒を出し、夜飯迄茂相出し申候

一同年三月十八日、惣吉倅竹五郎、江戸御領分八須村伯父(ママ)方より龍藏寺村江郷廻り様御こゑ掛りニて引取申候、以上

一文政十二寅年より天保改(三カ)(一八三〇)

一天保四癸巳年四月中、名主与兵衛御役義、御免ニ相成候、跡役利右衛門ト相成申候

一天保三辰年十二月八日、御寺水車火事ニて

同巳四月中迄出来仕候、但し車之義ハ壺ケ月三ツ割ニて寺分十日、村中廿日ト相定申候、以上

一天保四巳年、稲毛秋毛不作ニ付、当年より御定免之処、披免御検見請、石物等高直成ル、米両ニ四斗四升位、壺両ニ八斗、小麦両八斗、割壺升百貳拾四文、米壺升百六拾四文一御上様より極々貧窮之者江、米壺斗貳升八勺ツ、老人前江拝借米出候

一天保五甲午歳二月、度々江戸大火ニ而、国々穀差遣し之大目附より度々御触有

一天保四巳年六月、義親隠居、江戸本庄押上金昌寺江、後住(所)

江戸牛込三光院より直ル、七月入院、八月担方(先例通カ)振舞こゝこゝ三日之間

一天保六乙未年八月中 公儀御法事有、龍藏寺江戸江参ル

一巳午未申年、名主利右衛門

一天保六乙未年、天保通宝百文銭始る

一同年、若殿様御乗出し(注二二)

一午未申迄御定免ニ定メ

一天保七丙申年、秋作不作ニ付、極貧物へ御手当として、同

十二月より酉二月迄ニ麦壹人前ニ付式斗四升貸附、当村人

数合九人拝借人

一同年より穀相場高直ニ相成、米両ニ古米式斗四升位、新米

式斗八升位、麦両ニ五斗位、小麦三斗八升位、小豆両ニ三

斗三升位、稗両ニ壹石五斗位、大豆五斗位、麦鼻■壹升八

十文ツ、小わり壹升百式拾四文ツ、

一名主天保四巳年より午未申酉迄五ケ年、利右衛門相勤申候

一天保八丁酉正月中、郷藏盗人立入、大豆壹俵・麦壹俵被盜

取、同正月中穀取郷廻御出ニ付、番人被改申候、当番彦太

夫・元右衛門、此兩人化矢留被仰付、同十一月十三日呼出(過失カ)

有、右同断被仰付

一天保七丙申年四月より八月迄、留(雨)ふり申候

一同年、龍藏寺積金始り、惣檀中六百斬(軒)有、壹軒ニ付銀三  
匁ツ、壹ケ年積立、拾ケ年ノ間積立る者也

一同年天保八丁酉年二月十六日、寄合有、村中惣出、人足伝

馬代上ル

真壁下人足壹人役六拾五文ツ、式人迄立、其上四拾五文也

伝馬小暮・石井・峯・小坂子より前橋迄 百式拾四文

同溝呂木・八崎・樽・白井・駒形 百七十二文

同五料・津久田 式百五十文

前橋御用 七拾式文

村御用 四十文

村人足 三十二文

右之通相極申候

一天保八丁酉年、世間一同は(麻疹)しかはやる

一同年、銭相場六貫式百文相場成ル

一同年、宗門御改、村切、名主宅ニ而印形取也、当壹ケ年切

一同年、五人組御改、七月八月廿三日迄相延こゝ

一天保八丁酉年四月中、穀相場・銭相場六貫六百文

米 両ニ式斗式升 むぎばな壹升 百文

餅米同	壹斗八升	小わり	同	百四十八文
割	同	同	同	貳百八十文
麦	同	白米	同	三百文
小麦同	貳斗八升	餅白米	同	三百六十四文
小豆同	貳斗四升	小豆	同	貳百八十文
大豆同	四斗四升	大豆	同	百五十文

天保八丁酉年、五兩判吹立之御触有、八月中

同年十一月、片貝村ニ入仏有、東光院ニ而致し、龍藏寺江隠し、寺より五人計り参、乱入うたれ、其夜僧耆人片貝村ニ居、十一月廿四日夕方、前橋よりけんし参り、同廿六日引取相成、追々内済人参ル

十一月廿四日、村中より見舞二片貝村迄皆参ル	内済人	北代田村	長次平
	三俣村		浅吉
十二月月中相济相成申候	下冲之郷	元右衛門	
為包金拾兩ニ而相济	当村	利右衛門	

天保九戊戌年

(注二三)  
公儀御世替り二付、龍藏寺江戸表出席、三月十六日出立  
但し御世替りハ天保八丁酉年中

天保九戊戌年穀相場之覚 四月中  
米壹兩ニ付 五斗貳升  
麦同 九斗五升  
大豆 八斗五升  
同年、御仲間割元被 仰付、名主・組頭・長百姓共ニ差留ニ相成

端氣・取取・龍藏寺村三ヶ村ニ相勤申候  
取取村願ニ而取取ニ而相勤  
(よない)  
耆ヶ村ニ而五貫文ツ、与荷出ス  
龍藏寺村  
端氣村より

同年、耆分銀吹立ニ相成、同年南鐮相止ニ相成

同年、御世替り二付、御順見有之、四月中人足・伝馬差出し  
(巡)  
龍藏寺村 人足 伝馬  
戊四月廿一日夕方より 人足六人 吉兵衛 狼仙男  
長井小川田村迄参ル 伝馬三疋 源二郎 代二郎

荷持弥平	友造	杲庵男
金吾		和吉
要右衛門		木市
四月廿二日八ツ時返り	利右衛門男	バ三疋
長井小川田村四月廿一日泊り、	長五郎	(幸領)
同廿二日米野昼、前橋泊り	村役人	才料
	与兵衛	市良

天保九戊戌年閏四月朔日、覺頭江戸より返り  
同年八月廿六日ヨリ前橋本町ニ而江戸■芝居始る、近村  
不作打続候ニ而、相談之上見物相止議定仕、八月廿六日ヨリ  
九月九日迄有

穀相場之覚

戊九月九日 米 両二 四斗八升位

麦 同 九斗五升、下物壺石位

大豆同 上七斗位

中七斗五升位

糸相場

両二 百五十目位

天保十己亥年正月、覺頭 公儀御年始ニ参ル、同年四月朔  
日返り、村より杉造・利兵衛参ル

同年、名主与兵衛相勤申候、跡役利兵衛

穀相場

米 壺石位

麦 式石四斗位

天保十一庚子年、名主利兵衛相勤申候

同年十一月五日、殿様羽州庄内へ所替之御触有之  
(注二四)

天保十二辛丑年正月、名主利兵衛江戸居リニ成ル

同年閏正月晦日、大御所様御病死  
(注二五)

同年、龍蔵寺覺頭江戸江出府、二月十日出立

天保十一庚子年十二月中、不斗出除帳仕候

家主

一 はや 天保六未年不斗出、六月中

家主

一 嘉平 天保十一子年四月中不斗出

天保十二辛丑年正月中、不斗出ニ付除帳仕候

家主

一 清五郎 天保十一庚子年七月中不斗出

同年閏正月中

家主

病死願

一 きせ

家主権六

一 後家

家主

一 儀介

右三人断絶、除帳仕候

一 同年七月、殿様御所替休<sup>止</sup>ニ相成、其上御加増式万石被仰付  
居之御触有之

一米 壹斗九升式合六勺

杲庵

一同 壹俵ト壹斗八升六合式勺

狼仙

一同 壹斗三升三勺

安兵衛

一同 壹俵ト壹斗六合六勺

与兵衛

一同 三斗三升式合五勺

金吾

四俵ト壹斗式升八合式勺 村方不残之納

右者、天保七申年米上納之分村中不残、右之通扣置者也  
(控力)

御寄附米共ニ

天保十二辛丑年九月廿二日夜、荒牧清吉方江当村若者拾式人  
計参り、当村久兵衛女子ヲ辰蔵連行、女子取ニ参ル、仲人罷  
出預置、皆返り、夫より作久間庄兵衛立入、同十二月中女子  
荒牧江遣ス事ニ而内濟仕候

天保十三壬寅年、名主利兵衛ト成ル

同年三月十八日、宗門宿村被仰付、名主宅ニ而致ス

同年四月朔日より同十五日迄、赤城山開帳、但し山ニ而

天保十三壬寅年六月中、糸相場扣、両ニ式百八十目位

同年十二月中、穀相場、両ニ米壹石壹斗五升位

同年、日光御社参有触、十一月中廻り、但し天保十四卯年ニ  
同年、天保曆と改ル、十二月中御触有之

天保十四癸卯年、龍蔵寺学頭 公儀御法事ニ而江戸出立、正  
月十二日

同年、名主利兵衛ニ居りと成、利兵衛、利右衛門ト改名致ス

乍恐以書付奉願上候

岩本内膳正様御知行所勢多郡

(姓)  
百性源七弟

一 長吉 年四拾九

女房 年四拾八

男子 吉蔵 年拾五

女子 みと 年式拾式

右之者共儀、当村清五郎不斗出跡相続人ニ、当村小兵衛世  
話ニ而貫引取申度奉願上候、尤先方御法度之切支丹類施<sup>(族)</sup>ニ  
而者無御座候ニ付、被 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存  
候、然上者、先方より慥成送り証文取置、御用節者、御覽  
入可申候、右願之通被 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存  
候、已上

中通龍蔵寺村

天保十四癸卯年

組頭 小兵衛印

二月

同 治右衛門印

同 吉兵衛印  
同 金 吾印  
名主 利兵衛印

一天保十四癸卯年四月、日光 御社参有之

一同年八月、川越領老万四千石余、御替地ニ成  
但し村数合式拾六ヶ村、前通・善養寺領・西領・東通之内

一天保十五辰年、名主利兵衛退役ニ付、跡役吉平江渡ル

一天保十五辰年、高札立替成、三月中、但諸入用役地反掛ケ  
之事、并五人組御改宿村被仰付

(弘化二年)  
一天保十六巳年、名主吉平退役、跡役利兵衛へ渡ル

(天保十五年、一八四四)  
一同年、弘化改ル

(弘化二年カ)  
一同年、違作ニ付、引石定免之处、破免ニ而定免穀二者上三分引被下置候事

一弘化三丙午年、名主利兵衛江居ニ成ル

一同年、郷藏盜賊立入、米老俵紛失仕候、但し内事ニ而上江届不申候、番人小兵衛、但し老俵米代、三分一番人差出申候、三分一番・式分村与荷ニ村相談之上取極申候也

金式分式朱卜七百七拾三文、番人小兵衛老貫文差出、但し

見込

一同年六月十九日より七月六日迄、大雨ニ而大水罷出、寺後畑并山迄砂入ニ相成申候、其時郷廻り前嶋賢之介御出張ニ而白川普請有、其後郷廻古川鉄介・御代官嶋田啓六御出張ニ而浚普請有

一同年、拾分老大豆、延穀計り、元穀御免ニ相成

一同年、御殿御焼失ニ付、御領分一統寸志献上、当村ニ而金老兩式分式朱卜三百五拾八文上ル、但十月十九日

一同年十月十二日、高百石ニ付、金三兩式分ツ、被仰付候、但来未五月中式兩、来々年申年老兩式分上ル事

一弘化四丁未年、名主利兵衛江居リニ成り、組頭治右衛門・小兵衛・政右衛門・富藏、長百姓元右衛門

一同年二月十五日より白川寄人足相始申候、御<sup>出</sup>張役前嶋賢

之介様、但し二月十五日より同廿二日迄ニ村方ニ居り、二月廿二日より上細井村江移り、同廿九日迄日数十五日之間、普請ニ相成候御人足之覚

惣高千六百七拾八人式分五厘

内

千六拾一人 村数拾七ヶ村村々寄

百廿九人五分 上細井村

四百八拾七人七分五厘 龍藏寺村

ノ

同年十月迄、人足月除被仰付候

同年、五人組御改、三月十三日小坂子村寄

同年、宗門御改御差支二付、五月中旬より之改卜御触有之

一宗門御改、五月廿五日御改、但し上細井村寄

一弘化五戊申年、名主利兵衛居卜成、組頭小兵衛・政右衛

門・吉平・才治、長百姓元右衛門

一同年、白川浚御普請、二月十二日より相始申候、御出張役

中嶋専兵衛殿御出、二月廿二日迄村方宿仕、夫より上細井

村名主江罷越候、晦日迄上細井村居、三月朔日天神堰御普

請始、同二日迄

寄 村数六ヶ村 上大嶋村 端気村

小澤新田 米野村

五代村 横室村

(ママ)

御人足合而六百人 村々

同 式百四十人 上細井村

同 百六十人 龍蔵寺村

人足千人

一同年四月中、御触有之、二月十五日より年号改、嘉永元年

卜改ル

一同年六月迄、月除御人足被仰付候

一同年十一月五日、川越御城御普請出来二而、御領中村々三

役人并小前惣代壹人・石挽人足惣代壹人、都合五人御役所

二而、御吸物二而御酒被下有之候

組頭 小前惣代

吉平 要右衛門

当村 名主 長百姓 石挽惣代

利兵衛 元右衛門 富蔵

但し、名主・組頭者上下着之事

右五人御酒頂戴之事

一同年、蝸代金として村方ニ積金被仰付、軒別式枚割合、当

村式拾六軒都合五拾式枚、但し壹枚ニ付金壹朱ツ、惣高

金三両壹分也

一嘉永二己酉年正月十七日出立二而、龍蔵寺学頭 公儀御

年頭御礼ニ行

一同年、名主利兵衛居り卜成ル、組頭政右衛門・吉平・富

蔵・才治、長百姓元右衛門

一同年正月、名主・組頭入札儀定、判頭之上二而仕

一同年、白川浚御普請有之、二月十日夕話(結力)二而、御出役松村

牧太様御出、十一日より廿一日迄二出来、出来立見分佐利

弾作様・田永千万太様御出、当村二而昼致し、但し青柳

共三ヶ村最合

白川、但し上細井村・龍藏寺村二ヶ村ニ而仕

人足出方

人足五百五拾五人五分 上細井村

郡役当三月迄除キ相成

同 三百九拾六人 龍藏寺村

同 当九月迄除キ相成申候

当村ニ而青柳・上細井・龍藏寺三ヶ村最合ニ而宿致し、掛り三ツ割之事

一 同年二月、当村小兵衛弟義平、岩本大隅守様御知行所勢

多郡上沖之郷八十七方江、上細井村政五郎仲立ニ而、御願

差越申候

一 同年二月、当村久兵衛孫初太郎、前橋横町喜藤治方江養子

ニ差越申候

一 当村龍藏寺借金、村中惣高九拾七両壹分之處、学頭様賢盛

代仕法相立、是迄利足三拾両ニ壹分之處、式拾五両ニ引直

し、利足違ひ之分御減被下、尤少々ツ、銘々元金入ニ致

し、五ヶ年相立候節利違ひ相改、弘化三年御減被下、惣

高金九拾七両壹分之處、金七拾両三分一朱ト減ニ成、元利

合而五ヶ年之間、式拾六両壹分三朱減、誠難有御仕法也

取扱人 村役人

三十四世代

組頭 治右衛門

龍藏寺賢盛様

同 小兵衛

同 政右衛門

同 吉平

名主 利兵衛

嘉永二己酉八月、半納錢之分、来ル戌ノ年、半納之事

一大神宮正遷宮勸化、村中ニ而金式分ト六百拾六文、外ニ金

式朱、龍藏寺より寄進合而金式分式朱ト六百拾六文

一 同年九月十九日、峯藏男子出産ニ付御届申上、御上より養育御手当金式分被下置候、峯藏男子勝介十一月五日病死仕候

候

一 嘉永三庚戌年正月廿日、御逝去御触達有之事

文言之事

(注二六) 殿様御病氣之處、御養生不被為叶、昨廿日巳刻被遊御逝去

候段申来、奉絶 言語候

一 右ニ付、鳴物・高声・殺生・普請御停止ニ有之候、尤無據

普請者、来月四日より御構無之候

一 祭礼祝法等之義、可相止候

一 村々内、町場有之場処者、店ヲ閉可申候、但、市場有之村

方者、市相止可申候

一 村々自身番相立可申候

一 火之元之儀弥入念、夜廻り等嚴敷相守候様可致候

一 桶屋・水車・鍛冶屋之類、店閉置、内ニ而売之商売之細工



致候儀者不苦候

一 商売ニ致候殺生、来ル廿五日より御構無之候

右之通、村々小百姓ニ至迄、不洩様可申聞、尤寺社方并浪人・帯刀人・直支配江も可申聞者也

正月廿一日・同廿三日 午上刻ニ来ル 郡代所

一 嘉永三庚戌年、名主利兵衛退役ニ付、跡役富造江渡ル

村役人 (ママ)

一 同年八月中、村中一同相談之上、拾分壹麦・大豆是迄麦元

代百文ニ付三合八勺掛、大豆元代右同断四合掛ケ之処、減ニ相成、村中元代惣高四拾七貫九百廿文、是江大豆三合

五才 四勺五才掛ケニ成ル、尤取立之節、役人賄附立ニ成ル、麦

(壹勺掛カ) 壹勺  
三合 ■■■ 掛

嘉永四辛亥年、名主富造退役ニ付、跡役利兵衛へ渡ル

同年、白川加籠引并浚御普請、三月六日始ニ而同十八日迄ニ居堰迄出来仕候、尤白川之儀者、上細井村ニケ村ニ而普請之事、出役松村牧太様御出、三月五日夕より八日昼迄御出、同十七日・十八日迄兩日ニ泊リ

右ニ付、村方出人足、正人貳百四拾五人、外ニ増貳百十五

人貳分五厘、正増共ニ四百六拾人貳分五厘

一 右ニ付、郡役月除ニ相成、但十一月迄免除被仰付候

一 同年四月十一日、宗門御改宿村仕候、但名主宅ニ而仕候諸入用惣高丁錢拾六貫七百六十九文

内当村人数九拾八人江壹人ニ付拾文ツ、丁錢九百八十文

外錢八ケ村より小人掛錢寄高金壹分ト貳貫八百八十文、

拾四町壹反九畝江割ル

差引錢丁拾壹貫四百三十五文 反ニ八拾壹文掛ケ

嘉永四亥年五ケ年繼ニ而

一 龍藏寺借金、村借用高之内五ケ年ニ付、金拾六兩貳分程掛ニ相成申候、亥七月廿五日、十一月廿三分貳兩壹分掛也

一 十一月三日より子二月 (ママ) 迄雨雪一切降不申候、百二十日計天氣打続申候

一 嘉永五壬子年、名主利兵衛、御役所ニ而差留被仰付、組頭計替りニ相成申候

一 同年久兵衛養子 四郎八 年四十一

女房 年四十

勢多郡上沖之郷 久造 年十四

市造弟

伊之造 年十二

同 政右衛門

女房小供共ニ貫引取申候

市之介 年五ツ

同 富 造

子二月十二日御役所願、入帳之事

みや 年八ツ

名主 利兵衛

六人内男四人・女二人

一 同年六月十八日、氷乱ニ而前橋辺より南東在式十五六ヶ村

一 嘉永五壬子年、当村天神堰是迄藪箆之所、竹高直二付、

計り大氷打申候、尤其内ニも翌日九ツ時迄氷御座候村方も

諸々相尋候得共、一切竹隣村ニ無之、去十月中御普請御目

有之候、此村杯ハ少々ニ而物之障り無御座候、山水場所、

論見之砌、藪箆分違ひ共不残梓堰御願、尤当年限竹堰之形

至而水無御座候

ニ而御目論見代錢御渡ニ相成候様被 仰付候、御出張奉

一 嘉永五壬子年九月晦日、御酒頂戴、尤社倉積金并蚕積金ニ

請、当廿五日取掛、且下細井村之義ハ先々より捨水差遣候

付、当村ニ而蚕積金五ヶ之内、積高金拾六両老分也

二付、是迄年々人足出来候得共、当年之儀ハ稀成御普請ニ

御酒頂戴人数之覺

付、右村方多分人足差出呉候様、名主嘉右衛門・組頭三左

名主 積金世話方惣代

衛門・金八申談候所、承知之上、御伝馬方荒川多右衛門

利兵衛 治右衛門

殿、廣瀬・桃木堰出人足御免除被成下

組頭 小前惣代

右村より 正人足六十人 但し三日之間式十人ツ、

富造 友蔵

青柳村より正人足六人 右同断

同断

当村白川浚御普請并天神堰共

元右衛門

村方 正人式百五十人計り

一 嘉永六癸丑年二月、村一同相談ニ而、名主役式ヶ年相勤、

是ヲ増貰六百五拾九人式分五厘ニ相成、御郡役月除三月

入替なし議定取極申候

より来丑ノ正月迄、御免除被仰付候

名主利兵衛跡役、富蔵江渡ル

御出役 村役人

松村牧太様 長百姓 友 造

一 同年、白川并天神堰、同所より寺前迄御用水堀払御普請ニ

組頭 治右衛門

相成、村方人足出高式百五十人計り

同 小兵衛

此増五百五十五人

七百九拾五人 正増共二

御出役松村牧太様御出二而、御普請出来仕候、右二付御郡役月除番、四月より来寅ノ四月迄御免除被 仰付候

一 同年二月中、中通三拾七ヶ村組合惣代役、当村利兵衛於御郡代所二被 仰付候

一 嘉永七甲寅年正月十一日、高掛金百石ニ付金五兩ツ、被仰付、尤異国船渡来ニ付、但納方之儀者三月廿九日限り、当村納高金八兩貳分ト貳百八十八文也

一 同年、宗旨・五人組兩改共、名主元ニ而印形取、役所江上、御領中不殘、右之振合ニ御座候

一 同年、白川・天神堰御普請、二月廿二日相始申候  
御出張役 松村牧太様

正人百四拾七人

此増人三百七拾三人貳分五厘

一 同年、前橋江通船 公儀江願濟ニ相成、御普請三月十七日始、当村より一日三人ツ、出人足被仰付候

一 同年正月十一日、御領中一統江高掛金百石ニ付金五兩ツ、被仰付、尤異国船渡来ニ付、上納之儀者三月廿九日限り、村方納高金八兩貳分ト貳百八十八文

一 同年閏七月廿八日、御領中一統上納被仰付、村方ニ而金九

兩三分納方之儀者 金四兩三分貳朱也 当九月納

同貳兩貳分貳朱也 同十一月納  
同貳兩壹分 来卯三月納

尤 殿様水戸様より御養子、<sup>(注二七)</sup>当八月十三日、御引取ニ相成候ニ付

一 同年三月中、前橋江船穩候事ニ相成、新川ヲ堀、端氣川筋御普請ニ付、隣村より多分之人足差出申候、尤人足壹人ニ付、昼扶持代玄米五合ツ、被下置候

村方出人足高六拾壹人

外ニ 伝馬壹疋

此米三斗壹升五合

此代金壹分貳朱ト三百四文頂戴仕候

安政二乙卯年

一 二月十一日

一 同年十二月五日、年号改、<sup>(一八五四)</sup>安政元与替ル

一 安政二卯年二月十一日、<sup>(注二八)</sup>殿様江上金ニ付御酒被下  
当村頂戴之者

名主	役人	役人	小前惣代
富造	松造	小兵衛	才治
惣代	同	同	同
利兵衛	政右衛門	治右衛門	弁藏

一 同年、名主富造退役ニ付、跡役利兵衛相勤申候  
一 同年二月廿一日より白川浚并天神堰普請、同廿四日迄ニ出  
来、同廿五日御見分之事

出役松村牧太様

人足六百拾二人五分 正増共ニ

右ニ付、当四月より来辰正月迄免除

一 白川浚并其堰御普請ニ付、来ル辰ノ正月迄、月除免被仰付  
候、四月二日請書

一 同年、御役所建替ニ付、中通三拾七ヶ村ニ而木出し人足寸  
志仕候

人足惣高扣

千五百人 中通中

追寸志

六百人 同断

追々寸志

三百人 同断

メ三度ニ

式千四百人

伝馬貳百四拾疋

川通分

八崎より下村ニ而

人足五百人

伝馬五拾疋

一 五百人 中通 惣代・野廻りニ而世話方仕候

二月より四月迄ニ

大惣代 小惣代

才川村 田嶋村 米野村

奥平庄兵衛 須田勘右衛門 柳井弥次兵衛

小暮村 小坂子村 勝澤村

同小林桑右衛門 同小林小右衛門 同五十嵐嶺造

上細井村 竜蔵寺村 石井村

同金子伊平治 同渋川利兵衛 同須田甚造

下細井村

同金子又市

下南室村

同五兵衛

右拾耆人ニ而五百人之見込、世話方仕候  
水下ニ而惣代差出候格年扣

廣瀬・桃木八ヶ村組合

下細井村 才川村

清王寺村 龍蔵寺村

幸塚村 北代田村

青柳村 上細井村

一 安政三乙卯年十二月十二日、御郡代ニおゐて中通大惣代役  
(二九)

被仰付候

竜蔵寺村

大惣代 利兵衛

一白川浚御普請、三月四日より御出張、同十一日出来、御見

分有之候

出役

四日五日六日迄  
松村牧太様  
六日より十一日迄  
津田源之介様

正人 式百式十人計り

是ヲ正増共六百三十人式分五厘

三月十七日改

一同年、五人組御改、当村寄村

出役

代官 (カ)  
根本権六様

郷廻 (カ)

長谷川源介様

書役

大串勝之介様

一同年、赤城山里宮、前橋寿延寺江建立始り、三月十四日、

御領中拾七人ニ而世話方被仰付候

中通

向領

南領

才川村

大惣代

惣社町

小惣代

上佐鳥村

小惣代

奥平庄兵衛

野田彦兵衛 (カ)

野田喜兵衛 (カ)

小暮村

同

小村条右衛門 (林カ)

国分村

同

豊吉

宿河内村

大惣代 (カ)

野上今一郎

東通

龍蔵寺村

栗嶋村

三俣村

同

同

大惣代

渋川利兵衛

治太夫

宇吉

川通

前通

荒牧村

公田村

西片貝村

小惣代

野廻

同

関口長吉

石原忠右衛門

九八

西領

八崎村

善光寺村

駒形村

大惣代

大惣代

大惣代

牧野傳右衛門

石原平治

政吉

福嶋村

富田村

小惣代

野廻

角田幸兵衛

星野六太夫

新百性 (姓) 壱軒取立、二月より普請ニ而

一安政三丙辰年四月八日、引移りニ相成申候

新百性

当村笹兵衛屋敷江家作ニ成ル

田畑七反歩程

定吉

村中斷絶跡之分遣申候

女房

普請入用之儀者、村中与荷申候

入用高金五兩貳分式朱卜三百九十一文



(画像…「一同年、赤城山里宮…」の部分)

安政三丙辰年七月四日

御役所建替御普請二付、御領中一同三役人・小前惣代式人御酒被下、名主利兵衛苗字御免被仰付候

名主 小前惣代

澁川利兵衛 吉平

名主・組頭上下着 組頭 同

長百性・小前惣代 松造 嶺造

羽織袴 長百性代 組頭 富造

七月廿一日

一同年十二月廿六日、御仲間中通割元被仰付

竜藏寺村

与荷錢五貫文差出 名主 澁川利兵衛

鳥取村

同断 名主 平林小兵衛

端氣村

端氣村二而相勤申候 名主 所右衛門

一同年、龍藏寺賢盛隱居被仰、後住上総国萩原行元寺被仰

付、尤破露之義者、来ル已正月中

同年、式分金吹替二而通用始ル

一龍藏寺隱居、武州足立吉祥寺二而病死仕候、二月八日

惣金高ノ四拾兩式分式朱也

一安政四丁巳年、白川浚并居堰御普請、二月十五日より始  
ル、御出役内田軍造様御出、同廿一日より居堰、同廿四日  
迄ニ出来申候

正増共ニ  
白川浚  
人足四百拾三人  
正増共ニ

同 三百五十七人五分 居堰  
右ニ付、郡役月除来午ノ正月迄被仰付候

同年、御仕法替ニ付、宗旨・五人組両改共ニ名主元ニ而印形  
取

五人組改 三月三日  
宗門改 同十六日

一安政四丁巳年四月朔日寺請取、来ル同十七日、本町白銀屋  
文之介方より入院、同廿五日より廿七日迄入院振舞之事

一同年七月中、惣檀中ヲ頼、<sup>(カ)</sup>本堂并山王宮・観音堂・鐘付  
堂・下炭屋式ケ所・下小屋壺ケ所、<sup>(カ)</sup>七ヶ所屋根替普請  
十一月より相始、午ノ二月迄皆出来仕候

本堂 作料金三十兩  
山王堂 米三十俵  
尤、<sup>(垂木カ)</sup>たれき鼻のゆへ物<sup>(カ)</sup>直シニ付金七兩相増、  
其外五ヶ所金三兩式分式朱也

一安政五戊午年正月、元三大師開帳願差出、正月十八日被仰  
付、三月三日より同十二日迄十日之間、願差出申候  
一同年、名主渋川利兵衛居り  
一安政五戊午年開帳之次第書

当村担中・若者 <sup>(檀カ)</sup>原ノ郷担中  
茶見世壺ケ所出し りつ花二ツ并人形式人  
下小出村同断 上細井担中

同断 子供角力、五・六十人計り  
北代田村担中 不動堂村担中

花いけ場差シ <sup>(楊注三〇)</sup>湯弓見世壺ケ所  
青柳村担中

宝物方  
右七ヶ村、夫々差出申候

一同年二月八日より白川普請相始、同十三日迄相掛、出役後  
藤莊介様出張  
人足 五百九拾六人五分 当村分 正増共

右ニ付、御郡役当十二月迄月除被仰付候  
組合村 上細井  
当村ニ而宿仕候  
下細井

一 同年三月より学頭様病氣ニ而、五月十八日病死仕候、同十九日御郡代所江、村役人上より届書差出申候

惣代

清二郎

乍恐以書付ヲ以御届奉申上候

(注三一)

一 龍藏寺亮善儀、当三月より病氣之処、次第差重り、昨日病死仕候間、此段御届奉申上候、右二付 公用寺役之義者、上大嶋村浄土院江被仰付下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

一 同年八月十一日、龍藏寺後住、武州忍常光院徳含被仰付、同日寺請取入着仕候、同十二日・同十三日、寺請取渡之事

一同十六日、前橋御役処江後住願、村方名主渋川利兵衛差出、院代・寺社手代案内致事

飯嶋隼太 平出滋太 細屋右衛門尉

竜藏寺村

那須弥平 中澤嘉兵衛

安政五年年

組頭 政右衛門

一 安政五戊午年、龍藏寺徳含十一月三日入院、同十七日・同十八日・十九日、三日之間担中振舞、村方より手伝人

五月

同 松 造

十八日・十九日、三日之間担中振舞、村方より手伝人

名主

(給)

寺社

渋川利兵衛

帳場

名主 渋川利兵衛

半藏

儀兵衛

御役所

組頭 松 造

龍治

光五郎

一 同年五月廿日、大渡江掛橋ニ相成、渡り始、向領大久保村

二 而家内三夫婦之者始、右御普請ニ付、御領中村々より

夫々寸志

饗応方

同 富 藏

才作

昌之介

村方ニ而伝馬式拾八疋

同 富 藏

善兵衛

松太郎

右二付、御役所ニおゐて御酒被下

富造三人

長百姓友 藏

善兵衛

菊太郎

惣代

八月十日

渋川利兵衛

富造

安政六年正月

清二郎始七人

一名主 渋川利兵衛 退役ニ付、跡役 富藏 渡ル



一 安政七庚申年、名主富造

一 同年十一月、年号改、万延元年ト成ル

一 万延<sup>二</sup>■辛酉年、名主洪川利兵衛ト成ル、正月

一 同年二月廿七日、年号改、文久元年ト成ル

一 白川浚御普請ニ付、御出役志鎌話喜之介様

人足七百七十人 正増共ニ

右ニ付、当五月より来ル戌ノ六月迄、御免除被仰付候

一 同年糸相場 両ニ

上糸 五十五目

下 三百目

同

両ニ

中糸 六十目

蛹 上 式百五十目

同

両ニ

下糸 六十五目

中 式百八十目

一 同年■六月、穀相場

両ニ米式斗八升迄

麦七斗迄

小麦四斗五升迄

小豆三斗

大豆四斗五升

一 同年十二月十一日

殿様御病死ニ而、来ル戌二月朔日迄諸事相慎、正月村々ニ  
而も門松迄相休申候

(朱角印)  
「南橘村龍藏寺区长印」

【注記】

注一 安楽寺。茨城県常総市に所在。

注二 津島神社。愛知県津島市に所在。

注三 愛宕神社。京都市右京区に所在。

注四 円通寺。栃木県栃木市に所在。

注五 白井山浄水寺。群馬県渋川市白井（旧群馬郡白井町）  
にあつた寺院。

注六 吉祥寺。埼玉県さいたま市緑区中尾に所在。

注七 宗光寺。栃木県真岡市長沼に所在。

注八 元三大師（がんだいし）。第十八代天台座主良

源。

注九 旗本。

注一〇 くつわ。たづな。

注一一 ゴトウイカ。ケンサキイカの別名。

注一二 守随家は江戸秤座。秤の製作・販売・補修の特権を持っていた。高崎町に出張所があった。

注二八 十代藩主松平直侯（前出）。

注一三 正誼（まさのぶ）。山城淀藩第七代藩主。

注二九 行元寺。千葉県いすみ市荻原に所在。

注一四 如来寺。千葉県匝瑳市長谷（ながや）に所在。

注三〇 楊弓は楊柳で作られた遊戯用の小弓。

注一五 七代藩主直温（なおのぶ）兄の知豊。文化元年七月

注三一 常光院。埼玉県熊谷市上中条に所在。

三日没。

注三二 直侯（前出）。文久元年十二月十日没。二十三歳。法号は建中院、墓所は川越喜多院。

注一六 五代藩主朝矩（ともりの）の生母。

注一七 二代藩主直恒（なおつね）。二月二十一日没。

注一八 後の十二代將軍家慶の次男。

注一九 龍藏寺町自治会文書の文書番号199の絵図。

注二〇 文政七年の大の月は八月、小の月は六月、七月、閏八月であった。

注二一 松平斉省（なりさだ）。十一代將軍家斉の二十五男。川越藩の世嗣。

注二二 「若殿様」は松平斉省（前出）。「乗出し」は武家の元服のこと。大名の長子が初めて登城し、將軍に謁見すること。

注二三 家慶が將軍に就任した。

注二四 殿様は八代藩主斉典（なりつね）。庄内への所領替とはいわゆる三方領地替えのこと。

注二五 徳川家斉。

注二六 斉典（前出）。

注二七 松平直侯（なおよし）。徳川斉昭八男。

〈翻刻2〉

安政三丙辰年

龍藏寺代替日記案文扣

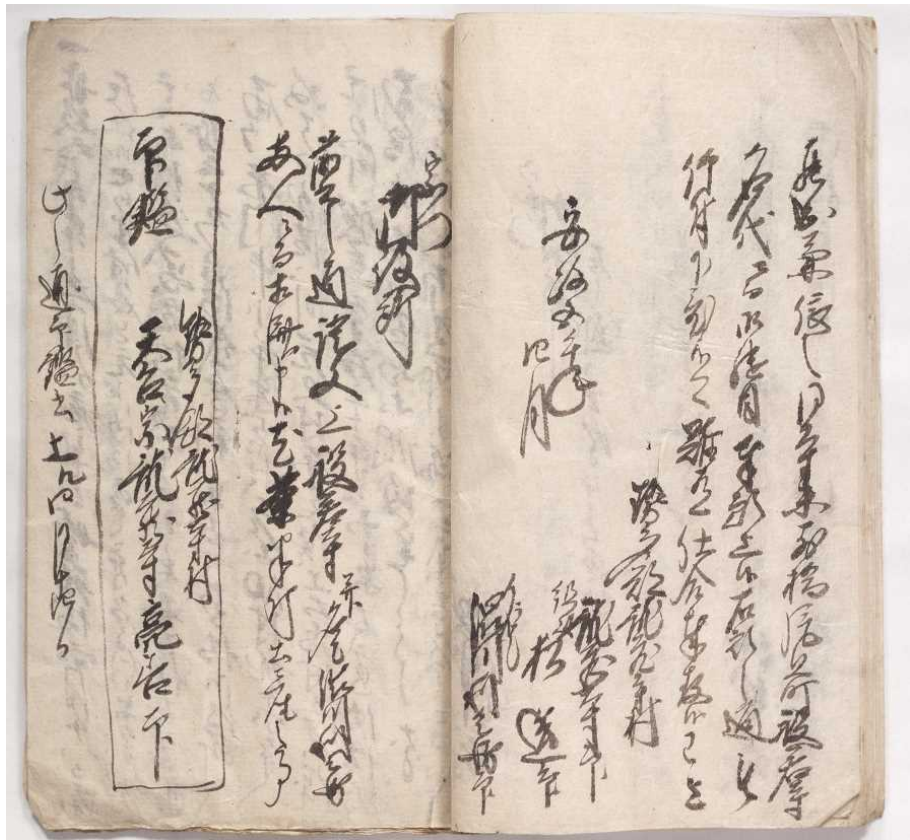
十二月

名主

渋川利兵衛



(画像：表紙)



(画像：「此之通印鑑書上ル」の部分)

(表紙)

一 安政三丙辰年

龍藏寺代替日記案文扣

十二月 名主 渋川利兵衛 一

書状当名

龍藏寺村

上総州萩原(萩)

御役人衆中 行元寺

未得貴意候得共、一簡致啓上候、然者、御先住御事御隠居被成度趣、再応被願上候二付、御願之通御隠居 御免、後住当月十七日拙寺被 仰付候間、是迄之通万端宜頼入存候、猶又入院・寺請取之儀者、追而御沙汰可申入候、恐々不宣

十一月廿九日

上総州萩原

行元寺

龍藏寺村

御役人衆中

以書付奉願候

一 拙僧儀、近頃病身二相成、殊二去冬已来眼病二而、住職相成兼候二付隠居仕、後住之儀者、上総州萩原行元寺 実名

入仕度、檀中村方一同落合之上奉願上候、尤東叡山表茂被 仰付候、右願之通被 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

龍藏寺村

龍藏寺

安政四丁巳年

担中惣代

三月

政右衛門

名主

渋川利兵衛

寺社

御役所

前書之通二而、龍藏寺院代并名主兩人二而願濟二三月六日被仰付候

一 四月朔日、寺請取乗込、尤村方より役人之義ハ翌二日、名

主・組頭不殘立合二而請取渡之事、其夜奥二而酒喰ヲ出、

振舞之事

一 同九日、先住不殘引払、尤村役人前橋迄送り、并両医師同

断之事

一 四月十六日、村役人并料理方相詰、不足之品借用致、万端

差込致候事、尤前橋 御役所江役人老人、弥明日入院之趣

届之事

一 同十七日入院、村方組頭富藏・同松藏、本町白銀屋文之介

方未明罷出、学頭様御目見、村方迄案内仕

(行列部分の画像を後に掲載、以下同じ)

老人

先箱 徒 侍 侍

老人 箱 二荷

村役人

徒

加籠

草履

長力

茶びん

合羽加籠 押

先箱 徒 侍 侍

老人

老人

老人

老人

老人

老人

老人

老人

三人

四人

六尺 四人

老人

老人

院代加籠

六尺 三人

侍 式人

草履 老人

杖

長絵 (柄)

老人

老人

村役上下二而遠門迄出

末門

夫より客殿二而御奉書

名主

表門前迄

読終而奥書院二而

渋川利兵衛

光運寺

酒喰振舞

組頭松 蔵

浄土院

同 治右衛門

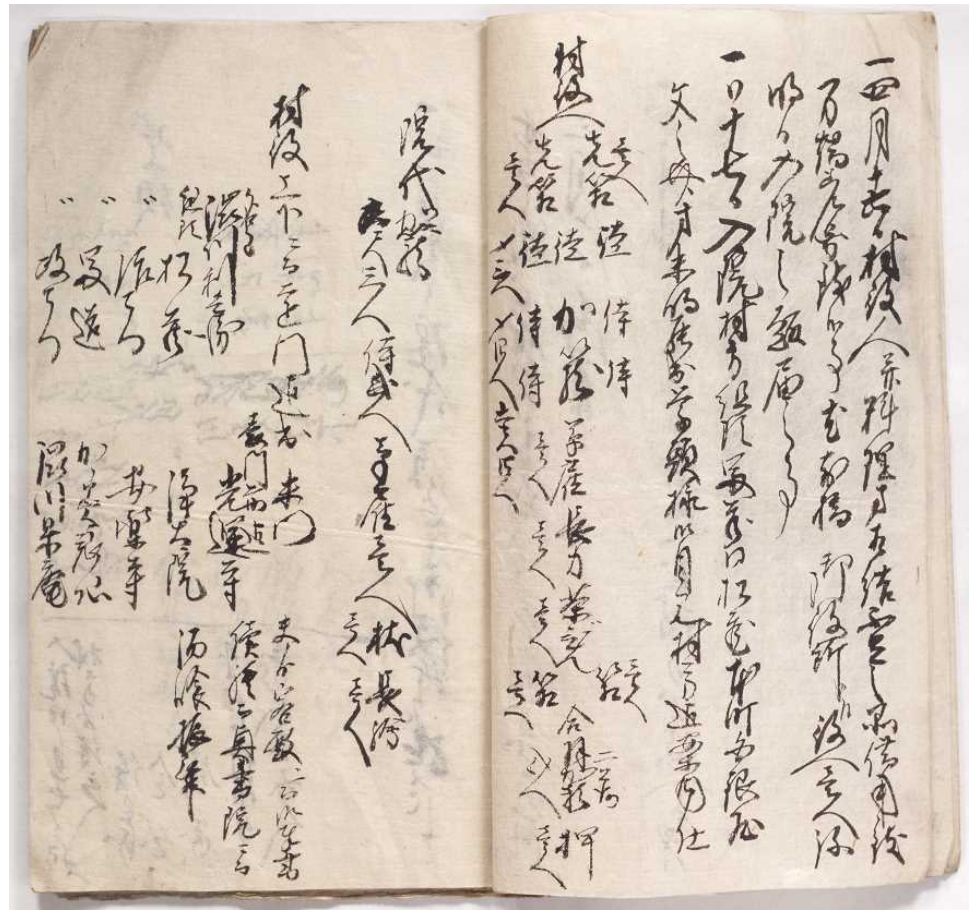
安楽寺

同 富 造

加々美 粮仙

同 政右衛門

渋川 杲庵



(画像…「四月十六日…」の部分)

学頭

寺 靈 光	院 代
寺 十 寺	僧
寺 業 安	門 中

靈 光 三 深	名 主	滋 川 利 兵 衛
寺 十 寺 美 々 叫	組 頭	松 藏
	回	治 右 衛 門
	回	富 藏
	回	政 右 衛 門

一 四 月 十 八 日、院 代 并 名 主、御 役 所 江 繼 メ 与 して 罷 出、手 代  
 衆 五 軒 半 二 壹 状 ツ、土 産 二 而 廻 ル

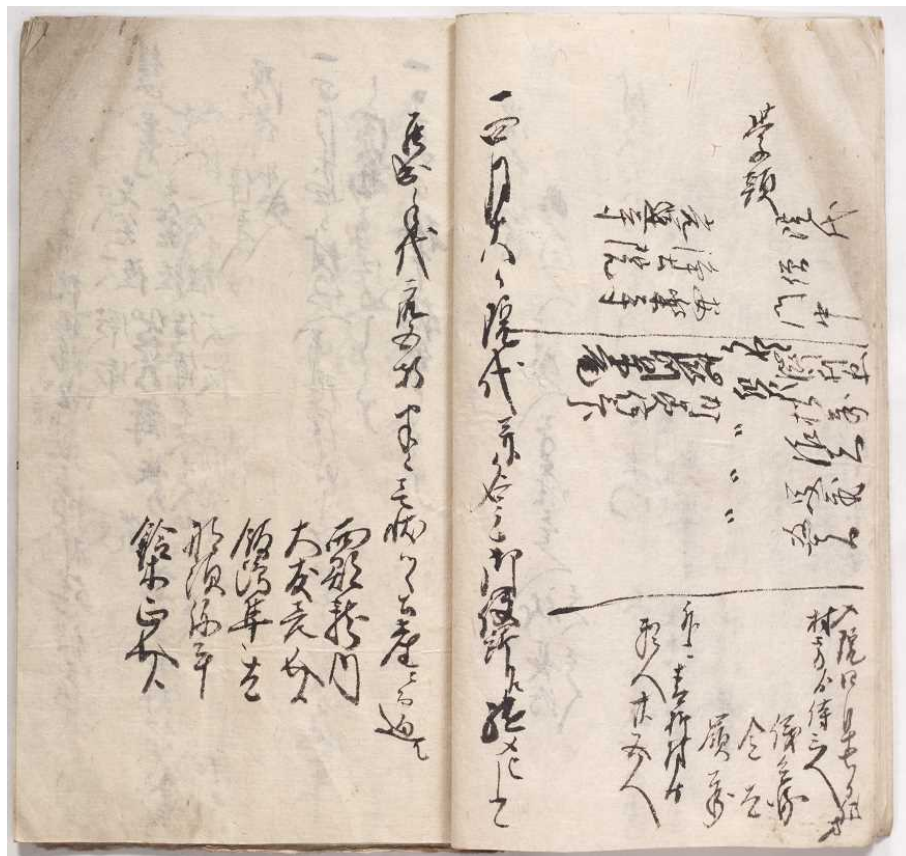
入 院 四 月 十 七 日 供 方  
 村 方 よ り 侍 三 人

外 二 青 柳 村 よ り

頼 人 廿 五 人

儀 兵 衛  
 金 太  
 嶺 藏

西 郡 龍 内  
 大 友 彦 介  
 飯 嶋 隼 太  
 那 須 弥 平  
 鈴 木 正 介



(画像：「学頭、院代、僧……」の部分)

四月廿二日、前橋御陣屋江、学頭様継メ披露之事

一人 三人 一人 一人

先箱徒 侍侍

一人 一人

村役人案内 徒 駕籠 草履 長刀 茶ヒン合羽加籠 式荷

一人 先箱徒 侍侍 一人 一人 一人 一人 一人 一人

一人 一人 一人

一人 一人 一人 一人 一人

一同廿七日

院代 侍 一人

外 式 一人

一 四月廿四日、村役人并料理方之者、翌廿五日より振舞之買物并仕込之事

一 同廿五日、担中振舞之事

小澤

青柳

五ツ時 原之郷上組

九ツ時 田嶋

八ツ時 下細井

四ツ時 同村下組

引田

〆百三十人計り

〆四十人計り

〆五拾三人計り

一同廿六日

下小出

北代田

五ツ時 上小出

四ツ時 天川大嶋

九ツ八ツ時 上細井村

前橋

下大嶋

〆六十人計り

〆六十人計り

〆九十五人計り

猫村

五ツ時 徳澤

四ツ 不動堂

九ツ時 皆澤

八ツ 当村

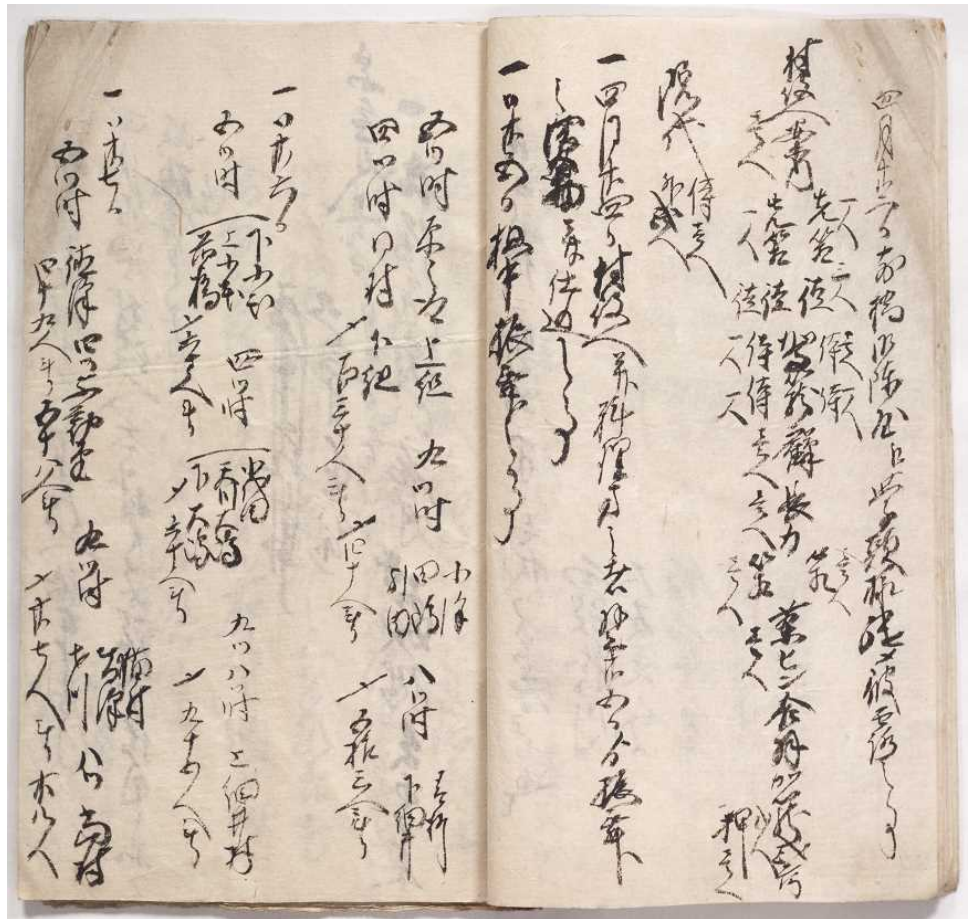
四十九人計り

五十八人計り

才川

廿八人

〆廿七人計り



(画像：「四月廿二日、前橋御陣屋……」の部分)

四月廿七日

終而其夜、村方一同手伝人振舞之事

四月廿八日、村役人立会、村方より諸道具借用之品改

返ス

差上申一札之事

以書付奉願候

宗旨方へ上ル、四月十一日上ル

一拙僧義、近頃病身二相成、殊二去冬已来眼病二而、住職  
 相成兼候二付隠居仕、後住之義者、上総州萩原行元寺亮  
 善仕度、担中村方一同落合之上奉願上候、尤東叡山表茂  
 被仰付候、右願之通被仰付下置候ハ、難有仕合奉存  
 候、已上

龍藏寺村

龍藏寺印

安政四丁巳年

担中惣代

四月

政右衛門印

名主

渋川利兵衛

神社

御役所

前書之通奉願上候処、被仰付候二付、此段御届奉申上候、



已上

右村

龍藏寺印

担中惣代

松造印

安政五午年

四月

宗門

御役所

前書之通証文上、般若寺并名主渋川利兵衛兩人二而相濟申候、尤茶半斤土産之事

名主

渋川利兵衛

宗門

御役所

右之通二而、名主計二而証文上ル

勢多郡龍藏寺村

印鑑 天台宗龍藏寺亮善印

此之通印鑑書上ル、四月十四日

宗旨方へ四月十四日上ル

差上申一札之事

一当村龍藏寺儀、去巳四月中代替二相成、御継目可出之處、此節病氣二付罷出兼、依之、同寺末前橋片貝町般若寺名代二而、御継目奉願上候、右願之通被仰付下置候ハ、難有仕合奉存候、已上

勢多郡龍藏寺村

龍藏寺印

安政五午年

四月

組頭 松造印

名主

渋川利兵衛印

一安政五戊午年三月より病氣二而、学頭様五月十八日病死仕候、七ツ半時名主元江沙汰有之二付、名主利兵衛寺へ詰、

其上村役人富藏・松藏・政右衛門・小兵衛、長百姓友藏罷出、翌十九日院代・名主利兵衛兩人前橋御役所へ届ケ、末

門中江早速書状差出、(津久田)佃村龍泉寺へ政右衛門沙汰二行、片貝村東光院・上大嶋村浄土院・片貝町般若寺、右三ヶ寺江

小兵衛・友藏沙汰二廻ル、前橋二而出合、買物等調、帰宅之事、尤名主利兵衛御役所江、跡公用寺役之義ハ上大嶋村

浄土院相勤候事二願差出、浄土院・利兵衛兩人御役所へ

出、跡寺役之義申上相濟、其より帰寺之事

村方より差出届書之事

村方より差出届書之事

乍恐以書付御届奉申上候

一龍藏寺亮善儀、当三月より病氣之処、次第差重り、昨十八日病死仕候間、此段御届奉申上候、右二付 公用寺役之義者、上大嶋村浄土院江被 仰付下置候ハ、難有仕合奉存候、已上

龍藏寺村

組頭政右衛門印

安政五午年

同 松 藏 印

五月

名主

渋川利兵衛印

寺社

御役所

同日歸寺之上

(了)

# 群馬県立文書館における学校連携の取り組み

―現状報告と今後の展望―

大谷 憲康

## I はじめに

文書館や博物館、図書館、美術館などの公的機関はもちろんのこと、民間企業や各種団体等においても、学校教育との連携、即ち「学校連携（学校支援）」に関する事業の実践や研究が、近年数多くなされている。それらの実践や研究、学校との協力・協働による普及のあり方などから見ても、現代の社会的状況における学校教育への期待や関心、また連携を図ることの重要性を感じ取ることができる。

学校教育は、教育に関する法律<sup>1</sup>に則り、学習指導要領の教育課程の基準（小・中・高・特支等の場合）に沿った教育活動である。そのことを踏まえて取り組まれる連携に、学校側は学校教育の目的達成や学習内容のさらなる充実を期待している。連携を行う各機関や団体にとっては、学校教育の充実という教育活動への貢献はもちろんのこと、周囲への認知や活動意義、業務に関する啓発など「普及啓発」という側面からも、連携を行う意義は大きい。

この「学校連携」は、対象とする学校や実際に学校と連携を行う主体の立場・ねらい等により、取り組み方や範囲、方策等に当然として違いがある。本稿で扱う学校教育との連携である「学校連携」は、「学校教育現場」（教員、児童・生徒）と「史料を保存・活用する機関」（当館）との「収蔵史料の活用を主体」とした連携<sup>2</sup>としての取り組みであり、ここではその現状報告を中心に行う。報告は、連携実践の中心が小学校・中学校である現状から、この2つの校種を中心に行う。よって高校、大学、その他の学校との連携については触れない。また、過去に当館が取り組んできた連携内容等は別にまとめられているので<sup>3</sup>、近年（平成26年度～30年度の5か年）の取り組みを中心に報告するものである。

なお、この5か年間においては、当館を取り巻く状況に様々な変容があった。特に大きなものとして、平成30年度の組織改正<sup>4</sup>が挙げられる。この改正により規則、組織、業務分掌などが新たなものとなり、一つの係（総務普及係）が廃止となった。しかし、本稿は館の業務記録としての意味合いもある

ので、敢えて廃止された係を含めた旧組織体制による報告と  
していることを申し添える。

## II 文書館内における学校連携の位置付け

まず、当文書館で学校連携を行う理由や位置付けを見直す  
ため、その根拠法や分掌を振り返る。

### (1) 法律、条例より

当館は、「地方自治法」、「地方教育行政の組織及び運営に  
関する法律」、「公文書館法」の趣旨に則り、「群馬県立文書館の  
設置に関する条例」<sup>4</sup>を根拠に設置されている。

地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に  
関する事項の大綱を定める「地方自治法」では、その第244条  
において公の施設の設置や管理について明文化している。そ  
して、都道府県・市町村における教育行政を規定している「地  
方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、第30条に「地  
方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、  
博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、  
教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の  
研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教  
育機関を設置することができる。」とある。また、「公文書館  
法」においては、第3条で地方公共団体の公文書等に関する

責務が明記されているとともに、第5条では条例による設置  
を明記している。これらを受けて群馬県では、「教育、学術及  
び文化の発展に寄与するため」に「群馬県立文書館の設置に  
関する条例」を制定し、文書館を設置するに至った。

「群馬県立文書館の設置に関する条例」の第3条では、当  
館が行う業務を「(1) 文書の収集、整理及び保存に関するこ  
と。」「(2) 文書の閲覧その他の利用に関すること。」「(3)  
文書に関する調査研究に関すること。」「(4) 資料集等の編  
さん及び刊行に関すること。」「(5) 文書に関する専門的な  
知識の普及啓発に関すること。」「(6) 前各号に掲げるもの  
のほか、文書館の目的を達成するために必要な業務に関する  
こと。」としており、(5)に普及啓発を明記している。「普及」  
とは「広く行きわたらせる」ことである。そして「啓発」と  
は、「人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識・  
理解に導くこと。」<sup>5</sup>であり、この普及と啓発の意味合いが学  
校との連携を位置付ける上での重要な要因となっている。

### (2) 当館の事務分掌より

前述の「業務として明記されている普及啓発」が、当館の  
分掌としてどのように位置付けられているのか。「群馬県立文  
書館組織規則」<sup>6</sup>第2条には、「文書館に総務普及係<sup>7</sup>、公文書  
係及び古文書係を置く」となっている。そして同第3条には、  
総務普及係の事務分掌として「文書館事業の広報普及に関す

ること」、「公文書係として「公文書等の保存についての啓発及び指導に関すること。」、古文書係として「古文書等の保存についての啓発及び指導に関すること。」と係ごとに普及啓発が明記されている。つまり、広報を主体とした普及業務は「総務普及係」で受け持ち、啓発及び指導に関するものは「公文書係、古文書係」で受け持つことから、具体的な学校連携については、公・古両係が担当するのである。

(3) 当館における普及啓発業務。

前述の条例、規則で規定された業務や事務分掌に基づき、また学校へのはたらきかけの重要性を考慮して、対象を「学校」へ特化した「学校連携」が普及啓発業務として位置付けられている。そして、教育委員会に所属し、各種学校から教員職として異動する職員がいる当館においては、各係の教職出身者が学校連携の担当となっている。

学校連携以外の普及啓発業務は広く一般を対象としており、①「HP(ホームページ)やSNSによる情報の発信」、②「展示開催」、③「講座開催」、④「レファレンス」、⑤「地域連携」がある。それぞれの業務は、広報などの「普及」という面で総務普及係が統括し、啓発という面で各係が具体的に計画・実施を行っている。また学校連携を含め、各業務は普及啓発という枠組みの中で、関連をもって執り行われている。学校連携の内容(実践)については次項で述べるので、ここでは各

業務内容とその関連を簡単に整理する。

①「HPやSNSによる情報の発信」は、当館のHPを活用した普及啓発業務である。館の基本情報を掲載する他、展示や講座の開催に関する情報なども掲載する。HPには平成30年度に開設したSNS(フェイスブック)<sup>1)</sup>のリンクも貼られており、催し物のお知らせや史料紹介などに画像を付けて投稿し、情

報の発信に努めている。また、HPには「目録検索システム」が搭載されており、インターネットを介して当館の収蔵史料を検索することができる。学校連携との関連としては、当館収蔵資料の紹介と実際の授業で



<写真 A> 普及版「授業で使えるぐんまの資料」

の活用を目的として作成・刊行している『普及版 授業で使えるぐんまの資料』<sup>11</sup>の活用があげられる。へ写真A \ HPでは、この作成資料を紹介するだけではなく、掲載内容をPDFファイルとしても公開しており、学校現場で広く活用されるようにしている。

②「展示開催」は、館内の展示室において、館の業務や特徴的な史料の紹介を主とした常設展の他、年2回のテーマ展示や新規公開文書展を開催している。また、展示期間終了後には、インターネットによる展示活用史料の紹介も行っている。この展示開催時に作成した複製資料（展示パネルやレプリカ）は保管されており、学校連携や他機関への貸出などに活用されている。

③「講座開催」には、内容の難易度に応じた2種類の古文書講座の開催がある。この講座は江戸時代から明治時代の群馬県に関する史料を用いて、文書を解読するための基礎知識を習得することを目的として、当館で開催している。また当館のHPにおいて、インターネット古文書講座も開催している。

その他、「ぐんま史料講座」と題して、当館収蔵史料から特徴的な史料を講師が選んで紹介する講座を、年2回開催している。ぐんま史料講座は、より効果的な普及啓

発を図るため、同時期に館内で開催されるテーマ展示と内容を関連させて実施する場合もある。開催される講座自体に学校連携と直接関連している部分は少ないが、当館の重要な普及啓発業務である。

④「レファレンス」は、史料（古文書・歴史的公文書）に親しんでいただくことを目的に、相談日を設けて実施している。相談日は毎月第2、4週の水曜日となっており、古文書の解読に関する事項が中心となっている。この他に、電話や電子メール等でのレファレンスの対応も随時行っており、学校（教員）からのレファレンスにも対応している。

⑤「地域連携」は、「出前なんでも講座」<sup>12</sup>と題し、社会教育機関や地域で開催する講演会等に講師として職員を派遣し、館の業務や公文書・古文書についての解説などを行っている。学校が派遣先の場合もあり、今回の報告には掲載していないが高等学校への出前授業の実績もある。

<sup>13</sup>

III 当文書館における学校連携の取り組み（平成26年度～30年度）

近年の当館における「収蔵史料の活用を主体」とした学校連携の取り組みとしては、(1) 当館内で実施する授業協力、(2) 史料の授業活用(教材化)に関する相談対応、(3) 教員及び児童・生徒向けの普及啓発資料の作成・活用、(4) 教員向け普及活動の4つが主なものとして挙げられる。以下、(1)～(4)について、実際に取り組んだ実践内容を報告する。

#### (1) 当館内で実施する授業協力

児童・生徒の学習活動の「場」の選定は、授業協力を組み立てる上で重要な要因の一つと考えられる。施設や設備、業務に関する調査などを中心とする施設見学の場合はもちろんのこと、当館での授業協力は、

- ・豊富な収蔵史料を活用することができる。
- ・史料の館外搬出などに伴う保存管理上のリスクが少ない。
- ・複数の学校連携担当者(及び他職員)で対応ができる。

の3つの観点から、館内の実施を中心としている(希望があれば外部へ職員の派遣も可能)。

館内で実施される授業協力においては、事前に学校側の担当教員と綿密に打合せ・調整を行い、授業内容を組み立てている。打合せでは、単元全体の目標や本時のねらいを中心に、

学習形態(一斉指導か班別か等)、指導形態(教員主導、館職員主導、IT<sup>14</sup>等)、扱う史料の選定などを協議し、学習内容や計画についての共通理解を図って実際の授業に臨んでいる。以下に記す3つの授業協力の取り組みは、連携を開始した時期は異なるが、毎年継続的に取り組まれている学校連携である。

#### ① 職場体験学習へ中学校第2学年へ

前橋市内の市立中学校との連携で、毎年5名程度の生徒を「職場体験学習」<sup>15</sup>として当館で受け入れ、学習活動を支援している。継続して行われている連携としては最も長く実施されている。実施時期は毎年9月頃であり、3日間の日程(午前9時から午後3時まで)で行われる。生徒たちは当館内で総務普及係、公文書係、古文書係の3係の職員による指導の下、実際の文書館業務を体験している。学校から「どんな仕事をしているところなのか直接自分の目で見学させていただき、可能な範囲で自分の身体で体験させていただく。」及び「職場で働いている人から苦労、喜び、生きがい、社会的役割などについて直接話を伺う。」ことが学習のねらいであることを示されているので、そのねらいに沿った体験的な活動を各係で実施している。各係における具体的な学習内容は、生徒の人数や職員の職務状況等により年度ごとに差異はあるが、

概ね以下のとおりである。(館内見学や史料・施設・業務概要の説明、質疑など基本的な事項は省略する。)

・総務普及係 主として閲覧窓口業務の体験学習

(利用券の発行及びデータ入力業務の体験や、クリアファイルなどの販売物品の袋詰め作業へ写真B)、利用登



〈写真B〉 販売物品の袋詰め作業

・公文書係

録証の整理、開架図書点検、文書検索及び史料の出納などの体験)  
主として県から収集した行政文書の排架作業などの体験学習

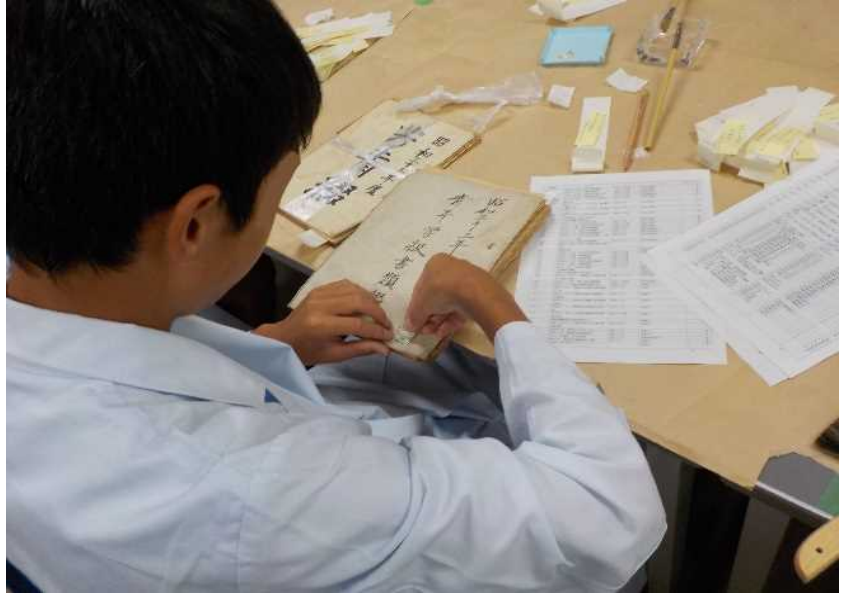
・古文書係

(実物の史料のホコリ払いや、文書番号ラベルを貼り付ける活動へ写真C)、保存箱の組み立て、「こより紐」を使った和綴じ本や大福帳の作製などの体験)  
主として古文書の装備に関する体験学習

②社会科(歴史的分野<sup>16</sup>)の学習 へ 中学校 第1学年

前橋市内の市立中学校との連携で、歴史的分野の学習に対する授業協力を、毎年当館で行っている。活動時期は7月頃(社会科の歴史的分野の学習開始に合わせる人が多い)であり、毎年第1学年(約150名・5クラス)の生徒が、クラス毎に来館している。活動時





〈写真C〉 ラベルを貼る活動

間は、各クラスとも一単位時間（50分）を基本に行っている。

毎年共通する主な学習のねらいとしては、歴史分野の学習導入に際して、歴史に対する興味関心・学習意欲の向上が挙げられている。その上で、今後の学習過程における「調べ学習」に取り組むにあたり、実際の歴史資料とはどういったものなのか理解を深める機会にすることも、本時のねらいとされている。それらのねらいを

踏まえ、当館の見学及び史料の解説等の連携を実施している。

具体的には5つの学習活動実績があり、それら複数の活動を組み合わせ、一単位時間の授業として実施している。実際の組み合わせは、実施年度の学習のねらいや重点項目、生徒の実態に即したものになるように、担当教諭との協議によって決定している。また、活用する収蔵史料に関しても、事前に担当教諭と打ち合わせを行った上で選定している。

・活動ア 展示室において、展示されている複製資料（展示パネルやレプリカ）を観覧し、職員から解説を聞き、郷土の歴史や保存されてきた歴史資料についての関心を高めていく活動。

（実際の学習活動時期に開催されている、テーマ展示の史料を中心に取り扱っている。その他に、生徒たちの身近な地域の史料も取り入れて学習活動を組み立てており、興味関心がより高まるように工夫している。）

・活動イ 閲覧室において、身近な地域に関する各種史料の原本を閲覧し、本物の「歴史資料」に出会う活動。

・活動ウ

（生徒たちが住む地域の江戸時代の五人組帳や絵図の他、郷土群馬の景勝地に関する史料や歴史上の著名な人物に関する原本史料を間近で見学することにより、「歴史」そのものを感じ取れるように工夫している。）

研修室において、江戸時代に作製された約6メートル四方の国絵図<sup>17</sup>の原寸大の複製資料（64分割された特殊マット）を活用して、郷土群馬の昔の姿や、歴史に対する興味関心を高めていく体験的な活動。〈写真D〉

（分割されたマットを移動させ、パズルのように絵図を完成させたり、絵図の上に乗りながら県内の著名な山川、温泉、城、社寺などを見つれたりする活動的な学習を中心とする。また、絵図や時代背景、当時の郷土に関する職員の解説を基に、描かれた情報を読み解いていき、郷土の歴史に対する興味関心を高めていくように指導している。）

・活動エ

当館の施設見学を行い、施設の概要や



〈写真D〉 原寸大の大型絵図複製資料を使った体験的活動

職員の働く様子、収蔵史料の保存の様子などから、当館の業務の意義や記録を後世へ残すことの重要性について知る活動。

・活動才 当館に隣接する古墳<sup>18</sup>について、当館職員

員の解説を受けながら実地見学する活動。

（当館が管轄する遺跡ではなく館外の活動となるが、「古代の遺跡が、当館に隣接している。」という地理的状况を活用し、学校との協議の上で行っている。）

③総合的な学習の時間<sup>19</sup>（地域学習）の学習へ小学校第3学年へ

前橋市内の市立小学校との連携で、総合的な学習の時間における「地域学習」について授業協力を行っている。地域学習では、「地域の歴史を調べる」ことを学習の目的とした授業協力の他、「地域の施設を調べる」ことを学習の目的とした授業協力も行っている。前者の場合は、歴史資料や地域の歴史が学習の中心となり、後者の場合は当館の施設そのものの調査や、当館の業務内容が学習の中心となっている。〈写真E〉それぞれの学習の目的を踏まえた上で、担当教諭と協議・調整を行い、本時のねらいや学習活動の内容、活用する史料を選



〈写真E〉 当館の業務内容を学習する様子

定して取り組んでいる。

実際の活動内容は、前述の「②社会科（歴史的分野）の学習活動アクト」と同様であり、学習のねらいに即した活動を組み合わせつつ、小学生の発達段階を考慮した学習内容にしている。その他に小学生向けとして、児童に対して歴史資料をより身近に感じてもらえるように、複製資料を活用した学習活動も行っているので、前述の活動アクトに続く活動として報告する。

#### ・活動力

歴史資料の複製物（展示パネルやレプリカを活用し、史料がもつ情報を自分で見たり・考えたり・探したりする体験的な活動。

（複製資料は、近代のすぐろくを拡大したものや、原寸大の大名行列図、明治期の教科書などで、児童が興味関心をもって触れたり見たりできる史料を選定し、活用を図っている。表記されている字や内容もわかりやすい史料を選定しているので、児童でもわずかな解説で内容がある程度把握することができる。）

（2）史料の授業活用（教材化）に関する相談対応（レファレンス）

学校連携における連携の対象は、教員と子ども（児童・生徒）の2つに大別することができる。前述の「(1)当館内で実施する授業協力」では、教員との協力を前提とした上で、その対象は児童・生徒であった。ここで取り上げる「史料の授業活用（教材化）」に関する相談対応は、通常の「クラスで行う授業」において、実際に史料の活用を図る教員を対象とした連携であり、当館のレファレンス業務の一環でもある。

日々の授業の中で、効果的な組み立てや、学習目標達成のための手立てを探る教員からの相談とその対応は、多い件数ではないが毎年行われている。相談時には、前述の『普及版授業で使えるぐんまの資料』を最初に紹介し、授業内での史料活用のヒントとして提示している。（同時に普及も図っている。）その上で、当館の利用方法の確認や収蔵史料の紹介・提供、活用方法の提示、複製資料の貸出などの支援を行っている。

提供した「史料」（複製を含む）は、授業内で提示すれば「教材」になるわけでない。史料を教材とするためには、学習の目標や活動に沿った教育的価値を見出す必要がある。その史料を活用することで、授業や児童・生徒に対してどんな効果や変化、気付きなどを与えることができるのか。その史料の活用が、学習目標に迫るための要因に成り得るのか。その史料は、児童・生徒の発達段階や実態に合うものなのか。提示

する史料はどんな形態が効果的か。そういったことを相談していく中で明らかにしていくことが重要となる。そうして明らかになった学習計画や実態などの要因と、収蔵史料との合致による提供が、大変難しいところでもある。

実際に相談を受けた後に教材化に結びついた実績は毎年あるが、ここでは史料の形態が異なる2つの事例を報告する。

#### ①複製資料（展示パネル）貸出による教材化の事例

館内において、企画展や常設展などの展示業務のために作成された複製資料（展示パネルやレプリカ）は、展示が終了した後も活用を図るために保管している。学校連携では、展示施設ではない学校（教室）に原史料を貸出すことへの様々な困難を考慮し、扱いが容易であるこれらの複製資料の利活用（貸出）を図っている。

実際に教材として活用した事例としては、県内小学校（第6学年）の授業における展示パネルの活用（貸出）がある。活用した授業は、社会科の歴史学習「長く続いた戦争と人々の暮らし」の単元である。戦時中の生活の様子を調べて、わかったことをまとめる学習において、児童に「当時の生活の様子」を読み取らせる史料について相談があったので、当館の展示パネルを複数提示した。その結果、学習内容などを確認した上で活用を決定したパネルは2点で、どちらも戦時中の県内の様子（駅での出征の様子・空襲後の市内

の様子）を撮影した写真史料であった。展示用に原史料を拡大した写真パネルは、授業においては全体に提示した他、黒板に掛けて自由に見たりできるように活用された。視覚的に情報を読み取ることができ写真史料なので、児童にもわかりやすいだけでなく、パネル自体が大きくて見やすいことから、学習を進める上で大変有用であったと報告を受けている。

展示パネルの活用では、史料の相談を受けて実際に貸出す前に、利活用を図る教員自身に来館を促して選定してもらっている。これは、授業の目標や学習活動の計画、児童の実態等を考慮しながら、複数の史料より教員自身に選定してもらうことで、より効果的な史料の活用（教材化）につながるかと考えるためである。

#### ②収蔵史料の教材化の事例

県内の小学校教諭から、「総合的な学習の時間の地域学習として、地域（学校周辺）の昔の街並みや様子を取り上げたい。」との相談があった。当館収蔵史料の明治期絵図には、明治初年の地籍図ともいえる『壬申地券地引絵図』<sup>2</sup>が数多くある。〈写真F〉この地引絵図には、描かれている村の川や道、寺社なども記載されており、作成された当時の土



〈写真 F〉 壬申地券地引絵図 (大友村 部分 A0181AMA 57)

地の様子などが見て取れる。約千点ある地引絵図から学校区が含まれる絵図を特定し、記載されている豊富な情報を、授業において昔と現在の町並みの比較に活用することを提案した。地引絵図はマイクロフィルム化・デジタル化<sup>21</sup>が成されており、任意の箇所を拡大・縮小による閲覧や印刷

が容易にできるようになっているので、相談者である教員とともに学校区が含まれる地域の絵図を容易に確認することができた。その後、当時の場所と現在の場所を詳細に照合していき、児童でも想起しやすいと思われる地理的特徴のある場所を活用史料として選定した。最終的には、選定した場所をマイクロフィルムからプリントアウト（カラー及びモノクロ）し、複写史料として教員に提供した。

実際の授業では、プリントアウトした絵図をワークシートに挿入し、学習教材としての活用が図られた。児童の実態をよく知る「教員の目線」で選んだ場所は、今と昔を対比する授業においても大変効果的であり、児童の興味関心を引き付ける教材になったと報告を受けている。また、同じ教材を他学年の授業（第6学年 社会科 地租改正を学ぶ歴史授業）でも活用し、一筆ごとに土地情報が記入されている当該史料が、児童の理解を深めるのに大変効果的であったとの報告も受けている。

(3) 教員及び児童・生徒向けの普及啓発資料の作成・活用  
 学校連携は、教育的な目標・活動が非常に重要な要素である以上、連携についても学習計画や学習目標に沿った活動内容が求められる。しかし、実際の連携の場においては、活用する史料を保存している施設（文書館）がどのような施設であるかも、ある程度理解してもらう必要がある。特に児童・

**活用法① 授業の教材を探しに!**

文書館所蔵の歴史資料は、無料で閲覧することができ、撮影(無料)・コピー(有料)することもできます。

撮影・コピーした歴史資料を、学習資料の一つとして、児童・生徒に提示してみたいかごでしょうか?

**昔の地図や記録**



明治時代に作成された村ごとの地図から、当時の郷土の様子をうかがうことができます。また、郷土史や学校沿革史、新聞などの史料も閲覧することができます。

**身近な地域の文書類**



歴史の教科書や資料集でも取り上げられる、「傘連判」や「五人鉾威」、「機地蔵」などの文書類、日本の歴史を形作るこれらの史料も、県内で作成されたものが保存されています。

**パネル類の貸し出し**



提示しやすいように展示パネルになっている資料は、学校への貸し出しも行っています。複製品(レプリカ)もありますので、ぜひご相談ください。

**授業や資料についての相談**



歴史資料の探し方や、授業内での活用についての相談も受け付けています。気軽にご連絡下さい。

授業のお役に立ちます!

もんじょかん

## 群馬県立文書館 — 活用ガイド —



大名行列(松平紀五郎行列圖) P08107 No.1

群馬県立文書館(もんじょかん)では、県の作成した公文書や郷土に伝わる古文書などを収集・整理・保存して、みなさんが閲覧できるようにしています。

当館に収蔵している公文書や古文書には、県と各地域の成り立ちや生活の様子、土地の様子など、郷土の歴史を今に伝える史料がたくさんあります。

歴史学習はもちろん、地域学習や調べ学習などなど。学校授業の中で、今に伝わる『歴史』の一部を活用してみたいかごでしょうか。

<写真G> 「文書館活用ガイド」 抜粋

もって見てもらえるように、文字による説明を短く抑え、作成にあたっては、職務で忙しいとされる教員に興味をもつて見てもらえるように、

- ・活用方法③「教材資料はホームページにも!」(HP掲載データの活用について)
- ・活用方法②「施設見学や校外学習に!」(児童・生徒の来館型活動について)
- ・活用方法①「授業の教材を探しに!」(当館の利用やパネルの貸出などについて)

つている。

① 教員向け「文書館活用ガイド」の活用

平成28年度に作成し、連携を実施する学校の教員をはじめ、後述する県内の小学校社会科担当で構成される協議会でも配布・紹介している。この資料では当館や収蔵史料の活用方法を3つにまとめ、具体的な事例をもとに紹介している。へ写真Gの3つの活用方法の見出しは、次のようになっている。

える。また、実際に授業を組み立てる教員に対しては、活用する史料の理解を深めるためにも、他の史料の活用やさらなる連携を図るためにも、当館に対する理解を得ること即ち「普及」は非常に重要な連携の要因でもある。それらを考慮して、当館で行う学校連携に際しては、教員向けと児童・生徒向けに、「普及啓発資料」を作成し、その活用を図っている。

様子がわかる写真を多用した。そして、A3両面印刷1枚を二つ折りに仕上げ、ページ数を増やさず全体のボリュームをできるだけ抑えて見やすくなるように配慮した。

## ② 児童・生徒向け「文書館利用案内」の活用

「文書館利用案内」<sup>2</sup>は普及の基礎資料として、開館より適時改訂を加えられ活用されている。内容は当館の利用時間や休館日、アクセスマップなどの他、当館の仕事や施設、利用方法についても記載されている。一般的な資料としての項目もわかりやすく記載されているが、資料を見る対象が絞られていないため、情報量が多く難語句もあり、小学生には難しい内容であると考えられた。そこで、児童・生徒にもわかりやすい内容表記を目指し、通常案内とは別に小学生版と中学生版の2種類の「文書館利用案内」へ写真Hを作成し、学校連携時に活用を図っている。2種類とも内容的には同じものであるが、小学生版は難語句を使用せずに文字数も大幅に減少させ、より簡易で分かりやすい説明にした。また、学校に戻った後でも施設の概要などが確認できるように、児童が確認したいと思う事項を予測した内容表記を心がけた。

中学生版は、発達段階を考慮して、小学生版より詳細な内容表記となっている。また、個人的な来館も考慮し、当館の利用方法についても解説している。どちらの案内も、

### 1 いろいろな文書(ぶんしょ)などを あつめて・せいりして・ほそんしているよ!

#### ○あつめる

ちいきの人から古文書(こもんじょ)を群馬県から公文書(こうぶんしょ)をあつめます。



#### ○せいりする

どんなことが? いつ? だれが?などをかくにんして、せいりします。



#### ○ほそんする

温度(おんど)や虫に気をつけて、書庫(しょこ)にほそんします。



### 2 ほそんしている 文書などを みんなが見られるようにしているよ!

2かいの閲覧室(えつらんしつ)で、見たり調べたりできるようにしています。

### ■ いろいろな文書などの記録を集めて、整理して、保存しています

#### ○集める

地域の人から古文書(こもんじょ)など、昔に書かれた記録を集めます。また、群馬県からは、県の行った仕事の記録である公文書(こうぶんしょ)を集めます。



#### ○整理する

集めた文書の内容(いつ? だれが? だれに? 何を? など)を確認して、整理します。



#### ○保存する

集めた文書を入れておく特別な書庫に、温度や湿度、カビや虫に気をつけて大事に保存します。



### ■ 保存している記録を、みんなが見られるようにしています

整理が終わったいろいろな文書などの記録を、2階の閲覧室(えつらんしつ)で、見たり調べたりできるようにしています。

〈写真 H〉 利用案内 抜粋 左 (小学校版) 右 (中学校版)



授業内で効果的に活用されることを考え、その配布時期（来館前か来館時か）についても担当教員と協議している。

#### （4）教員向け普及活動

各普及啓発の取り組みにより、当館の普及を図っているところであるが、学校及び教員への認知という面ではまだまだ十分ではない現状がある。学校・教員に当館を知ってもらわなければ連携実践にはつながらない。そのことを踏まえ、また時間・予算を使わずにすぐに行ける普及を考え、外部団体への設備貸出を行っている利点を活かした教員向け普及に取り組んでいる。

当館の設備（研修室）は、様々な外部団体へ貸出を行っている。その一つとして、群馬県小学校中学校教育研究会小学校社会科部会（略称 県小社研）の研究推進部<sup>2,3</sup>の会場として年に数回貸出を行っている。県内の社会科担当教員で構成されているこの協議会は小学校限定であり、さらに県内全ての社会科教員が参加するわけではないが、当館と学校を紐付ける貴重な機会であるため、その協力的関係の構築に努めている。実際の普及は、県小社研の評議委員会や研究推進部会が開催するときに行っており、その普及内容は以下の3つである。

#### ①当館の紹介

事前に協議会の事務局と調整を行い、会議の開会または閉会の中で、当館職員による施設紹介を行う時間を頂いている。紹介する時間は10分程度であるが、館の利用方法や収蔵史料、教材化に適した史料などについて、できるだけ具体的に紹介している。当館職員が多数の教員に対して直接啓発を行える貴重な機会であるため、効果的に実施できるように、次項②と併せて実施している。

#### ②簡易展示による収蔵史料紹介（写真Ⅰ）

前項①をより効果的にするため、会議が行われる研修室に当館収蔵史料を展示し、会議前や終了した後の参加者が自由に見られるようにしている。史料は、「授業で活用できる」という視点で学校連携担当が精選しており、すぐに利用（貸出）が可能となる複製資料を中心に展示している。他にも前述の『授業で使えるぐんまの資料』や『活用ガイド』も紹介している。また、展示物に興味を持つ教員にも対応できるように、協議会の開始・終了の前後には学校連携担当者が控えるようにしている。

#### ③教材化に関する史料相談対応

会議終了後に、当館の利用や史料に興味を持つ教員から、教材化等の相談があるので、前述の（2）史料の授業活用（教材化）に関する相談対応（レファレンス）を行っている。



〈写真 I〉 簡易展示による収蔵史料紹介

#### IV 学校連携の課題

当館で取り組んでいる学校連携には、それぞれの活動ごとに課題となるものが多々ある。しかし各活動における課題の本質は、共通する部分も多く見受けられる。そこで、俯瞰的に「学校連携の課題」を捉えるために、それぞれの活動で考えられた課題を共通項で整理し、以下の5点にまとめた。

##### 課題（1）教員の認知について

通常、教育現場において実際に史料を活用するのは、教員と児童・生徒である。しかし、学習のために児童・生徒が自ら当館収蔵史料を活用することは、その発達段階などを考えると非常に難しいと思われる。現に、当館の利用状況からみても、小・中学生や高校生の史料閲覧は非常に少ない。そのような現状からも「学習に活用する」ことを中心に考えれば、そこには教えるべき立場にある教員の働きかけが不可欠であると考えられる。つまり教員側の当館の史料保存や活用についての理解や意識は、児童・生徒が「当館を知る・利用する」ことにおいても非常に重要な要素となる。

では、教員から「自ら来館し、積極的に史料を学校教育に活用」されているかという点、それもあまりないのが現状である。実際に連携を図った教員の方々や「県小社研」会議の参加者に伺ってみると、当館について知っていたという方は

非常に少ない現状であった。教員側が「業務で忙しい」ことも利用が図られない理由として挙げられるかもしれないが、現状を考慮すれば「知られていない」ことを一番大きな課題として捉える必要がある。

また、当館を「知っている」教員に話を伺ってみても、存在を認識しているだけであり、当館収蔵史料や利用方法への理解は十分とはいえない現状であった。これらのことから、「当館を認識していない」、または「認識が十分でない」双方の教員に対して、利用へと繋がっていく普及の手立てが必要となっている。

課題（２）利用史料の選定について

当館について、理解してもらい実際に学習で史料を・・・と進んだ場合、次に課題となるのは、授業で活用を図ることができる収蔵史料の選定についてである。当館においても、県内の歴史資料について、全県域・年代について網羅できていくわけではなく、収蔵史料には時代・地域に偏りがあり、絵や写真に比べて文字史料が圧倒的に多い。そのような現状の中で、教員が利用したいと考える史料と、当館が活用できると判断し提供を考える史料は、必ずしも一致するわけではない。学習計画や児童・生徒の実態などの教員側のニーズに即した史料の選定は、今後学校連携をさらに進めていく中で大きな課題の一つであると考えられる。

課題（３）史料（含複製資料）の授業利用に対する手続きについて

多忙とされる教員の方々は、史料を教材として活用する場合、その手続きはできるだけ簡易なものを望んでいる。人によっては、デジタルデータの電子メール送付を望み、できるだけ来館せずに進めることを希望する場合もある（当館では電子メール送付サービスは行っていない）。そのような迅速な利用手続きに対する要望に、当館が対応しきれないことも課題として挙げられる。

現在、収蔵史料を教材として活用するにあたっては、①当館に来館し閲覧申請↓②コピーや撮影のための複写申請↓③プリント等で配布するための出版物掲載許可申請という一連の流れが必要となる。この中で③については、即日に許可書を出すことができないため、後日来館してもらうか切手を徴収して郵送することになる。

複製資料の貸出に関しても、①来館して複製資料の確認、選定↓②複製資料の館外貸出許可申請↓③複製資料の貸出、となっており、②については即日に許可書を出すことができないため、③の時に再度来館する必要がある。どの場合においても、複数回の来館が前提となっていることに加え、閉館時間が午後５時であり、土日は開館しているが学校連携担当が不在となる現状では、教員側が望む迅速で簡易な手続きは

難しい現状にある。

課題（４）館内で実施する連携の在り方について

館内で実施している授業協力は、どれも近隣の学校からの来館によるものである。これは、徒歩または自転車での来館が可能であるということや、学習の対象となる「地域」の範囲に含まれているという地理的な要因に依るところが大きい。

この要因は、裏を返せば遠方の学校の来館型連携の課題でもある。学校現場では、授業時数確保のため、学校行事や授業計画を精選している。その中で、年間指導計画に当館での学習を入れ込むことや移動手段を確保することは、社会科学見学などで校外学習の計画が既にある現状においては難しいと思われる。また、課題の（２）にも関連するが、仮に来館を希望する学校があったとして、学習の目標や希望に即した史料が用意できるかどうかという問題も考えられる。来館型を提案する場合は課題（１）の認知を含め、よほどの教育的意義を打ち出さない限り実施は難しいと思われる。

課題（５）担当職員の他業務との兼ね合いと専門性について

学校連携業務は前述のとおり、公・古両係が担当している。さらに具体的に述べると、両係の中で学校から異動してきた教員が担当しているが、全ての担当が史学専攻や社会科、地歴科の教員であるわけではない。また、それぞれに他に主た

る業務を務めており、学校連携業務に割ける時間が少ないことが現状であり、課題としてあげられる。当館の学校連携は、教員の来館を求め、細かな打合せのもとに実施するようにしている。現在は両係の担当同士で連絡・調整しながら対応しているが、今以上の連携業務の実現を考えるのであれば、現状の体制の見直しも必要であると思われる。

## V 学校連携の今後の展望

連携とは、『大辞林第三版』（三省堂）によれば「〔連絡提携れんらくていけい〕の意」連絡を密に取り合って、一つの目的のために一緒に物事をする」とある。ここから考えてみても、教育現場（学校）と当館で連絡を密にとりあつて、どのような教育的な「目的」を共有するのか。そして、「目的」を達成するために、どのように一緒に物事（手立てや支援）に取り組んでいくのかが、「学校連携」の重要な要因である。これらを常に考え実践に臨むことが学校連携の基本的・中心的な考え方であると同時に、今後目指していかなくてはならない連携のあり方とも考えられる。

この目指すべき連携に近づいていくためには、先に「学校連携の課題」として挙げたような諸問題に対して解決に向けた方策を熟考し、館をあげて取り組んでいかななくてはならな

いと感じている。そこで、課題解決へ向けた当館の方策について、望ましい働きかけや進むべき方向性を中心に、筆者なりの見通しをまとめてみる。

### ①教員の認知について

教員を対象とした普及は、学習指導要領改訂<sup>2,4</sup>の時節も考慮し、計画的に進めることが重要となっていく。そして「施設（及び収蔵史料など）を知らなかった教員」や「利用を考えたことがない教員」に対し、興味関心を呼び起こして史料活用につながるような効果的なアウトリーチ<sup>2,5</sup>を計画し、実践していく必要がある。

そのための一つの方策として、当館ではまだ取り組まれていない教員向けの研修や講座（館の利用方法や史料探し、教材化のレクチャー）など、能動的な働きかけを具体的に提案していききたい。当館の業務や史料について「お知らせする」だけではなく、学習計画と収蔵史料の関連性を明確にし、どのような手順・方法で活用を図ることができるか、効果的に活用するポイントは何かなど、より「教材化による活用」に特化した啓発を計画していく。この啓発計画を進めるには、教材となり得る史料の精査や、学習計画との具体的な関連付けが必須となる。そして具体化した収蔵史料を中心に、実施可能な研修計画や内容について検討し、研修・講座を具現化していくことが必要となる。さらに、現場の教員が授業を組

み立てる上でどんなことを必要としているのか、児童・生徒の学習に対し、どんな支援を望んでいるのか。そういった教員のニーズを把握することも非常に重要となってくる。教材化する史料や研修・講座内容ともに、教員のニーズに沿ったより実践的な計画の作成を考えていきたい。

### ②利用史料の選定について

現在課題として抱えている史料の選定については、考え方の転換が必要と考える。前述の課題において収蔵史料の偏りを挙げたが、裏を返せば「強み」にもなる可能性が秘められている。それは「その時代・その地域に偏った史料」を、「その時代・その地域に特化した教材」へと考え方を転換させることで可能となっていく。ある地域に伝存した史料や、ある地域の情報に特化した内容の史料は、歴史学習だけではなく総合的な学習の時間の地域学習などでも有用な教材と成り得る。特定地域に特化した史料を活かし、①と同様に積極的な働きかけで、利活用へと繋げていきたい。

また、教材として活用された史料は、実践情報を記録し、改善の必要性やより効果的な利活用などの検討を重ね、「教材化史料」としての情報を蓄積していくことも、今後さらに重要となる。

### ③史料（含複製資料）の授業利用に対する手続きについて

公的機関であり条例等に則る施設である以上、史料の取扱いにも当然としてルールがあり、適切に手続きを執り行うことは大変重要である。そのことを踏まえた上で、館内の運用に関する規則であれば、現状などを考慮した見直しを図る。<sup>26</sup> ことよって、手続きの迅速化がある程度可能であると考えられる。

特に原史料ではなく、複製資料の利活用に関しては、事務の改善のあり方について、時節に沿って柔軟な対応を検討していくことが必要ではないかと考える。学校における史料の利活用は、基本的には限られた範囲内(教室内や学校内、または授業時間単位)であることを考慮して、利活用に関する許可等の手続きを柔軟に迅速に進めていくことの必要性も考えていきたい。

#### ④ 館内で実施する連携の在り方について

館内で行う連携の有用性については、取り組み報告でも述べており、今後も積み重ねてより良い連携にしていくことは重要なことである。しかし、課題にあるような現状を好転させるためには、来館による連携を考えるだけでなく、「こちらから出向いていく(職員の派遣)」連携の在り方も、早急に検討していかなくてはならない。近年、学校側からの依頼で、当館職員を授業に派遣した実績は少ない。<sup>27</sup>これには、学校・教員側の認知度の課題だけでなく、当館の依頼受入れ準備に

関する問題も関連している。①で述べた教材化史料の精査や教員向けの研修・講座の計画にも関連させて準備を進めていき、積極的な働きかけを行いたい。

#### ⑤ 担当職員の他業務との兼ね合いと専門性について

この課題については、人事や分掌との関連によるものなので、その解決の方策を学校連携のみで考えるのは適当ではない。

しかし、担当職員の専門性に関しては、当館の収蔵史料の効果的な活用という観点から、よりよい方向性を考えていきたい。当館が収蔵するのは歴史資料であり、学校での活用は「社会科(地歴科)」・「総合的な学習の時間」を中心と考えられている。しかし、今後広く学校連携を展開していくのであれば、担当者の様々な専門性を活かし、他教科への利活用も検討していくことが重要となる。例えば、同じ社会科でも、地租改正や税制など租税に関する史料や選挙に関する史料は、公民分野での活用が考えられる。また、戦時中の史料であれば、国語科の戦争題材(物語文)での活用、くずし字に関する史料や古典籍なども、文字の成り立ちや著名な古典文学の学習として同教科での活用が考えられる。他にも、明治期の楽譜であれば音楽科。料理レシピの史料は家庭科。社会科という一つの枠組みだけではなく、担当の専門性を活かしたり、柔軟な発想で利用を考えたり、広く教材化を図って授業での

活用に取り組んでいきたい。

これら①～⑤の他に、前述の設置条例や各種規則、他業務との関連を踏まえて「普及啓発」の意義をもう一度よく考え、当館での学校連携の在り方を職員自身が再確認する。そして、進むべき連携の方向性について協議し、共通理解を図ることが今後さらに重要となっていく。

また、「目指すべき連携」について、ここで実践例を報告した小・中学校だけではなく、他機関との連携や協働の取り組み、大学や地域施設との連携についても検討していく必要性を忘れてはならない。そしてそれらの「連携」が双方にとつて有用なものであるのならば、一過性の連携ではなく継続的に進められていくように努めていく必要があると考える。

## 【脚注】

<sup>1</sup> 詳細は、文部科学省のHP内『現行教育法律一覧』を参照のこと。

<sup>2</sup> 双文22号（2005年）「歴史学習における文書館収蔵資料の活用について」水石理也

<sup>3</sup> 当館は「総務普及係」、「公文書係」、「古文書係」の3係であったが平成29年度に「総務普及係」は廃止となった。結果、平成30年度から、「公文書係」と「古文書係」の2係制となり、「総務普及係」の主たる業

最後に、学校連携の重要な対象である児童・生徒は、授業

において史料を活用するだけではなく、将来の利用者でもあり史料の保存者（受け継ぐ人）になるという視点を忘れてはならないと考える。学校連携においては、前述のとおり学習指導要領や学習の目標、教員が設定する授業のねらいが最重要であるが、史料を残すことの意義や史料をリレーのバトンのように次の世代へと繋いでいくことの重要性にも、児童・生徒が気付けるようにできるだけ配慮していく。そういったことの積み重ねが、史料保存機関や史料保存のあり方についての現在の課題を、よりよい方向や解決へと導く一助となっていくと考える。

務は「公文書係」に引き継がれた。

<sup>4</sup> 昭和57年3月31日制定 条例第9号  
平成元年3月27日改正 条例第9号

<sup>5</sup> 『デジタル大辞泉』（小学館）より。

<sup>6</sup> 昭和57年3月31日制定 教育委員会規則第2号  
平成30年3月23日改正 教育委員会規則第2号（この改正により「総務普及係」は廃止となる。）

7 前掲（脚注3）

8 当館の事業報告書『年報』では、「教育普及活動」の項目で、その年の普及啓発業務を報告している。

9 前掲（脚注2）

10 フェイスブックに「群馬県立文書館」でアカウントを作成。

当館HP (<https://www.archives.pref.gunma.jp/>)からも閲覧が可能。

11 収集資料の学校教育への活用を図るため、平成16年3月に学校教員向けの資料集として編集発行されたものを、同年12月に普及版として刊行した資料集。当館で収蔵している古文書、行政文書、行政資料、絵地図、写真などの中から、学校の授業の中で教材として利用できそうなものを選定して収載した。当館及び近隣の書店で販売している他、ホームページでもPDF形式で広く公開している。

12 令和元年度からは、古文書関係の事業が「出張！古文書講座」との名称で独立した。事業内容も講演会の講師としてだけでなく、関係機関との相互連携をより重要視したものとなっている。

13 平成16、17、30年度に県内公立高校の地理歴史科において、当館職員の派遣により授業協力を実施。

14 TT（ティーム・ティーチング）は、2人以上の教職員が連携・協力を通して、ひとりひとりの児童・生徒および集団の指導の展開をはかる指導方法および形態である。学習内容、興味・関心、達成度などに応じて柔軟な学習集団の編成を可能とする。

15 職場体験学習は、生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動である。望ましい勤労観、職業観の育成や、学ぶこと、働くことの意味の理解、及びその関連性の把握などが教育的意義として挙げられる。

当館で連携を行っている中学校の職場体験学習の目的は、以下の二つである。

- ① 職場で直接勤労体験をしたり、職場の人の働く様子を観察したりすることにより、働くことの厳しさ、楽しさ、喜びなどを体験的に理解させ、職業に対する見方や考え方を深め、勤労の貴さや意義を学ぶ。
- ② この体験学習を通じて自主性・社会性を身につけ、職業選択の参考にする。

16 中学校社会科は、「地理的分野」、「歴史的分野」、「公民的分野」の三つに分野からなる。「歴史的分野」では、(1) 歴史のとらえ方、(2) 古代までの日本、(3) 中世の日本、(4) 近世の日本、(5) 近代の日本と世界、(6) 現代の日本と世界、の内容がある。

平成29年告示の学習指導要領では、歴史的分野の内



容6項目が「A歴史との対話」、「B均整までの日本とアジア」、「C近現代の日本と世界」に再編された。

<sup>17</sup> 当館収蔵史料「元禄十五年 上野国絵図」【請求番号 P8710 1】

元禄十五年十二月の作製年月が記載されており、酒井雅楽頭の記載がある。前橋藩の酒井家が作製を担当し、幕府へ献上した絵図の控図と推定される。縦約520cm×横約555cm。平成21年(2009)3月24日に群馬県指定重要文化財に登録。

<sup>18</sup> 天川二子山古墳。昭和2年(1927)に国の史跡に指定されている(名称は二子山古墳)。前方後円墳であり、全長104m、6世紀後半頃の築造とされている。公園内に保存されていて自由に散策できるため、近隣の児童・生徒にも馴染みのある古墳である。

<sup>19</sup> 総合的な学習の時間は、「横断的・総合的な学習」や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。」を目標としている。地域や学校、児童の実態に応じて、創意工夫を生かした内容を定めることが期待されているので、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容を学習指導要領では明示していない。

<sup>20</sup> 明治5年に土地の所有者を明確にする目的で発行された「壬申地券」を作成するために、県に提出された絵図である。当時の村ごとに作成され、一筆ごとに字名、土地の所有者、反別、地目などが記載されている他、道路や川、水路、神社仏閣など村の様子も描かれている。当館には約千点が収蔵されている。この絵図を含む明治期から昭和20年までの行政文書群『群馬県行政文書』17858点は、平成21年6月に国の重要文化財に指定されている。

<sup>21</sup> 『壬申地券地引絵図』をはじめ、当館収蔵の大型絵図史料の一部は、史料保存と利用(簡易閲覧)の観点からマイクロフィルム化・デジタル化がなされている。マイクロフィルムは、マイクロフィルムリーダーで閲覧することができる。デジタル化されたデータは、デジタルアーカイブビューアーで閲覧することができる。どちらも、パソコン端末で操作し、モニター画面で史料を閲覧して印刷することもできる。

<sup>22</sup> 通常版は、当館HPからダウンロードが可能。

<sup>23</sup> 群馬県小学校中学校教育研究会小学校社会科部会は、昭和28年8月28日に創立された「群馬県小学校社会科教育研究会」を前身に、昭和39年3月3日に発足した「群馬県小学校中学校教育研究会」の一部会「小学校社会科部会」(県小社研)となり現在に至る。

この県小社研に設置されている「研究推進部」は、県内4ブロックより1名ずつの県小社研評議員校長と、同じく4ブロックより若干名の教員、事務局員で

構成されている。(群馬県小学校中学校教育研究会小学校社会科部会発行『群馬県小社研50年のあゆみ』参照のこと。)

<sup>24</sup> 幼稚園、小学校、中学校は2016年度に、高校は2017年度に改訂が行われた。各校種の全面実施は、幼稚園が2018年、小学校が2020年、中学校が2021年、高校が2022年の4月からとなっている。

<sup>25</sup> アウトリーチ (outreach) 「……の先まで達する、の外まで広がる、越える」、「(腕・手などを)差し伸べる」(クラウン英和辞典 三省堂)  
アウトリーチは、外部へのはたらきかけとして、様々な分野でその定義付けがなされている。本稿は学校との連携を対象としていることから、「当館の存在や史料が保存・活用されていることを知らない学校・教員に対し、当館を認識してもらい活用へと繋げること。」と捉えている。

<sup>26</sup> 当館の諸規則を見直す「例規等検討委員会」において、平成30年度に複製資料の貸出に関する定義や手続きを定める「群馬県立文書館における複製資料の館外貸出要領」が改正された。これにより、デジタルデータの定義付けや、貸出手続きの簡素化が図られた。

<sup>27</sup> 前掲(脚注13)

執筆者紹介

関口 荘右 (せきぐち そうすけ) 補佐兼古文書係長  
古文書係  
大谷 憲康 (おおたに のりやす) 公文書係指導主事

題字 岡庭 征人 書

---

双 文 第 3 5 号

令和 2 年 3 月 3 1 日 発行

編集・発行 群馬県立文書館

前橋市文京町3-27-26 (〒371-0801) / 電話027(221)2346

---